

令和4年度版

業務概要

< 令和3年度実績 >

長崎こども・女性・障害者支援センター

〒852-8114 長崎市橋口町 10-22

(代表) TEL 095-844-5132

FAX 095-844-1849

佐世保こども・女性・障害者支援センター

〒857-0034 佐世保市万徳町 10-3

(代表) TEL 0956-24-5162

FAX 0956-24-5087



目 次

こども・女性・障害者支援センターの概要

1	こども・女性・障害者支援センターの沿革	1
2	センターの支援内容	1
3	相談窓口の管轄区域	2
4	組 織	3
5	職員数	4
6	所在地	6
7	資 料	7

こども支援 [児童相談所]

	児童憲章	1
()	児童相談所	
1	設置の目的	2
2	受け付ける相談の内容	3
3	相談業務の流れ	4
4	援助の種類と内容	5
5	他機関との関係	6
()	業務実績	
1	受付件数の年度推移	8
2	相談受付と処理の状況	10
3	相談別にみた問題の傾向	12
4	巡回相談	23
5	療育手帳	24
6	判定業務	25
7	児童福祉司等の指導	29
8	児童福祉施設等入所・通所・委託	30
9	里親制度に関すること	31
10	一時保護	34
11	テレフォン相談	35
()	統計資料	40

女性支援 [婦人相談所] [配偶者暴力相談支援センター]

()	女性相談について	
1	女性相談(婦人保護事業)とは	1
2	女性相談の実施機関	1
3	相談業務の内容	2
4	相談支援の流れ	3

()	相談事業の概要		
1	相談件数等の推移	5
2	相談の内訳	7
3	保護命令取扱い件数の推移	10
4	事業	11
5	研修会の開催・講師派遣等	11
()	一時保護		
1	一時保護の推移	12
2	昨年度の状況	13
3	入所中の対応	15
4	婦人保護施設への措置業務	17

身体障害者支援 [身体障害者更生相談所]

()	身体障害者更生相談所		
1	設置の目的	1
2	相談・判定業務と身体障害者手帳交付事務	1
3	業務内容	2
()	業務実績		
1	相談判定業務	4
2	身体障害者手帳	9
3	巡回相談	13
4	地域リハビリテーション推進事業等会議関係	13
5	パーキングパーミット交付実績	14
6	ヘルプマーク交付実績	14
()	身体障害者手帳所持者数（県障害福祉課調べ）		
1	障害別	15
2	等級別	15
3	年齢別・市町別	16
4	年齢別・障害別	17

知的障害者支援 [知的障害者更生相談所] [障害者権利擁護センター]

()	知的障害者更生相談所		
1	設置の目的	1
2	業務内容	1
3	相談判定業務と療育手帳交付事務	2
()	業務実績		
1	相談内容別取扱件数	3
2	判定件数・判定書等交付件数	3
3	福祉事務所別相談件数	4
4	判定書等文書対応件数（再掲）	4
5	年齢別判定件数	5
6	判定結果内訳	6
()	療育手帳所持者数（県障害福祉課調べ）		
1	年齢・障害程度別 全県計	8

2	市町別・程度別	9
3	市町別・年齢別	10
()	障害者権利擁護センター	
1	設置の目的	11
2	業務内容	11
3	対応状況等	11
4	研修会等	12

精神障害者支援・こころの健康保持増進

[精神保健福祉センター] [ひきこもり地域支援センター]

[高次脳機能障害支援センター]

()	精神保健福祉センター	
1	設置の目的	1
2	業務内容	1
()	業務実績	
1	技術指導・技術援助	2
2	教育研修	6
3	広報普及	9
4	調査研究	10
5	組織育成	11
6	精神保健福祉相談(外来診療を含む)	13
7-1	心の健康づくり推進事業(こころの電話)	20
7-2	学校危機へのこころの緊急支援事業	22
7-3	精神障害者社会参加促進事業	24
7-4	自殺総合対策事業	26
7-5	依存症関連事業	29
7-6	災害時こころのケア体制整備事業	35
7-7	精神保健福祉従事者の資質向上	37
8	長崎県精神医療審査会の審査状況	38
9	自立支援医療費(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定	39
10	ひきこもり地域支援センター	40
11	高次脳機能障害支援センター	47

こども・女性・障害者支援センターの概要

1. こども・女性・障害者支援センターの沿革

「こども・女性・障害者支援センター」は、特別な支援を必要としている、子どもや女性、そして障害のある方々に一元的に対応できる総合的な相談・支援機関として、平成19年4月に設置され、県の福祉保健行政の一翼を担っている。

「長崎こども・女性・障害者支援センター」は、長崎市内に設置していた「中央児童相談所」、「婦人相談所」、「長崎身体障害者更生相談所」、「長崎知的障害者更生相談所」と大村市内に設置していた「精神保健福祉センター」の5機関を統合。

「佐世保こども・女性・障害者支援センター」は、佐世保市内に設置していた「佐世保児童相談所」、「佐世保身体障害者更生相談所」、「佐世保知的障害者更生相談所」の3機関を統合し、配偶者暴力相談支援センターの機能を附置。

2. センターの支援内容

(1) 子どもに関すること

児童虐待、心身の発達の遅れ、非行、不登校などの18歳未満の子どもに関する相談を受け付けている。市町にも相談窓口が設置されているが、センターでは専門的な知識や技術が必要とする事例に対応し、直接援助を行うほか、市町と連携しての支援も行っている。

(2) 女性に関すること

女性が抱えるさまざまな問題や悩みの相談に対して、総合的な支援を行っている。電話や来所による相談の他、危険性、緊急性が高いと判断される場合は、安全確保のための支援を行っている。

(3) 障害のある方に関すること

障害のある方の相談に応じて総合的な支援を行っている。身体障害者手帳、療育手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談と、知的障害のある方へは、地域生活の相談支援等を行っている。

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、精神保健福祉手帳に関する相談、精神障害のある方へは、医療、保健及び福祉に関する相談、また交通事故などによって脳が傷ついておこる障害（高次脳機能障害）のある方への支援も行っている。

(4) こころの健康相談

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、日常生活やひきこもりでの悩み、家庭や職場などでの人間関係の悩み、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する悩み、精神科の病気にに関する悩みなど、「こころ」に関する相談を電話及び面接により行っている。

3 相談窓口の管轄区域

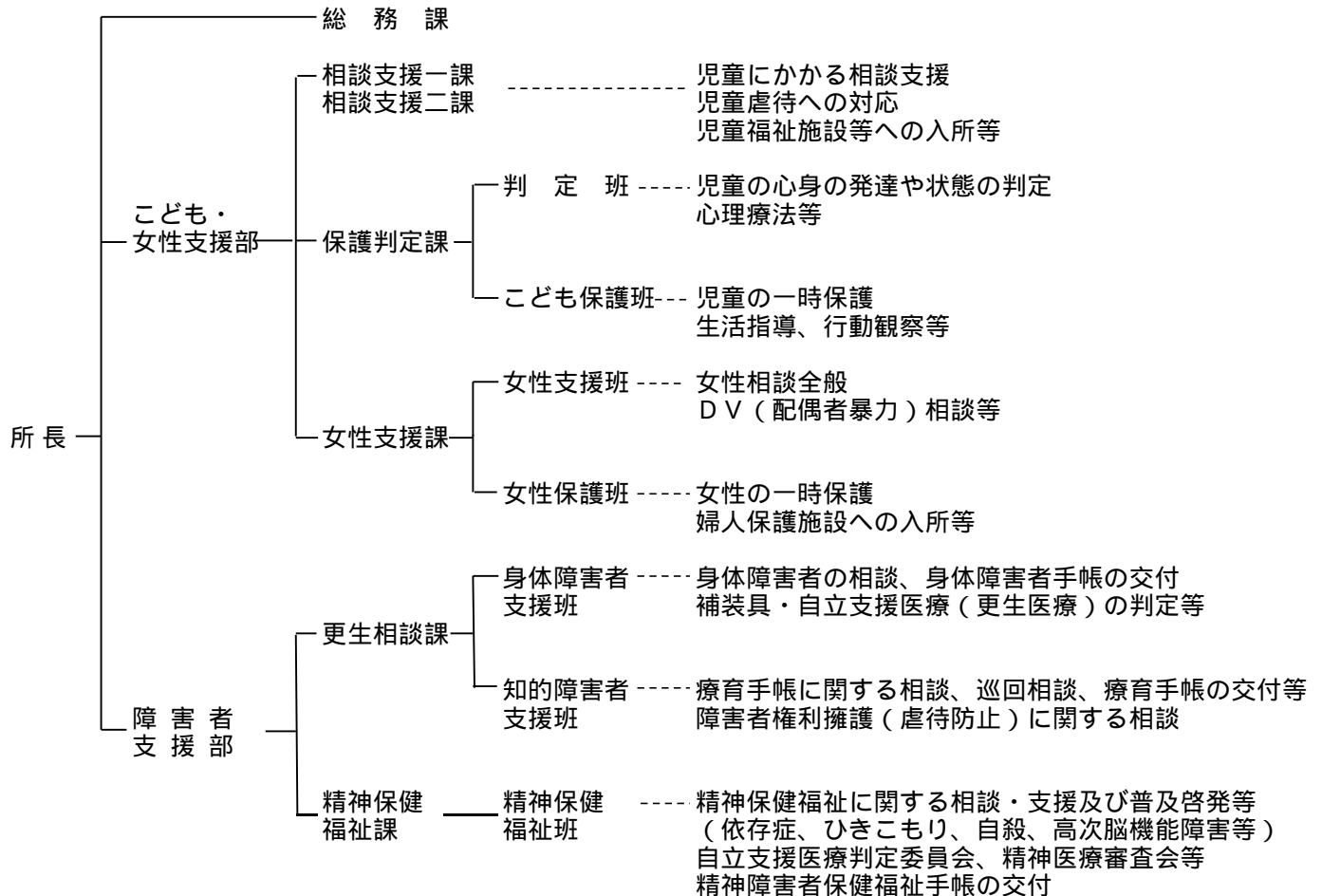
長崎子ども・女性・障害者支援センター……

佐世保子ども・女性・障害者支援センター……

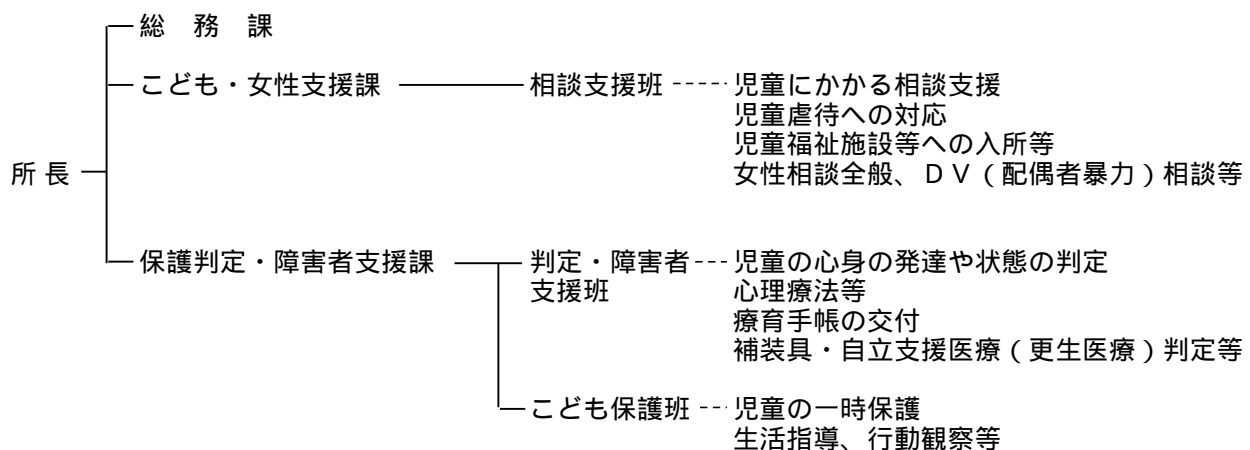
	「児童相談所部門 子どもに関する相談」	「婦人相談所部門 女性に関する相談」	「DV（配偶者暴力） 女性に関する相談」	「配偶者暴力相談支援センター 部門」	「知的障害者更生相談所部門 身体障害者更生相談所部門 知的障害者更生相談所部門 身体障害者/知的障害者に関する相談」	「障害者権利擁護センター 部門」	「精神保健福祉センター 部門」	「精神障害に関する相談」 「心の健康相談」	「高次脳機能障害支援センター 部門」	「高次脳機能障害に関する相談」	「ひきこもり地域支援センター 部門」
長崎市											
島原市											
諫早市											
大村市											
五島市											
西海市											
雲仙市											
南島原市											
西彼杵郡長与町											
西彼杵郡時津町											
南松浦郡新上五島町											
佐世保市											
平戸市											
松浦市											
対馬市											
壱岐市											
東彼杵郡東彼杵町											
東彼杵郡川棚町											
東彼杵郡波佐見町											
北松浦郡小値賀町											
北松浦郡佐々町											

4. 組織

長崎こども・女性・障害者支援センター



佐世保こども・女性・障害者支援センター



5 職員数

長崎こども・女性・障害者支援センター 注) []は兼務職員

R4.4.1 現在

所 長 (医)	次 長 (事)	総務課						こども・女性支援部																								計															
		課 長 (事)	係 長 (事)	事 務	技 師 (運)	任用 事 務	計	部 長 (社)	課 長 (警)	相談支援一課						相談支援二課						保護判定課						女性支援課																			
										課 長 (社)	専 門 幹 長 (社)	係 長 (社)	任用 電話相談員	任用 児童相談協力員	課 長 (社)	専 門 幹 長 (社)	係 長 (社)	任用 児童福祉司	任用 里親支援員	課 長 (社)	係 長 SV	係 長 SV以外	児童 心理司	任用 心理判定員	任用 医 師	専 門 幹 長 (社)	係 長 (事)	任用 児童指導員	係 長 (保)	任用 心理療法担当職員	任用 宿日直業務員		課 長 (社)	女性支援班 任用 係 長 (社)	女性保護班												
																																			任用 係 長 (社)	任用 係 長 (事)	任用 相談指導員 (社)	任用 心理職員	任用 保育士	任用 管理宿直員	任用 医 師						
1	1	[1]	1	1	1	4	9	1	1	1	1	1	1	2	12	3	1	1	1	2	12	3	1	1	1	5	3	1	1	1	8	[1]	1	7	1	1	2	1	1	1	1	1	4	1	85		
								1	1	1	1	2	12					1	2	2	12																										

下段は児童福祉司任用有資格者数

障害者支援部																								計	兼務 保健所	長崎 市派遣	所 属 計								
部 長 (保)	課 長 (社)	更生相談課												精神保健福祉課																					
		身体障害者支援班						知的障害者支援班						精神保健福祉班																					
		専 門 幹 長 (社)	係 長 (保)	係 長 (理)	社会福 祉	係 長 (作)	言語聴 覚士	任用 医 師	任用 事 務	専 門 幹 長 (社)	係 長 (社)	係 長 (保)	心理 判定員	任用 医 師	任用 心理判定員	課 長 (保)	医 長	専 門 幹 長 (社)	係 長 (社)	係 長 (保)	事 務	社会福 祉	理 学 療 法 士					保 健 師	言語聴 覚士	作 業 療 法 士	任用 事 務	任用 依 存 症 対 策 相 談 員	任用 電 話 相 談 員		
1	1	1	1	1	1	[1]	[1]	10	3	[1]	1	1	[1]	[6]	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	41	[13]	1	136

()内は職種
の略
事 = 一般事務
社 = 社会福祉
医 = 医師
警 = 警部
保 = 保健師
理 = 理学療法士
作 = 作業療法士
運 = 運転士

は会計年度任用職員
52名

佐世保子ども・女性・障害者支援センター 注) []は兼務職員

R4.4.1現在

所 長 (社)	次 長 (事)	総務課				計
		課 長 (事)	事 務	技 師 (運)	任用	
					事 務	
1	1	[1]	1	1	1	5

子ども・女性支援課											計	
課 長 (社)	相談支援班											
	専 門 幹 (社) S V	係 長 (社) S V	係 長 S V 以 外	児 童 福 祉 司	女 性 相 談 ケ ー ス ワ ー カ ー	任用						
						児 童 相 談 協 力 員	里 親 支 援 員	確 認 業 務 員	児 童 虐 待 安 全	婦 人 相 談 員	事 務	
1	2	1	2	11								
1	2	1	1	8	1	1	1	1	1	2	24	

下段は児童福祉司任用有資格者数

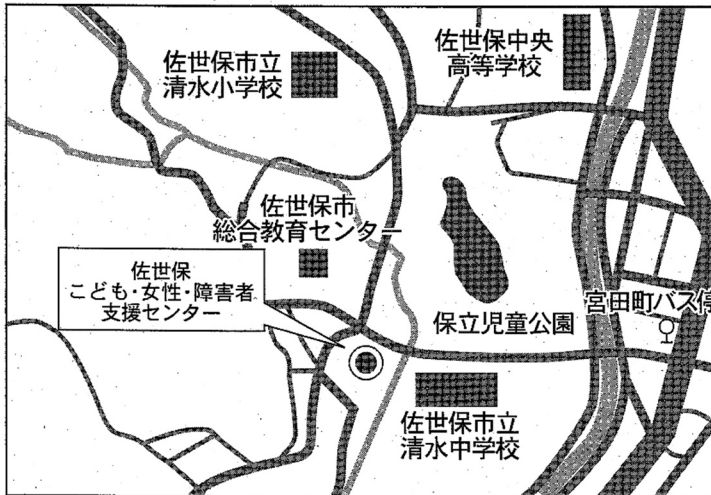
保護判定・障害者支援課													計	兼 務 保 健 所	所 属 計
課 長 (社)	判定・障害者支援班					子ども保護班					係 長 (保)				
	係 長 (社)	係 長 (理)	児 童 心 理 司	任用	嘱 託 医	専 門 幹 (社)	係 長 (事)	児 童 指 導 員	任用						
				事 務					児 童 相 談 所 保 健 師	心 理 療 法 担 当 職 員	宿 日 直 業 務 員				
1	2	1	4	2	7	1	1	5	1	1	9	[1]	35	[10]	64

は会計年度任用職員及び嘱託医 27名

6 所在地



長崎こども・女性・障害者支援センター
 〒852-8114 長崎市橋口町10-22
 (代表)TEL 095-844-5132
 FAX 095-844-1849



佐世保こども・女性・障害者支援センター
 〒857-0034 佐世保市万徳町10-3
 (代表)TEL 0956-24-5162
 FAX 0956-24-5087

7 資料

(1) 管内概況

令和4年4月30日現在

区分 管内都市別	総人口 (3.10.1)	18歳未満 (3.10.1)	児 童		療育手帳 所持者 (4.3.31)	身体障害者 手帳所持者 (4.3.31)	う ち 障 害 別				精神障害者 手帳所持者 (4.3.31)	女 性 相 談 件 数 (4.3.31)
			相 談 件 数 (4.3.31)	施 設 入 所 (4.3.31)			視 覚	聴・音・平	肢 体	内 部		
長崎市	403,950	56,170	1,875	41	4,501	22,467	1,616	3,190	9,789	7,872	5,251	1,453
島原市	42,597	6,447	148	4	537	2,245	168	215	1,054	808	345	63
諫早市	132,997	21,829	762	5	1,576	5,912	439	618	2,801	2,054	1,096	127
大村市	95,939	18,286	651	20	1,222	4,018	244	474	1,835	1,465	997	83
五島市	33,729	4,324	126	4	590	2,090	202	233	977	678	494	12
西海市	25,671	3,338	77	1	427	1,688	127	194	813	554	216	25
雲仙市	40,629	5,965	120	0	648	2,384	181	210	1,271	722	314	27
南島原市	41,381	5,626	110	3	581	2,464	180	251	1,211	822	371	98
市 計	816,893	121,985	3,869	78	10,082	43,268	3,157	5,385	19,751	14,975	9,084	1,888
西彼杵郡	69,635	12,723	285	8	610	2,789	201	334	1,232	1,022	486	221
南松浦郡	17,060	1,906	53	3	344	1,122	83	110	565	364	188	27
郡 計	86,695	14,629	338	11	954	3,911	284	444	1,797	1,386	674	248
佐世保市	239,960	37,481	1,128	23	2,862	12,680	895	1,342	6,026	4,417	2,439	603
平戸市	28,822	3,944	90	2	445	2,104	168	236	1,002	698	277	47
松浦市	20,841	3,042	87	2	337	1,404	89	169	705	441	182	13
対馬市	27,849	3,880	88	0	384	2,223	128	425	1,007	663	307	9
壱岐市	24,478	3,811	86	1	384	1,466	85	156	741	484	217	14
市 計	341,950	52,158	1,479	28	4,412	19,877	1,365	2,328	9,481	6,703	3,422	686
東彼杵郡	35,016	5,489	172	3	533	2,001	149	212	1,016	624	263	66
北松浦郡	16,103	2,930	110	0	169	725	52	81	335	257	112	59
郡 計	51,119	8,419	282	3	702	2,726	201	293	1,351	881	375	125
県 外			147	5	0	0	0	0	0	0	0	170
その他(不明)			67	0	0	0	0	0	0	0	0	133
合 計	1,296,657	197,191	6,182	125	16,150	69,782	5,007	8,450	32,380	23,945	13,555	3,250

児童相談件数の都市別は保護者の居住の区分による。「その他(不明)」は保護者のないもの(施設入所児)。

(県内全域) (県内全域)

女性相談件数の「その他(不明)」は住所不明

「聴・音・平」 - 聴覚・音声・平衡・障害 内部 - 心臓ほか

(2) 沿革

中央児童相談所・長崎知的障害者更生相談所		婦人相談所		長崎身体障害者更生相談所		精神保健福祉センター	
昭和 23.11	長崎市梅香崎町、済生会病院の一部を借用して中央児童相談所を発足	昭和 32. 4. 1 32. 7.27 32,12.10 33. 5. 7 33. 7.10	「売春防止法」施行 「長崎県婦人相談所の名称位置及び管轄区域を定める条例」施行 「長崎県婦人相談所」を長崎市東中町40番地（長崎県社会福祉協議会内）に開設 長崎市立山町旧県庁舎内に移転 長崎市東中町40番地の新庁舎に移転 「長崎県婦人保護施設設置条例」公布	昭和 27. 2	昭和26年長崎県条例第55号により、県下全域を管轄として長崎県身体障害者更生相談所を長崎市中川町128番地に設置発足	昭和 40. 6.30 44.10. 1 54. 4. 1 59. 4. 1 63. 7. 1 7. 7. 1 9. 4. 1 14. 4. 1	精神衛生法の改正に伴い、精神衛生センター設置が規程される 長崎県精神衛生センターを諫早市栄田町26-49に設置（専任職員3名・所長兼任） 所長が専任となる 精神衛生相談専用の「こころの電話」設置 精神保健法に改正、「精神保健センター」に改称 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改正、「精神保健福祉センター」に改称 大村市西三城町12（旧大村保健所）へ移転 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、業務拡充 法32条通院医療費受給者証の交付 法45条の精神障害者保健福祉手帳の交付 精神医療審査会業務
24. 8	同上隣接地に庁舎新築			28. 7	長崎市中川町128番地に移転 長崎市竹の久保町387番地に移転		
28. 7	長崎市橋口町21番22号に庁舎新築移転			35.10	長崎精神薄弱者更生相談所を併設発足		
37. 4	2係1室制施行 (庶務係、相談判定係、児童福祉司室)			41. 4	長崎市中川町128番地に移転 長崎精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所に移転併設		
39. 4	組織改正3課制 (庶務課、相談調査課、判定指導課)			48. 4	佐世保身体障害者更生相談所の設置に伴い名称を長崎身体障害者更生指導所と変更し管轄区域を改正		
41. 4	長崎精神薄弱者更生相談所を所内に移転併設			56. 9	長崎市茂里町3番24号に新築移転		
43. 4	組織改正2課4係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係			平成 10. 4	身体障害者手帳交付事務が県障害福祉課より移管		
46. 5	庁舎全面改築竣工			18. 4	身体障害者更生指導所の廃止に伴い 視覚障害者生活訓練を長崎身体障害者更生相談所に業務移管 地域支援強化のスタッフを配置		
58. 5	テレホン相談開設			平成19.4	「長崎こども・女性・障害者支援センター」に統合、長崎市橋口町10-22に庁舎新築移転		
61. 4	組織改正2課3係1班制 総務保護課 総務係、保護係 相談判定課 相談指導班、判定係			19.7.1	障害者支援部更生相談課に「長崎県高次脳機能障害支援センター」を設置		
平成 6. 4	組織改正2課1係3班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班	22.4.1	組織改正 2部6課制（総務課、こども・女性支援部（相談支援課、保護判定課、女性支援課（新設））、障害者支援部（更生相談課、精神保健福祉課））				
11. 4	精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更	23.4.1	組織改正 障害者支援部 更生相談課（身体障害者支援班、知的障害者支援班）・精神保健福祉課（精神保健福祉班、高次脳機能障害者支援班）				
平成19.4	「長崎こども・女性・障害者支援センター」に統合、長崎市橋口町10-22に庁舎新築移転	25.4.1	障害者支援部 更生相談課に「障害者権利擁護センター」を、精神保健福祉課に「ひきこもり地域支援センター」を設置				
19.7.1	障害者支援部更生相談課に「長崎県高次脳機能障害支援センター」を設置	31.4.1	組織改正 障害者支援部 精神保健福祉課 精神保健福祉班（1班体制）				
22.4.1	組織改正 2部6課制（総務課、こども・女性支援部（相談支援課、保護判定課、女性支援課（新設））、障害者支援部（更生相談課、精神保健福祉課））	令和 2.4.1	組織改正 こども・女性支援部 相談支援課を相談支援一課、相談支援二課に（2課体制）				

佐世保児童相談所		佐世保身体障害者更生相談所		佐世保知的障害者更生相談所	
昭和 23.11	佐世保市平瀬町、佐世保市役所の一室を借用して佐世保児童相談所を発足				
24. 5	同市平瀬町、長崎県佐世保出張所内に仮庁舎新築				
26. 2	同市上町に庁舎新築移転				
35.10	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を所内に併設			昭和 35.10	佐世保児童相談所内（佐世保市上町）に長崎県精神薄弱者更生相談所佐世保分室を開設
37. 4	2係1室制施行 （庶務係、相談判定係、児童福祉司室）				
39. 4	組織改正3課制 （庶務課、相談調査課、判定指導課）				
41. 4	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を佐世保精神薄弱者更生相談所として独立させ所内に併設			41. 4	同上分室が長崎県佐世保精神薄弱者更生相談所として分離独立
43. 4	組織改正2課4係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係				
48. 4	佐世保市万徳町10-3に新庁舎竣工移転	昭和 48. 4	長崎県身体障害者更生指導所より分離独立し、佐世保児童相談所の新庁舎竣工移転に合わせ、同児童相談所内（佐世保市万徳町10番3号）に佐世保身体障害者更生相談所を設置発足	48. 4	佐世保市万徳町に長崎県佐世保児童相談所・身体障害者更生相談所とともに新庁舎竣工移転
48. 6	佐世保身体障害者更生相談所を長崎より独立して所内に併設				
58. 5	テレホン相談開設	48. 6	業務開始		
61. 4	組織改正2課3係1班制 総務保護課 総務係、保護係 相談判定課 相談指導班、判定係				
平成 6. 4	組織改正2課1係3班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班	平成 10. 4	身体障害者手帳交付事務が県障害福祉課より移管	平成 11. 4	佐世保精神薄弱者更生相談所を佐世保知的障害者更生相談所に名称変更
平成19.4	佐世保こども・女性・障害者支援センターに統合				
21.4.1	組織改正4課制（総務課、こども・女性支援課（相談支援班）、こども保護判定課（判定班 こども保護班）、障害者支援課）				
令和 4.4.1	組織改正3課制（総務課、こども・女性支援課（相談支援班）、保護判定・障害者支援課（判定・障害者支援班 こども保護班））				

こども支援

[児童相談所]

児 童 憲 章

〔昭和 26 年 5 月 5 日宣言〕

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がうちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護があたえられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

() 児童相談所

1 設置の目的

児童相談所は、児童福祉法に基づき設置された児童福祉行政機関で、本県では、両こども・女性・障害者支援センターの中に児童相談所の機能があります。

これまで児童相談所は、児童（0～18歳未満）のあらゆる相談を受け援助を行うこととされてきましたが、平成16年の12月に児童福祉法が改正され、児童相談に関する一義的な相談窓口は市町となり、児童相談所は、専門的知識及び技術を必要とする事例に対応し、調査・診断・判定に基づいて援助を行う相談機能とともに、市町における児童相談業務に対して情報の提供その他必要な援助を行う市町援助機関として、市町の後方支援に重点化することとなりました。

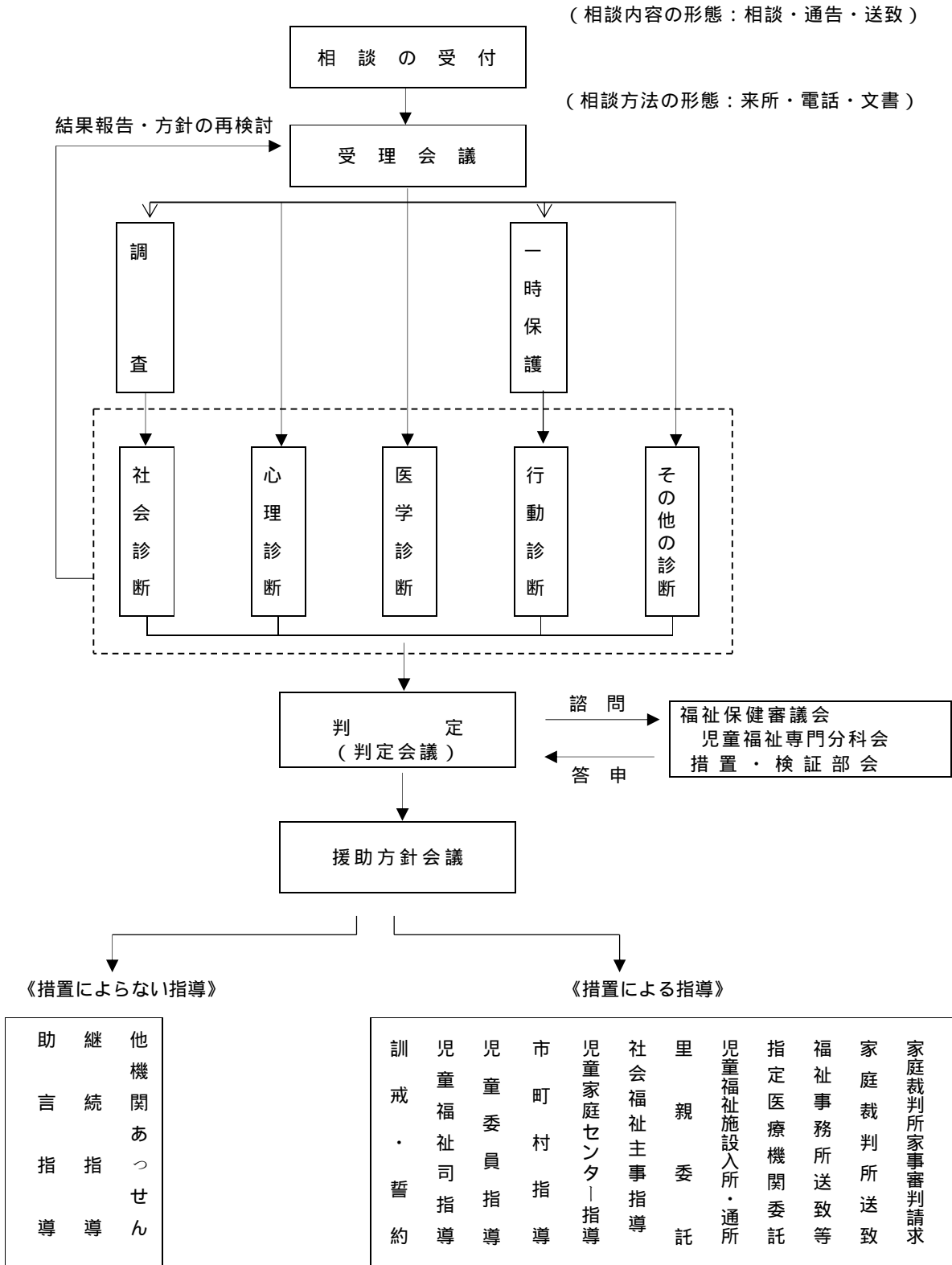
このほかに、児童相談所は児童と保護者に対する児童福祉司等による在宅指導や施設入所、里親委託等を行う措置機能や、必要に応じて児童の行動観察や緊急保護等を行う一時保護の機能を有しており、市町や他の機関との適切な役割分担、連携を図りつつ、これらの機能を十分に発揮することにより、より専門的かつ効果的な相談援助活動を行うこととしています。

2 受け付ける相談の内容

児童に関する相談は、統計上、次のように相談の内容を分類しています。

相談種別		内容
養護相談	児童虐待	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否）
	その他	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等の児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談	保健	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談
障害相談	肢体不自由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等の視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ児童、言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童等に関する相談 *ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれの相談に分類する
	重症心身障害	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害	知的障害児に関する相談
	発達障害等	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 *受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている児童に関する相談を含む
育成相談	性格行動	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等の性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 *非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、それぞれの相談に分類する
	適性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	その他	上記のいずれにも該当しない相談

3 相談業務の流れ



4 援助の種類と内容

受け付けた相談については、調査・判定や必要に応じて一時保護を行い問題の解決にあたりますが、その援助方法を次のように分類しています。

援助の種類			内容
在宅指導等	措置によらない指導	面接指導	助言指導 1～3回程度の助言、指示等による指導
			継続指導 心理療法やカウンセリング・面接による指導等を、少なくとも回数以上にわたって継続する指導
			他機関あっせん 他の児童相談所、保健所、医療機関、教育委員会、精神保健福祉センター等の関係機関にあっせんする指導
	措置による指導		訓戒・誓約 児童本人や保護者に対し訓戒を行い、誓約書を提出させる指導
			児童福祉司指導 問題が複雑な家庭環境に起因し、長期にわたる継続的な指導を必要とする場合で、児童福祉司が家庭や学校等訪問し、環境調整を行う
			児童委員指導 問題が家庭内にあり、家庭関係の調整程度で解決が容易な場合に行う
			市町村指導 地理的要件や過去の相談経緯等から、身近な場所で継続的に寄り添った支援が適当な場合に行う
			児童家庭支援センター指導 訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成、その他児童又はその保護者等に必要な援助
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導 問題がそれほど複雑なものでなく、主として環境的条件によるもので、指導が比較的容易な場合に行う	
	児童福祉施設	入所	家庭環境や本人の行動上の問題、心身障害などのため一定期間保護、療育、訓練を必要とする児童を児童福祉施設へ入所又は指定医療機関に委託する措置
通所			
指定医療機関委託			
里親委託			知事から里親と認定され登録した人に、要保護児童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託
福祉事務所送致等			15歳以上の児童で障害福祉サービスの利用を適当と認めた場合や、母子生活支援施設、助産施設への入所が必要な場合、援護の実施機関（福祉事務所又は市町村）に送致又は通知する措置
家庭裁判所送致			行動の自由を制限したり、少年法による処分等を必要とする児童を家庭裁判所に送致する措置
家庭裁判所家事審判請求			保護者の意に反して施設入所を行う場合の承認申請、親権喪失・停止宣告の請求、未成年後見人選任・解任の請求
その他			上記のいずれにも該当しない処遇

5 他機関との関係

児童相談所から関係機関へ	関係機関名	関係機関から児童相談所へ
<ul style="list-style-type: none"> 家庭調査および児童、保護者指導の依頼 巡回相談等の協力依頼 助産施設、母子生活支援施設への入所が必要なケースの送致 	福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の送致 児童の判定、指導依頼 指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> 家庭調査および児童、保護者指導の依頼 	児童委員 (主任児童委員)	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の通告 指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> 児童、保護者指導の依頼及び指導措置委託 	児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の通告 指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> 保健指導依頼 	保健所	<ul style="list-style-type: none"> 障害児等の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> 児童の一時保護委託 児童の捜索依頼 立入調査への援助依頼 児童虐待への対応における情報共有 	警察署	<ul style="list-style-type: none"> 触法、く犯行為等児童の通告 棄児、迷い子等、要保護児童の通告 児童虐待への対応における情報共有
<ul style="list-style-type: none"> 少年法の適用が必要な児童の送致 強制的措置の申請 施設入所に伴う承認申請 後見人の選任、解任の請求 親権喪失・停止宣告の請求 	家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の措置を求める児童の送致 保護処分(児童自立支援施設、児童養護施設送致)による児童の送致
<ul style="list-style-type: none"> 児童の施設入所措置 措置後の指導 	児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 入所児童の判定、指導依頼 措置の解除、変更等の届
<ul style="list-style-type: none"> 児童相談等の業務に関する市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査および事後指導への協力 巡回相談等の協力依頼 障害福祉サービスの利用を適当と認められた場合の15歳以上の障害児の通知 児童及び保護者に対する在宅における指導措置委託 市町での対応が可能な事案の送致 	市 町	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談のうち専門的知識及び技術を要するものについての技術的援助及び助言の依頼 児童相談のうち医学的・心理学的・教育的・社会的及び精神保健上の判定を要するものについての判定依頼 要保護児童の送致 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の依頼 障害福祉サービスの利用を適当と認められた場合の15歳以上の障害児の判定依頼 指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> 障害児等の援助依頼 	保育所 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 通園児童の判定、援助依頼
<ul style="list-style-type: none"> 児童に関する調査および指導依頼 児童の健全育成指導 	学 校	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童の相談、通告 児童の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> 適正就学の依頼 	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 障害児等の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> 非行防止活動への参加 	少年センタ	<ul style="list-style-type: none"> 児童の判定、指導依頼

附 他機関・団体等への協力（講演・研修等）

県内における重大少年事件の発生やメディアによる悲惨な虐待報道が相次ぐ中、地域における児童問題への関心はいつそうの高まりを見せ、児童相談所を取り巻く関係機関等から児童虐待や子育て等について多くの見学・研修依頼がきている。

関係機関はもとより、一般住民への啓発活動は児童福祉業務を推進する上で不可欠な要素であり、業務の合間をぬって要請に応じているところである。

注)・「機関は」P28の「他機関との関係」による
・数は実施回数

機関	長 崎	佐世保	計
福祉事務所(家庭児童相談室)	0	0	0
児童委員(主任児童委員)	1	0	1
保健所	0	0	0
警察署	2	0	2
家庭裁判所	2	0	2
児童福祉施設	0	0	0
市 町	0	0	0
保育所・幼稚園	0	0	0
学校	5	2	7
教育委員会	0	0	0
少年センター	0	1	1
その他	4	3	7
計	14	6	20

()業務実績

1 受付件数の年度推移

令和3年度の相談受付総件数は6,132件で、前年度に比して240件増加した。

テレフォン相談とは、来所することなく相談したいというニーズに応えるための専用電話による相談窓口で対応した相談である。

図1 児童相談所別受付件数

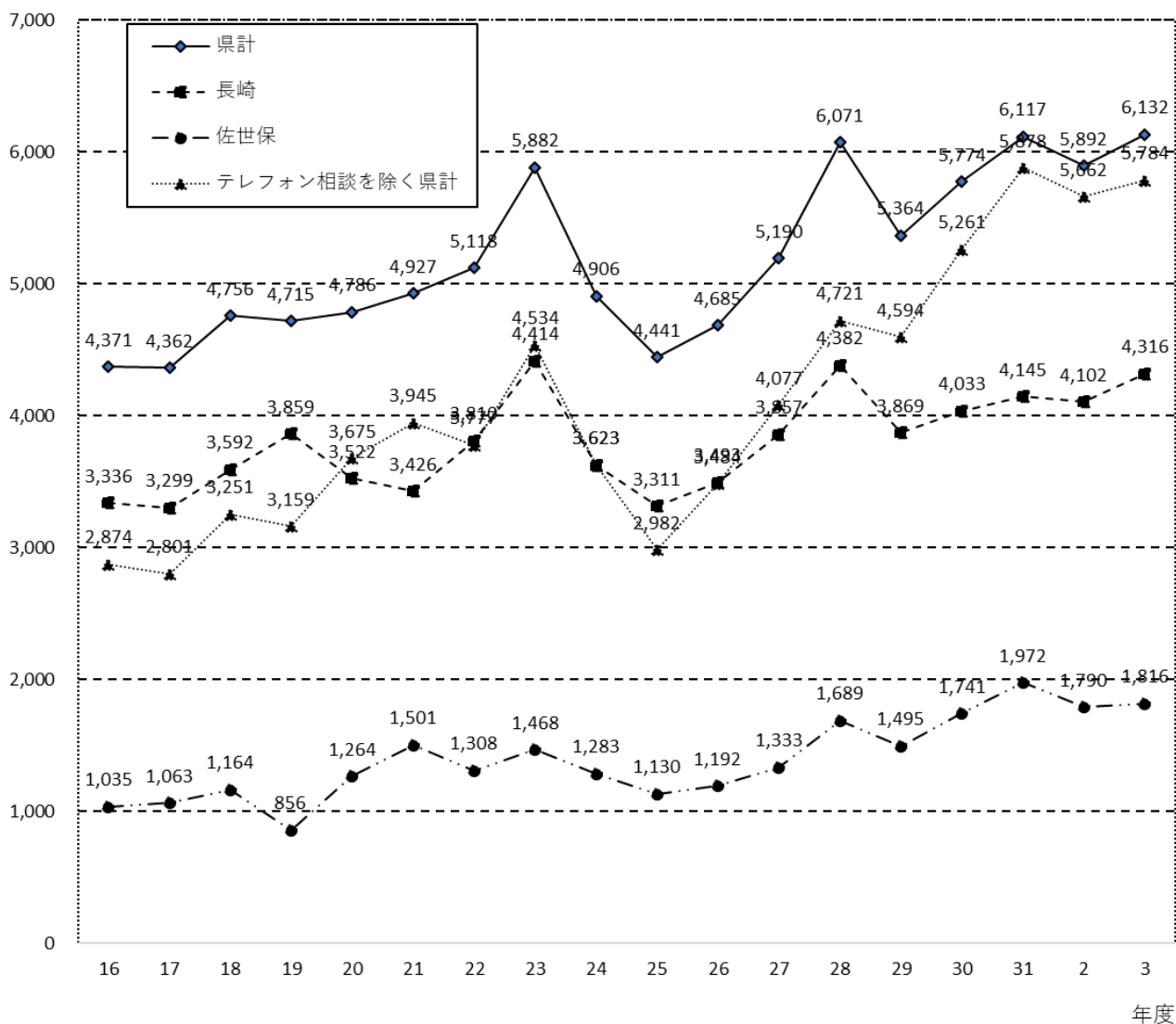
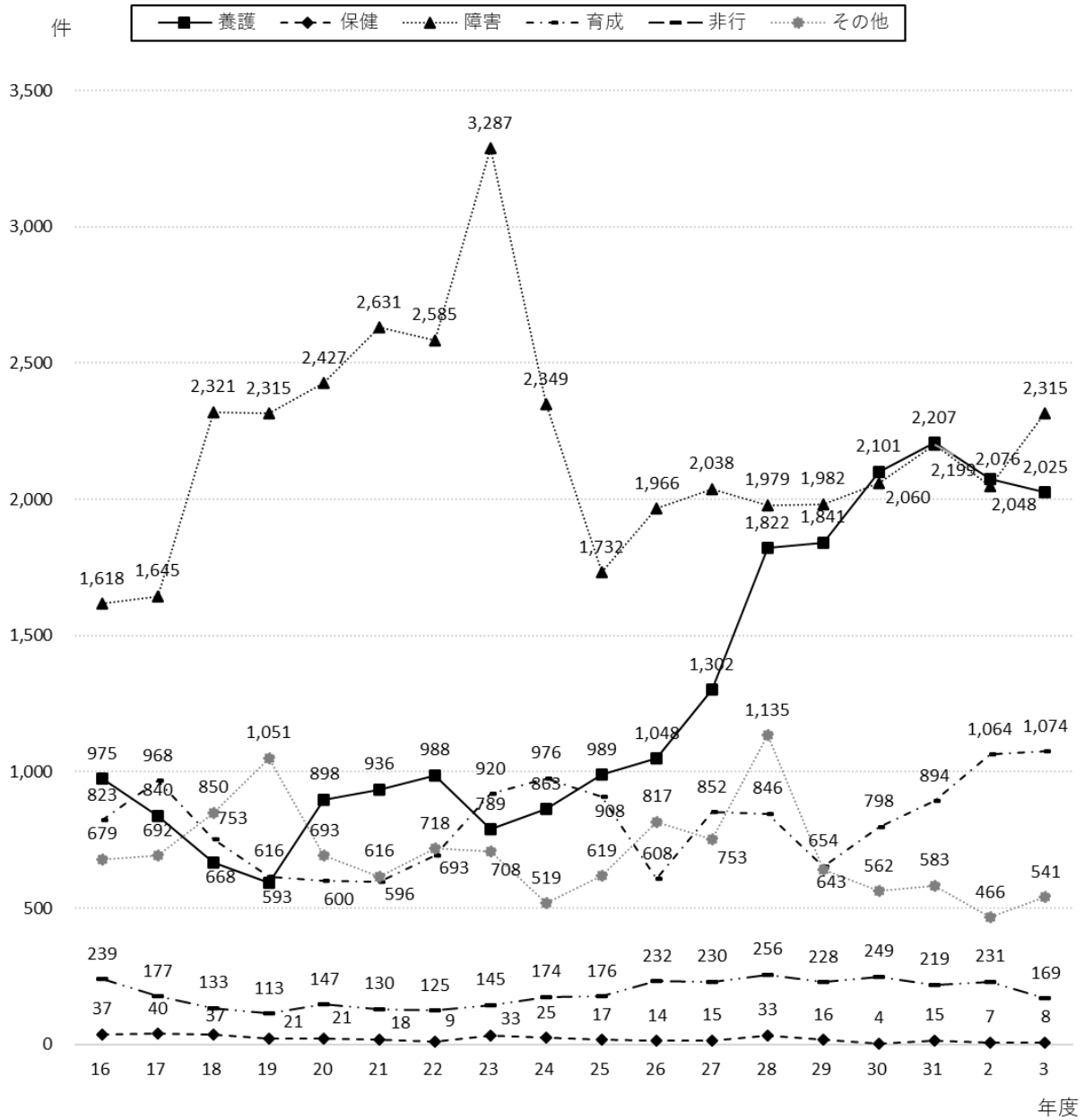


図2 相談内容別受付件数



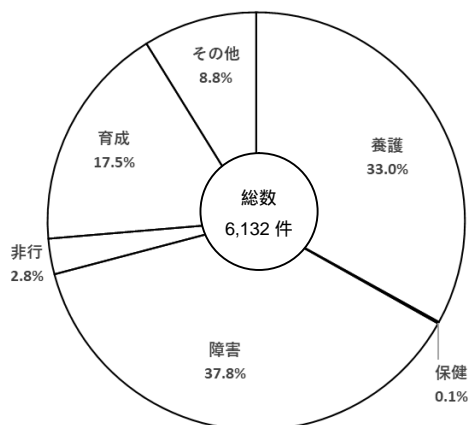
2 相談受付と処理の状況（令和3年度）

「経路別受付」及び「年齢別受付」の件数には、テレフォン相談の性別不詳件数、年齢不詳件数が集計されており、「相談別受付」と件数が異なります。

（1）相談別受付

相談受付の総件数は6,132件で、前年度の5,892件に比べ240件増加した。相談種別で見ると、障害相談が37.8%（2,315件）で最も多くを占めており、ついで養護相談が33.0%（2,025件）、育成17.5%（1,074件）、非行2.8%（169件）、保健0.1%（8件）である。

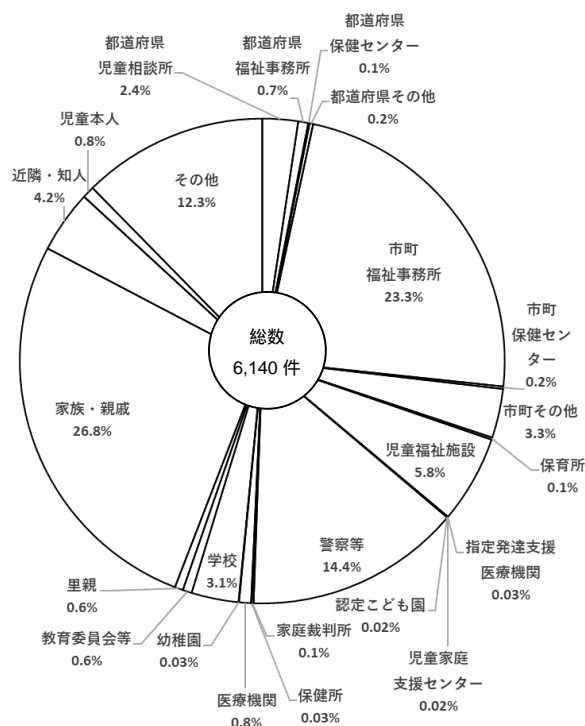
	長崎	佐世保	計
養 護	1,317	708	2,025
保 健	5	3	8
障 害	1,704	611	2,315
非 行	84	85	169
育 成	824	250	1,074
そ の 他	382	159	541
計	4,316	1,816	6,132



（2）経路別受付

家族・親戚からの相談が最も多く26.8%（1,647件）を占めている。その他からの相談の12.3%は（758件）は、主にテレフォン相談による18才以上の本人からのものである。

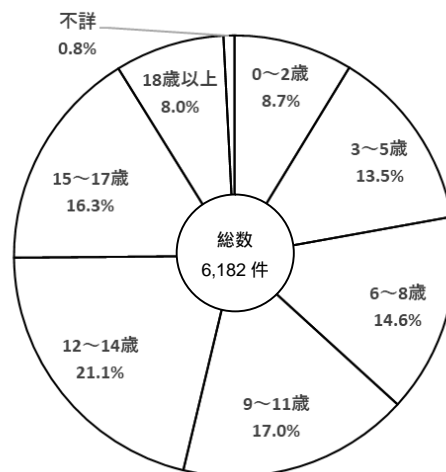
		長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	72	74	146
	福祉事務所	27	14	41
	保健センター	5	0	5
	その他	13	2	15
市 町	福祉事務所	1,041	390	1,431
	児童委員			
	保健センター	8	2	10
	その他	102	99	201
保 育 所	7	2	9	
児 童 福 祉 施 設	260	99	359	
指定発達支援医療機関	2	0	2	
児童家庭支援センター	1	0	1	
認定こども園	1	0	1	
警 察 等	544	340	884	
家 庭 裁 判 所	8	0	8	
保 健 所	2	0	2	
医 療 機 関	42	7	49	
幼 稚 園	2	0	2	
学 校	118	75	193	
教 育 委 員 会 等	26	11	37	
里 親	29	5	34	
児童委員（通告仲介含む）			0	
家 族 ・ 親 戚	1,252	395	1,647	
近 隣 ・ 知 人	162	94	256	
児 童 本 人	31	18	49	
そ の 他	569	189	758	
計	4,324	1,816	6,140	



(3) 年齢別受付

児童についての相談は12～14歳の児童に関する相談が最も多い。18歳以上については、テレフォン相談の受付が多くを占めている。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	360	178	538
3～5歳	631	201	832
6～8歳	672	231	903
9～11歳	739	310	1,049
12～14歳	892	414	1,306
15～17歳	666	342	1,008
18歳以上	356	140	496
不詳	50		50
計	4,366	1,816	6,182

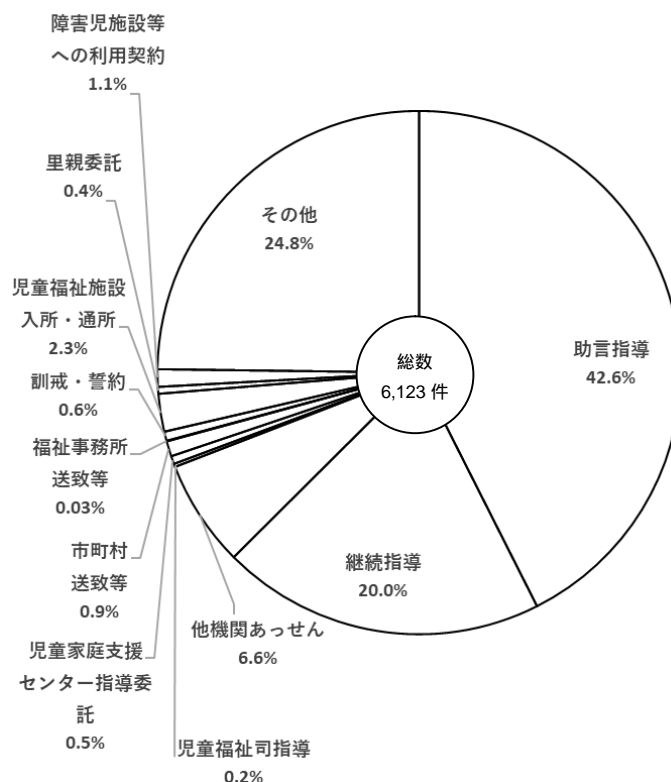


(4) 処理

前年度未処理分を含め、令和3年度中に処理した件数は6,123件である。

比較的簡単な援助で解決できた処理「助言指導」が42.6%（2,606件）で最も多い。続いて「継続指導」が20.0%（1,224件）である。

	長崎	佐世保	計
助言指導	1,805	801	2,606
継続指導	777	447	1,224
他機関あっせん	262	142	404
児童福祉司指導	10	2	12
児童委員指導			
児童家庭支援センター指導委託	29	1	30
市町村送致等	50	8	58
福祉事務所送致等	2	0	2
訓戒・誓約	29	6	35
児童福祉施設入所・通所	107	36	143
指定発達支援医療機関委託			
里親委託	16	9	25
家庭裁判所送致			
障害児施設等への利用契約	54	12	66
その他	1,160	358	1,518
計	4,301	1,822	6,123



3 相談別にみた問題の傾向

* 各相談の受付件数は令和3年度受付分、処理件数は前年度未処理分を含め令和3年度中に処理した件数を計上している。

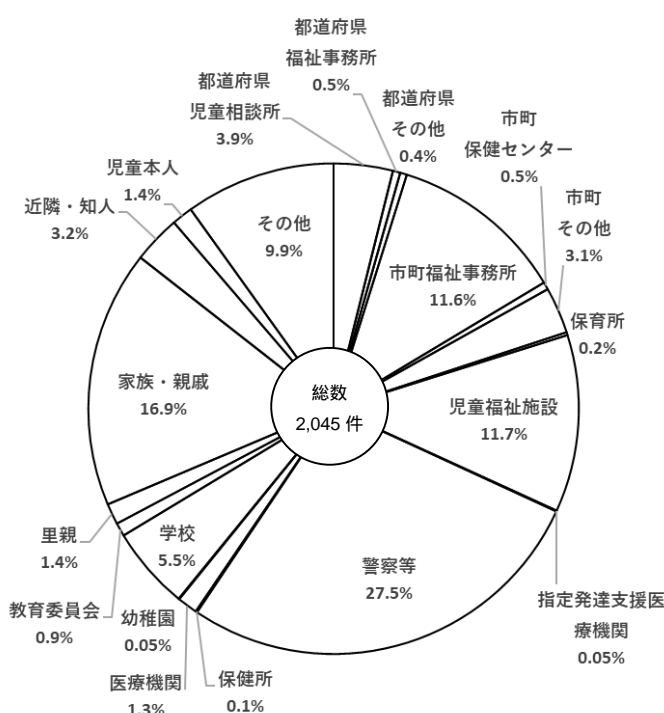
(1) 養護相談〔受付 2,045件 処理 2,042件〕

前年度より受付件数が34件減少している。

経路別受付

警察等からの通告が全体の27.5%で最も多い。続いて家族・親族等からの相談が16.9%となっている。

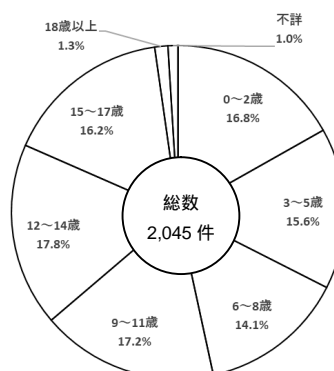
		長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	40	39	79
	福祉事務所	3	7	10
	保健センター			
	その他	8	1	9
市 町	福祉事務所	175	64	239
	児童委員			
	保健センター	8	2	10
保 育 所	その他	31	32	63
	その他	3	1	4
	その他			
児童福祉施設	167	70	237	
指定発達支援医療機関	1		1	
児童家庭支援センター				
認定子ども園				
警察等	333	226	559	
家庭裁判所				
保健所	2		2	
医療機関	23	4	27	
幼稚園	1		1	
学校	67	44	111	
教育委員会	16	4	20	
里親	25	3	28	
児童委員(通告仲介含む)				
家族・親戚	240	111	351	
近隣・知人	28	37	65	
児童本人	15	13	28	
その他	151	50	201	
計	1,337	708	2,045	



年齢別受付

各年齢で多少の増減はあるが、割合的には前年度と大きな変化はない。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	218	126	344
3～5歳	210	110	320
6～8歳	195	94	289
9～11歳	237	114	351
12～14歳	245	119	364
15～17歳	193	138	331
18歳以上	19	7	26
不詳	20		20
計	1,337	708	2,045



理由別・処理別

理由別では家庭環境に起因するものが多く、特に虐待相談が全体の約% を占めている。

処理別では、虐待や家庭の養育機能の低下から、児童福祉施設入所につながることが多いが、面接指導による援助や関係機関による支援で解決に導いていくケースも少なくない。

「その他」内訳は、被虐待児童及び保護者のフォローアップ事業や施設入所児童の措置延長に関する処理によるものが多い。

処 理	理由 児相	家出 (失踪を 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を 含む)	家庭環境		その他	計
						虐待	その他		
児童福祉 施設に 入 所	長 崎	0	0	0	18	33	6	18	75
	佐世保	0	0	0	3	12	3	6	24
	計	0	0	0	21	45	9	24	99
里親委託	長 崎	2	0	0	4	0	0	8	14
	佐世保	0	0	0	0	3	1	4	8
	計	2	0	0	4	3	1	12	22
面接指導	長 崎	2	0	19	118	494	110	320	1,063
	佐世保	1	0	2	41	320	66	205	635
	計	3	0	21	159	814	176	525	1,698
その他	長 崎	0	0	0	17	92	23	54	186
	佐世保	0	0	0	1	20	4	12	37
	計	0	0	0	18	112	27	66	223
合計	長 崎	4	0	19	157	619	139	400	1,338
	佐世保	1	0	2	45	355	74	227	704
	計	5	0	21	202	974	213	627	2,042

「その他」の内訳

拘禁	借金	出産	就労	未婚	経済困窮	迷子	計
9	0	36	1	5	24	1	
付き添い看護	措置延長	アフターケア	再判定	証明書発行	浮浪	その他	
4	40	139	29	6	1	332	

長崎県における児童虐待相談の処理状況

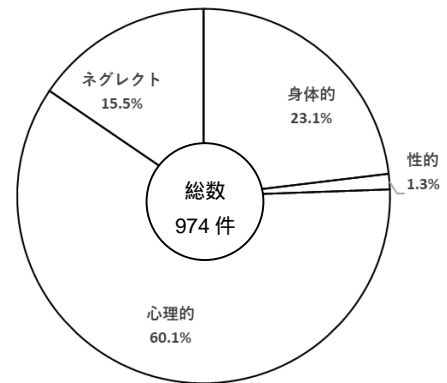
1) 児童相談所（長崎こども・女性・障害者支援センター・佐世保こども・女性・障害者支援センター）

ア 相談種類

令和3年度は974件で、昨年度に比べ44件減少したが、高止まりしている。

内容は、心理的虐待が全体の60.1%を占め最も多く、次に身体的虐待が23.1%、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）が15.5%、性的虐待が1.3%となっている。

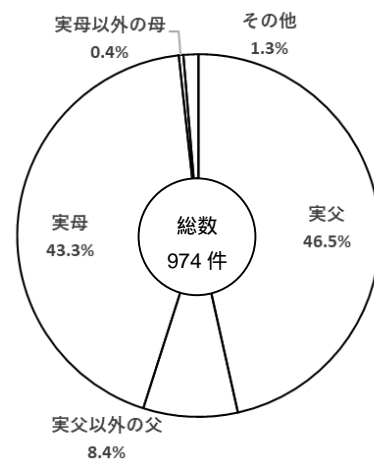
年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H24年度	76	11	90	88	263
H25年度	98	9	84	138	329
H26年度	98	10	84	109	301
H27年度	127	24	134	210	495
H28年度	163	21	243	238	665
H29年度	149	10	301	170	630
H30年度	196	11	486	205	898
R1年度	241	21	491	300	1,053
R2年度	245	14	585	174	1,018
R3年度	225	13	585	151	974



イ 主たる虐待者

実父が一番多く46.5%を占めている。次いで実母が43.3%となっており、実の両親が全体の89.8%を占めている。

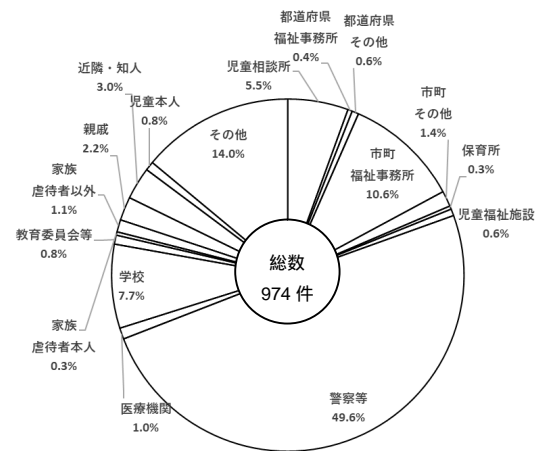
年度	実父	実父以外	実母	実母以外	その他	計
H24年度	67	35	149	4	8	263
H25年度	74	24	215	4	12	329
H26年度	82	26	158	3	32	301
H27年度	145	31	277	1	41	495
H28年度	209	56	349	3	48	665
H29年度	285	43	289	4	9	630
H30年度	455	70	359	5	9	898
R1年度	504	80	446	5	18	1,053
R2年度	482	69	421	8	38	1,018
R3年度	453	82	422	4	13	974



ウ 相談経路

警察等からの相談が483件で、全体の49.6%を占めている。市町福祉事務所からの相談が103件で10.6%、学校が7.7%、他の児童相談所が5.5%となっている。また、近隣・知人からの相談も3.0%と多く、周囲の見守りが児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている。

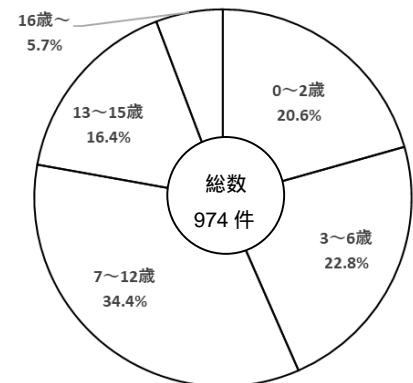
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童相談所	18	29	27	39	35	45	69	81	54
都道府県	福祉事務所	1		4	6	1	1		4
	保健センター	1							0
	その他	6	3	11	4	4	4	15	6
市町	福祉事務所	36	49	92	133	87	113	92	103
	児童委員	1	1	3		2			0
	保健センター				2			1	0
その他	21	11	34	17	15	19	24		14
保育所		4	3	7	5	9	8	4	3
児童福祉施設	4	1	3	2	6		3	3	6
指定発達支援医療機関				1					0
児童家庭支援センター		1						2	0
認定こども園				10		1	3	4	0
警察等	58	68	95	195	273	425	509	464	483
家庭裁判所				1					0
保健所				1					0
医療機関	6	14	8	10	5	14	27	13	10
幼稚園				2	4		1	10	0
学校	40	20	58	54	46	67	54	63	75
教育委員会等				2		9	7	6	8
里親			1						0
児童委員 (虐待の仲介を含む)							3		0
家族	虐待者本人	13	7	8	9	13	15		3
	虐待者以外	24	20	33	50	28	43	40	11
親戚	15	13	20	19	13	31	36	23	21
近隣・知人	55	35	67	59	57	47	51	37	29
児童本人	8	11	17	11	3	4	9	17	8
その他	22	14	11	31	33	51	38	102	136
計	329	301	495	665	630	898	1,053	1,018	974



エ 被虐待児の年齢

学齢前児童が全体の43.4%を占めているが、抵抗する力が乏しい低年齢の場合、死亡等重大な結果につながる危険性が高く、迅速かつ的確な対応が必要である。

年度	0~3歳未満	3歳~学齢前	小学生	中学生	高校生・他	計
H25年度	34	66	139	52	38	329
H26年度	43	56	113	58	31	301
H27年度	54	87	198	101	55	495
H28年度	116	144	239	109	57	665
	0歳~2歳	3歳~6歳	7歳~12歳	13歳~15歳	16歳~	
H29年度	114	130	250	93	41	628
H30年度	171	209	327	144	47	898
R1年度	236	283	353	124	57	1,053
R2年度	214	243	351	142	68	1,018
R3年度	201	222	335	160	56	974

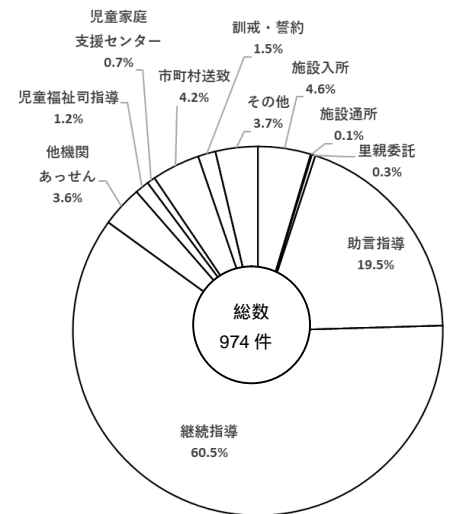


オ 措置内容別処理

施設入所が 45 件、里親委託が 3 件である。これは、保護者のもとで生活させることは不適切との判断からなされるものであり、被虐待児を受け入れ、適切なケアを行う児童福祉施設や里親の役割は一層重要なものとなっている。

継続指導で終了するケースが多いが、これは要保護児童対策地域協議会等を開催し、地域の関係者、関係機関が情報を共有した上で、地域での見守りを依頼し、問題発生時には迅速な対応をとることができるようにして相談を終結したものである。こうした日常の見守りができる地域ネットワークは、今後より一層の強化が求められるところである。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
施設入所	46	43	46	53	50	45	63	52	45
施設通所				1			1		1
里親委託	9	11	5	7	6	1	5	3	3
助言指導	128	82	228	268	195	213	130	193	190
継続指導	93	126	150	260	314	572	711	639	589
他機関あっせん	11	13	34	20	11	32	50	30	35
児童福祉司指導	24	10	9	19	13	5	19	15	12
児童家庭支援センター		1		2	1		11	8	7
市町村送致					1		1		41
福祉事務所送致等					2	5	6		0
訓戒・誓約		6	5	6	7	2		43	15
その他	18	9	18	29	30	23	12	14	36
計	329	301	495	665	630	898	44	21	974



2) 市町における児童虐待相談の状況

受理件数 790 件

相談種類 (処理件数)

身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
219	9	404	158	790

(2) 保健相談 [受付 8 件 処理 8 件]

経路別受付

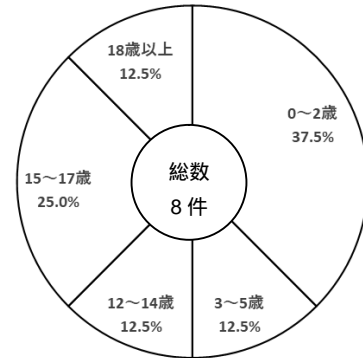
家族・親戚からの相談が多い。

	長崎	佐世保	計
県福祉事務所			
市町福祉事務所			
市町児童委員			
市町保健センター			
市町その他			
保健所			
医療機関			
児童福祉施設			
警察等			
幼稚園			
学校			
教育委員会等			
家族・親戚	3	2	5
近隣・知人			
児童本人		1	1
その他		1	1
計	5	3	8

年齢別受付

0歳から2歳の相談が多い。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	1	2	3
3～5歳	1		1
6～8歳			
9～11歳			
12～14歳	1		1
15～17歳	1	1	2
18歳以上	1		1
計	5	3	8



処理別

1回から数回の助言で相談を終了するものが多い。

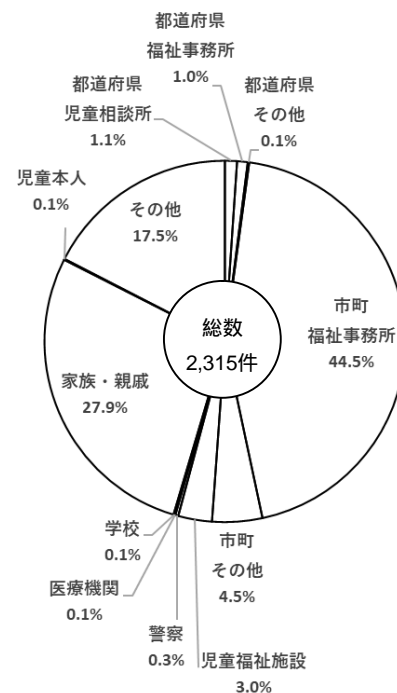
	長崎	佐世保	計
助言指導	4	2	6
継続指導		1	1
他機関あつせん	1		1
施設入所			
計	5	3	8

(3) 障害相談〔受付 2,315件 処理 2,246件〕

経路別受付

総件数は、2,315件で市町、家族・親戚からの相談が多いが、これは療育手帳等福祉制度に伴う相談によるものである。

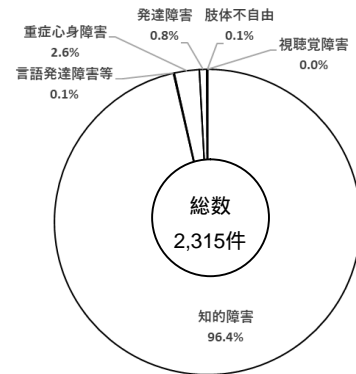
	長崎	佐世保	計	
都道府県	児童相談所	8	17	25
	福祉事務所	20	2	22
	保健センター		0	
	その他	2	1	3
市町	福祉事務所	763	267	1,030
	保健センター		0	
	その他	56	48	104
児童福祉施設	52	18	70	
指定発達支援医療機関		0		
警察	4	2	6	
医療機関	2	0	2	
幼稚園		0		
学校	2	0	2	
教育委員会		0		
里親		0		
家族・親戚	527	118	645	
近隣・知人		0		
児童本人	2	0	2	
その他	266	138	404	
計	1,704	611	2,315	



内容別受付

知的障害相談が全体の96.4%を占めており、療育手帳等福祉制度に関するものが多い。

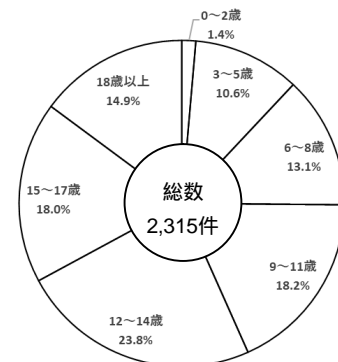
	長 崎	佐世保	計
知的障害	1,638	594	2,232
言語発達障害等	1	1	2
重症心身障害	50	11	61
発達障害	13	5	18
肢体不自由	2	0	2
視聴覚障害			
計	1,704	611	2,315



年齢別受付件数

12歳～14歳までが最も多く23.8%で、18歳以上については、18歳到達による他機関あつせんの相談が多いため、14.9%となっている。

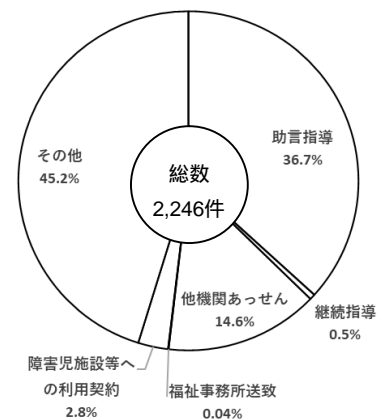
	長 崎	佐 世 保	計
0～2歳	26	6	32
3～5歳	199	47	246
6～8歳	235	69	304
9～11歳	320	101	421
12～14歳	393	158	551
15～17歳	297	120	417
18歳以上	234	110	344
計	1,704	611	2,315



処理別

助言指導は、障害程度の判定や、福祉制度に関する軽易な処理が多い。その他は、IQ証明書の発行、記載事項変更等である。

		長 崎	佐世保	計
面接指導	助言指導	574	251	825
	継続指導	12		12
	他機関あつせん	226	102	328
児童福祉司指導				
福祉事務所送致		1		1
施設入所				
障害児施設等への利用契約		52	12	64
その他		769	247	1,016
計		1,634	612	2,246

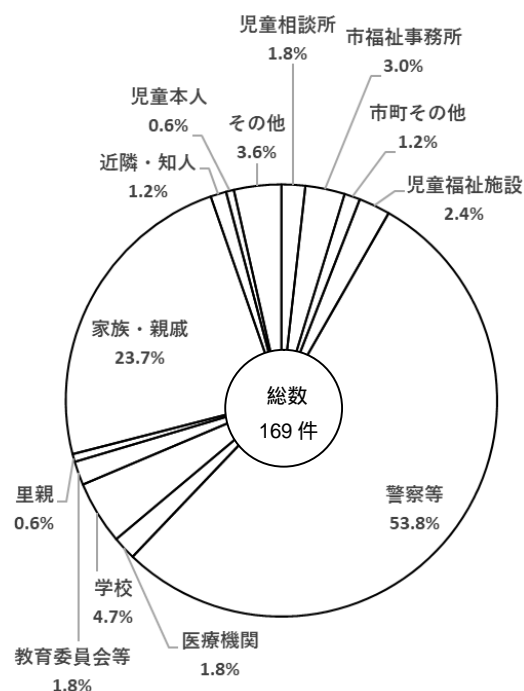


(4) 非行相談〔受付 169件 処理 175件〕

経路別相談

警察等からの通告が最も多く、家族・親族等からの相談がそれに次ぐが、この二つで77.5%を占める状況である。

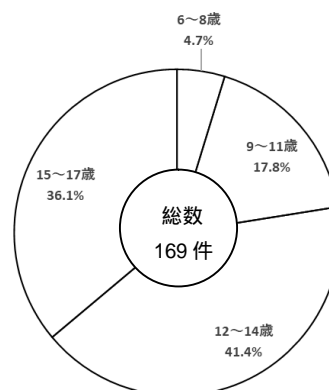
	長 崎	佐世保	計
児 童 相 談 所	2	1	3
県 福 祉 事 務 所		0	
市 福 祉 事 務 所	2	3	5
市 町 児 童 委 員		0	
市 町 そ の 他	1	1	2
児 童 福 祉 施 設	3	1	4
児童家庭支援センター		0	
警 察 等	45	46	91
家 庭 裁 判 所		0	
保 健 所		0	
医 療 機 関		3	3
学 校	2	6	8
教 育 委 員 会 等	1	2	3
里 親		1	1
家 族 ・ 親 戚	22	18	40
近 隣 ・ 知 人		2	2
児 童 本 人	1	0	1
そ の 他	5	1	6
計	84	85	169



年齢別受付

中学生以上の12～17歳が77.5%で、思春期が大半を占めている。

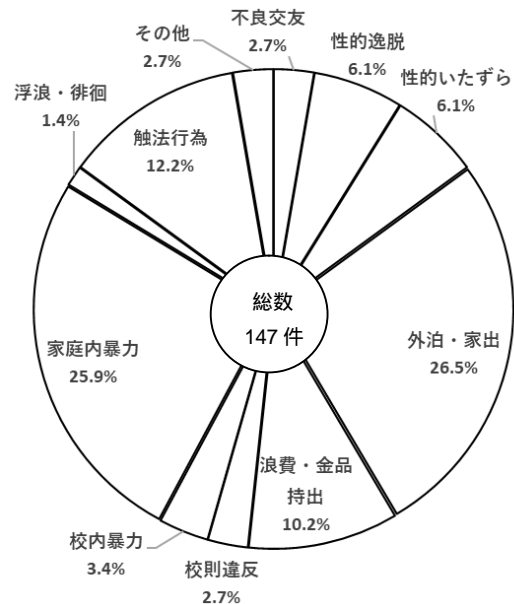
	長 崎	佐世保	計
3 ～ 5 歳			
6 ～ 8 歳	3	5	8
9 ～ 11 歳	11	19	30
12 ～ 14 歳	37	33	70
15 ～ 17 歳	33	28	61
18 歳 以上			
計	84	85	169



理由別（処理件数）

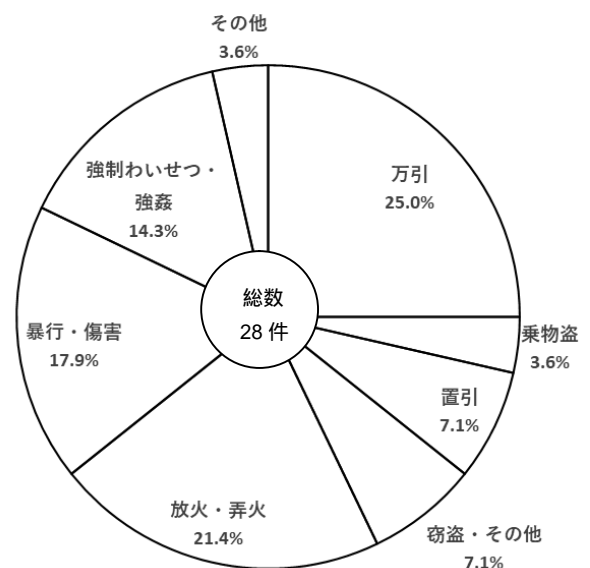
ぐ犯行為では外泊・家出が最も多く 26.5%を占めている。次に家庭内暴力が 25.9%、続いて触法行為が 12.2%である。触法行為があっても、警察署からの通告がない場合は、ぐ犯行為に分類している。

	長崎	佐世保	計
不良交友	2	2	4
性的逸脱	4	5	9
性的いたずら	5	4	9
外泊・家出	12	27	39
浪費・金品持出	9	6	15
飲酒・喫煙			
薬物使用			
怠学			
校則違反	3	1	4
校内暴力	2	3	5
家庭内暴力	20	18	38
浮浪・徘徊	1	1	2
触法行為	14	4	18
その他	2	2	4
計	74	73	147



触法行為等は、総件数が 2 件増加した。主な相談は万引、放火・弄火、強制わいせつ・強姦、暴行・傷害である。

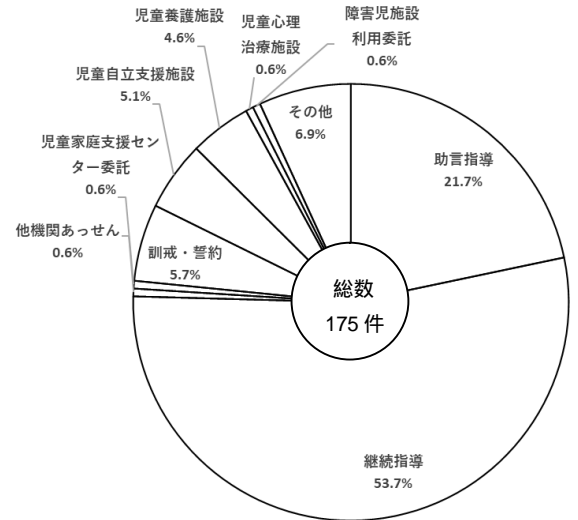
	長崎	佐世保	計
万引	7		7
乗物盗	1		1
車上狙い			
空巣狙い			
店舗・学校荒し			
ひったくり			
置引		2	2
窃盗・その他		2	2
放火・弄火	2	4	6
暴行・傷害	1	4	5
恐喝・脅迫			
強制わいせつ・強姦	1	3	4
器物破損			
詐欺			
銃刀法違反			
無免許運転			
その他	1		1
計	13	15	28



処理別

非行の内容と進行がそれほど深刻でないと考えられるものが21.7%で、助言指導で終わっている。継続指導や児童家庭支援センター委託といった在宅指導を必要とするものが54.3%、施設入所を要する深刻なものが10.3%である。

		長崎	佐世保	計
指導 面接	助言指導	13	25	38
	継続指導	49	45	94
	他機関あつせん	1	0	1
児童家庭支援センター委託		1	0	1
訓戒・誓約		4	6	10
施設等 児童 入福 所社	児童自立支援施設	5	4	9
	児童養護施設	5	3	8
	知的障害児施設		0	
	児童心理治療施設	1	0	1
その他施設			0	
児童福祉施設通所			0	
家裁送致(27-1-4)			0	
障害児施設利用委託		1	0	1
その他		7	5	12
計		87	88	175

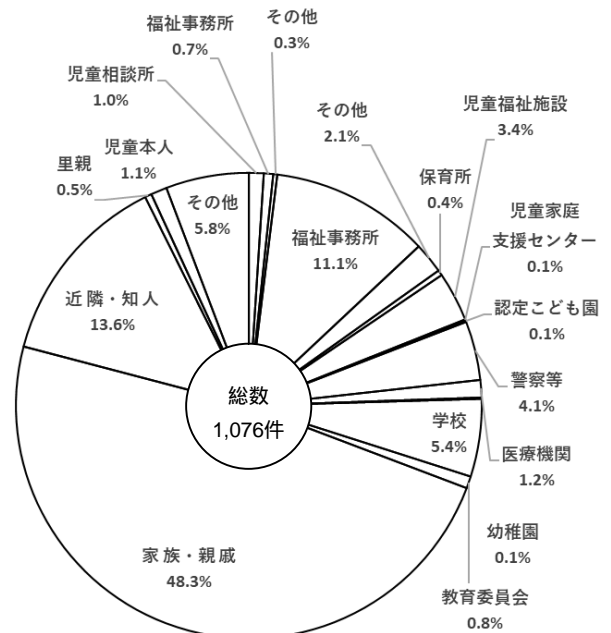


(5) 育成相談〔受付 1,076件 処理 1,083件〕

経路別受付

前年度と比較して、総件数は5件増加している。家族・親戚からの相談が最も多く、全体の48.3%を占める。

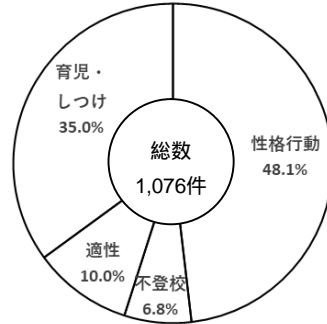
		長崎	佐世保	計
児童相談所		5	6	11
県	福祉事務所	3	4	7
	その他	3		3
市町	福祉事務所	70	49	119
	児童委員		0	
	保健センター		0	
	その他	11	12	23
保育所		3	1	4
児童福祉施設		28	9	37
児童家庭支援センター		1	0	1
認定こども園		1	0	1
警察等		36	8	44
医療機関		13	0	13
幼稚園		1	0	1
学校		37	21	58
教育委員会		8	1	9
家族・親戚		431	89	520
近隣・知人		112	34	146
里親		4	1	5
児童委員(通告仲介含む)			0	
児童本人		10	2	12
その他		49	13	62
計		826	250	1,076



内容別受付

性格行動の相談は、前年度と同数であり、全体の約5割を占めている。育児・しつけの相談は前年度より増加しており、全体の3割超を占める。

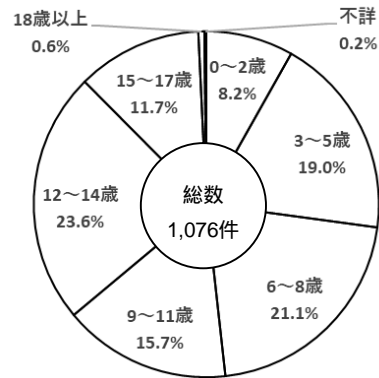
	長崎	佐世保	計
性格行動	400	118	518
不登校	43	30	73
適性	58	50	108
育児・しつけ	325	52	377
計	826	250	1,076



年齢別受付

12～14歳の相談が最も多く23.6%を占める。この年代は同年齢児同士の横のつながりができ、行動範囲が広がっていくことと関係していると思われる。

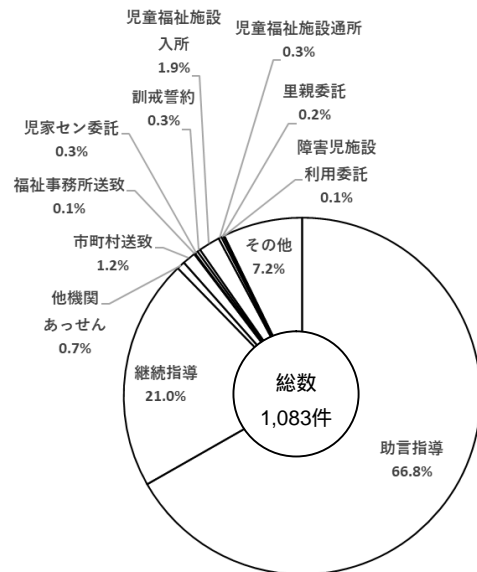
	長崎	佐世保	計
0～2歳	62	26	88
3～5歳	180	24	204
6～8歳	186	41	227
9～11歳	124	45	169
12～14歳	174	80	254
15～17歳	96	30	126
18歳以上	2	4	6
不詳	2		2
計	826	250	1,076



処理別

助言指導が66.8%を占めているが、これは電話による相談について、その電話で助言を行うことにより最終するものが多い結果である。

		長崎	佐世保	計
面接指導	助言指導	565	158	723
	継続指導	162	65	227
	他機関あつせん	2	6	8
市町村送致		11	2	13
福祉事務所送致		1		1
児家セン委託		3		3
訓戒誓約		3		3
児童福祉施設入所		18	3	21
児童福祉施設通所		2	1	3
里親委託		2	0	2
障害児施設利用委託		1		1
その他		56	22	78
計		826	257	1,083



4 巡回相談

離島や交通の不便な地域に居住していて、児童相談所に来所することが困難な方のために、巡回による相談を実施している。

巡回相談の内容は、一般相談、1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査及び同事後指導、療育手帳判定である。

なお、離島の療育手帳の判定業務は離島保健所の兼務職員が行っており、療育手帳欄の()内の数がその件数である。

令和3年度巡回相談実施件数

	一 巡 回 相 談	1 歳 6 か 月 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	1 歳 6 か 月 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	3 歳 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	3 歳 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	療 育 手 帳	計
長 崎 市						1	1
島 原 市						2	2
諫 早 市						1	1
大 村 市						1	1
五 島 市						17(17)	17 (17)
西 海 市							
雲 仙 市							
南 島 原 市							
西 彼 杵 郡							
南 松 浦 郡						12(12)	12(12)
管 外							
長 崎 支援センター計						34(29)	34(29)
佐 世 保 市							
平 戸 市							
松 浦 市							
対 馬 市						25(25)	25(25)
壱 岐 市						14(14)	14(14)
東 彼 杵 郡						1(1)	1(1)
北 松 浦 郡							
管 外							
佐 世 保 支援センター計						40(40)	40(40)
県 計						74(69)	74(69)

注) ()は離島保健所の兼務職員による判定を再掲

なお、東彼杵郡の療育手帳については、判定時に児童が居住していた地域を管轄する離島保健所において実施した。

5 療育手帳

療育手帳は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに各種援助措置を受けやすくなるなど、福祉の増進に資することを目的とした制度で、知事（判定機関取扱）から交付される。

児童相談所においては、保護者からの申請に基づいて、対象児の障害程度を判定し、さらに対象児童の年齢・障害程度に応じてその再判定を行っている。令和3年度末現在における療育手帳所持者数は16,150名で、このうち18歳未満の児童は2,523名となっている。

令和3年度の判定件数は以下のとおりである。

令和3年度 療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数

	交 付 判 定							再 判 定							合 計
	A1	A2	B1	B2	非 該 当	取 下 げ	計	A1	A2	B1	B2	非 該 当	取 下 げ	計	
長 崎	20	29	58	133	19	16	275	62	87	74	81	11	0	315	590
佐世保	12	7	19	76	16	0	130	31	16	23	50	7	0	127	257
計	32	36	77	209	35	16	405	93	103	97	131	18	0	442	847

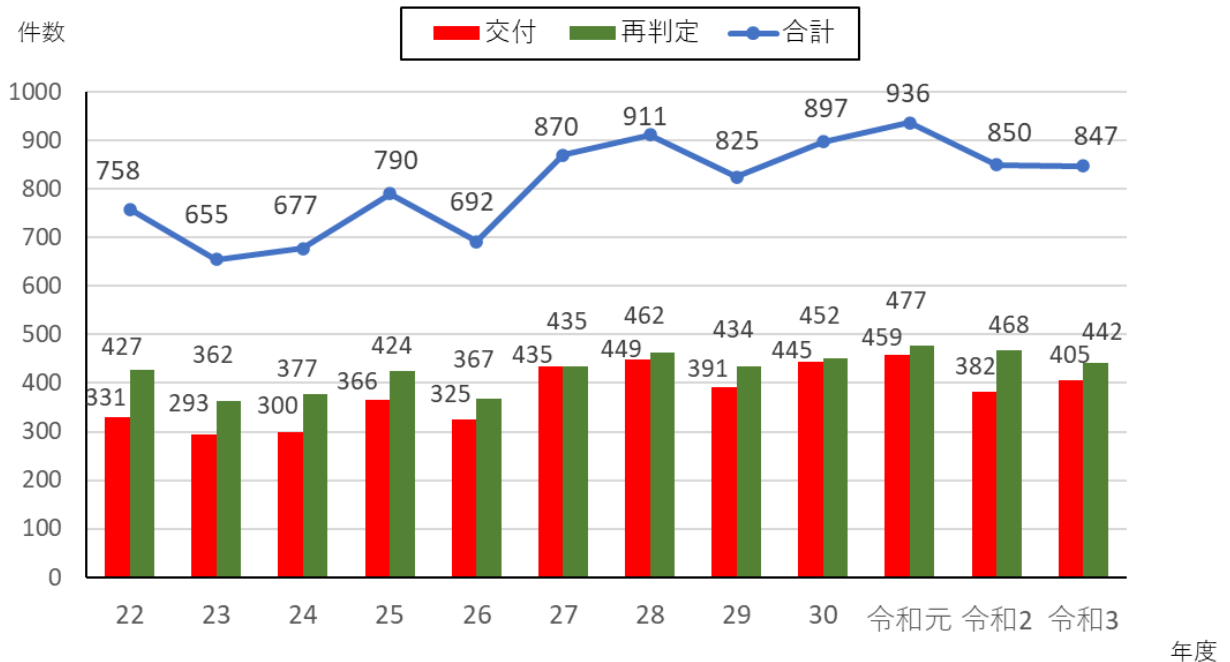
注) 障害程度 = 最重度：A1 重度：A2 中度：B1 軽度：B2

判定件数は近年高い値で推移している。経年表は以下のとおりである。

療育手帳の交付及び再判定の実施件数

年度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	令和 2年	令和 3年
交 付	長 崎	233	209	214	237	211	306	325	281	291	305	245	275
	佐世保	98	84	86	129	114	129	124	110	154	154	137	130
	計	331	293	300	366	325	435	449	391	445	459	382	405
再 判 定	長 崎	325	268	270	302	274	326	342	317	323	341	338	315
	佐世保	102	94	107	122	93	109	120	117	129	136	130	127
	計	427	362	377	424	367	435	462	434	452	477	468	442
合計		758	655	677	790	692	870	911	825	897	936	850	847

療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数の年度推移



6 判定業務

児童心理司は、相談・通告のあった子どもや保護者との面接や行動観察、心理検査等を実施し、心理診断を行う。心理診断は、子どもの発達の状態や心理状態を把握し、今後の援助の内容や方針を決定することを目的とする。また、判定及び援助方針決定に基づき、必要に応じて、児童心理司が子どもや保護者に対して、継続的な面接により心理療法、カウンセリング等を行っている。

(1) 心理診断の目的

- ・ 子どもの施設入所や、通所による継続指導にあたっての援助指針の立案
- ・ 相談に訪れた保護者等への助言、指導を行うための心理学的観点からの見立て
- ・ 施設入所中の子どもの再判定による援助指針の再検討
- ・ 療育手帳など福祉施策利用のための判定

(2) 心理検査

心理検査は、知能・発達検査（ビネー式、ウェクスラー式、遠城寺式、K-ABC など）や人格検査（SCT、Y-G、描画テストなど）、その他親子関係や社会性の診断など様々な検査を実施している。

(3) 心理療法・カウンセリング

情緒や性格上の問題、神経症的な習癖や不登校等、主として心因性の複雑困難な問題のあるケース及び虐待ケース等の子どもと保護者に一定期間定期的に通所してもらい、児童心理司、児童福祉司、精神科の医師等が遊戯療法やカウンセリングなどを行っている（詳しくはP51【要修正：相談支援課のページ数とあわせて記載】表7を参照のこと）。また、非行児童に対しては、心理教育として再非行防止プログラム等を実施している。

なお、平成16年度より保護者の養育技術向上のため、保護者を対象としたペアレント・トレーニングを実施している。

**(4) 児童および保護者への支援プログラム
保護者等へのカウンセリング**

< 目的 >

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による支援に加えて、精神科等の医師や臨床心理士の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。

< 精神科医等への協力依頼事項 >

- ・ 被虐待児及びその保護者に対する医学診断
- ・ 関係職員等への助言
- ・ 心理療法を担当する職員への助言指導及び保護者等へのカウンセリング
- ・ その他、児童相談所職員等の研修及び職員との意見交換

< 実績 >

【長崎こども・女性・障害者支援センター】

ア 実施日時

毎月第1、第3月曜日午後、第2水曜日午後

イ 今年度実施状況

- ・ 実施回数 35 回
- ・ 対象児童 実人員 0 名
- ・ 対象保護者 実人員 22 名
- ・ 関係機関及び当所職員へのコンサルテーション 実人員 1 名
- ・ 実施延回数 85 回

カウンセリング実施回数別人員

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
児童											0 名
保護者	3	2	3	8	2	2	2				22 名
関係機関職員	1										1 名

ウ 事業の効果

保護者がカウンセリングを受けることによって、自分自身を振り返り、より安定した親子関係を築こうと努力する等の良い変化が得られている。対象 22 名のうち 4 名は精神的安定が図れた等の改善が見られ終結に至り、2 名は中断となっている。残る 16 名については次年度継続予定である。

今後も家族再統合プログラムの一環として本事業を実施し、家族再統合に向けた積極的な支援を行っていく。

【佐世保こども・女性・障害者支援センター】

ア 実施日時

毎月第3月曜日午後

イ 今年度実施状況

- ・実施回数 12回
- ・対象児童 実人員 0名
- ・対象保護者 実人員 7名
- ・実施延回数 32回

カウンセリング実施回数別人員

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
児童											0名
保護者	2	1	1				1	1		1	7名

ウ 事業の効果

精神科医等によるカウンセリングを実施することにより、保護者自身が養育姿勢を含む不適切な対応の振り返りができたり、育児ストレスの軽減につながったり等の効果が見られた。令和3年度においては、7名の保護者を対象にカウンセリングを行ったが、精神的な安定が図られた等の改善による終結が3名、中断が1名、残る3名については次年度継続して実施する予定である。

引き続き、家族再統合プログラムの一環として本事業を実施することにより、家族再統合に向けた家族への支援を推進する。

その他支援プログラム

< 目的 >

虐待を受けた子どもの権利及び良好な家庭環境を保障するためには保護者への専門的な指導・支援を必要とするため、ペアレント・トレーニング等を実施する。また、児童への支援として、対人コミュニケーションの苦手さのある児童を対象としたソーシャル・スキルズ・トレーニング（社会生活技能訓練、以下 SST と表現）を実施したり、一時保護した児童に対して、集団 SST を実施している。非行問題を抱える児童に対しては再非行防止プログラムの方法を取り入れ、積極的な支援を行うことで、児童福祉施設に入所中の子どもの家庭復帰又は在宅指導中の子どもの養育改善や子ども自身の問題行動の改善を図る。

< 事業の内容 >

- ア 専門的な援助を必要とし、児童相談所に定期的な来所が可能である保護者を対象に、ペアレント・トレーニング等を実施する。
- イ 対人コミュニケーションの苦手さのある子どもを対象とした個別 SST、一時保護児童を対象にした集団 SST を実施する。
- ウ 非行少年を対象に再非行防止プログラムを実施する。

< 事業の対象者 >

援助方針会議及び判定会議において、本事業対象ケースとして認定した者。

< 実績 >

【長崎こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニングは、9ケース（入所中7、在宅2）の保護者16名を対象として、個別で実施し実施延人数としては、59人であった。

実績としては、9ケースの内、最終までプログラムを終えて終結したものが2ケース、次年度へ継続するものが7ケースである。

個別 SST の実施は 8 ケースで、令和 3 年度で終結したケースが 1 ケース、次年度へ継続するケースが 7 ケースであり、全体の実施延回数 は 34 回である。一時保護児に対する集団 SST 及び集団心理療法等は延人数 500 名、実施延回数 64 回である。

再非行防止プログラムについては、13 ケースで実施延回数 60 回である。

【佐世保こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニングは、2 ケース（入所中 0、在宅 2）の保護者計 2 名を対象として実施した。

実績としては 2 ケースのうち、保護者の受講意欲の低下などの理由から中断となったものが 1 ケース、来年度へ継続するものが 1 ケースである。

一時保護児に対する集団 SST は実人数 54 名、実施延人数 76 人である。

再非行防止プログラムについては、12 ケースで、実施延回数 56 回である。

7 児童福祉司等の指導

虐待者である保護者や非行児等に対して、ある程度長期にわたる継続的な指導を必要とする場合に、在宅のまま専門的な指導を行っている。

具体的には、児童福祉司などが家庭訪問のうえ児童に対する面接指導や保護者に対する助言指導を行ったり、必要に応じて児童相談所への来所を促し、助言指導等による支援を実施している。

また、児童家庭支援センターへ指導を委託する場合もある。

令和3年度 取扱ケース数

児相 区分	児童福祉司	児童家庭支援 センター	市町	計
長 崎	10	29		39
佐 世 保	2	1		3
計	12	30		42

8 児童福祉施設等入所・通所・委託

児童相談所が入所措置等を行う県内設置の児童福祉施設等は30か所、入所定員1,282人(通所15人含む)である。令和4年4月1日現在、県外の施設を含めて入所措置等をしている総数は577人、うち障害児施設に契約で入所している児童数は49人である。

令和3年度に児童福祉施設へ入所措置した件数は139件であった。

なお、施設に入所した児童の保護・療育等に要する経費については、全額国と県が支弁するが、扶養義務者はその世帯の課税額に応じて定められた負担金を月々県に納入することになっている。

注) 障害者自立支援法の施行に伴い、障害児施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)は、平成18年度10月から、措置から契約方式に変更された。それに伴い、利用者負担の仕組みも変更された。

さらに平成24年4月から児童福祉法及び障害者自立支援法が一部改正されたことにより、支援の実施主体や施設体系等が大幅に変更されている。

児童福祉施設(県内)等の対象と目的

施設の種類	施設目的及び対象者
乳児院	乳児(満1歳に満たない者)と種々の理由により特に必要のある場合には小学校就学前までの幼児を入院させて、これを養育する。
児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護する。
児童心理治療施設	虐待や人間関係等により軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所(通所)させて、心理療法や生活指導により治療を行う。
福祉型障害児入所施設	障害児を入所により、これを保護するとともに、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	医療が必要な障害児を入所により、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与を行う。
児童自立支援施設	不良行為を行い、又は行うおそれがある児童及び生活指導を要する児童を入所又は通所させてこれに必要な指導を行い自立を支援する。
自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。
ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	家庭的な環境の下で、要保護児童に対し、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

9 里親制度に関すること

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。平成 21 年 4 月の制度改正により、養育里親（一般の養育里親と専門里親）と養子縁組によって養親となることを希望する養子縁組里親、親族里親の 3 つに分けられた。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、住居（ファミリーホーム）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するものである。

平成 24 年 3 月の児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインの改正により、社会的養護を必要とするすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましいとされた。この里親委託優先の原則に基づき、新規里親の開拓と里親委託を推進してきた結果、令和 4 年 4 月 1 日現在での委託率は 19.1%となっている。施設と同様、社会的養護を担い、児童を家庭的な雰囲気の中で育てるところに特色がある。

$$\text{委託率} = \frac{\text{里親及びファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院+児童養護施設+里親・ファミリーホームの入所・委託児童数}}$$

（1）令和 3 年度 里親及び委託児童数

	認定・登録里親数				児童委託里親数				委託児童数				
									里親			ファミリーホーム	
	前年度末	新規	削除	年度末	前年度末	新規	解除	年度末	前年度末	新規	解除・変更	年度末	年度末
長崎	139	12	10	141	28	11	5	34	31	15	5	41	12
佐世保	52	8	3	57	15	4	4	15	16	10	6	20	8
計	191	20	13	198	43	15	9	49	47	25	11	61	20

（2）令和 3 年度里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童

令和3年度 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童（長崎C管内）

	新規又は措置変更により委託された児童数（年度中）				措置を解除又は変更された児童数（年度中）												年度末現在委託児童数
					解除								変更				
	児童福祉施設	家庭	その他	計	家庭引き取り	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設	他の里親	その他	計	
里親に委託された児童	5	8	2	15	1	1	0	0	0	0	2	4	0	1	0	1	41
里親の種類	養育里親	3	4	1	8	1	0	0	0	0	1	2	0	1	0	1	24
	専門里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	親族里親	0	4	0	4	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	11
	縁組里親	2	0	1	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
ファミリーホーム	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2	12	

令和3年度 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童(佐世保C管内)

	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)												年度未現在委託児童数	
	児童福祉施設	家庭	その他	計	解除								変更					
					家庭引き取り	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設	他の里親	その他	計		
里親に委託された児童	2	6	2	10	1	2	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	3	20
里親の種類	養育里親	1	4	1	6	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	15
	専門里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	親族里親	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	縁組里親	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1
ファミリーホーム	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	8

(3) 里親等への支援

現に子どもを委託されている里親等からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行い、里親等を定期的に家庭訪問し子どもの状態を把握したり、里親等へ助言を行っている。

里親支援員の配置

里親等の支援関係機関との連絡調整や里親に対する支援を行うとともに、里親等への委託を推進するため、長崎こども・女性・障害者支援センターに3名、佐世保こども・女性・障害者支援センターに1名配置。

レスパイト・ケアの実施状況

	世帯数	実施回数 (延)	人数 (延)	実施先	
				児童福祉施設	里親・ファミリーホーム
長崎	9	22	22	6	2
佐世保	2	2	2	2	0

里親等への訪問支援

里親家庭、ファミリーホームへの訪問支援回数 (長崎)170回 (佐世保)65回
 訪問里親、ファミリーホーム数 (長崎)39世帯 (佐世保)31世帯

(4) 里親育成支援事業

<目的>

社会的養護が必要な児童の養育について、より家庭的な環境（里親等）での養育を推進するため、新規里親確保のための出前講座等の広報啓発や、里親の資質向上のための総合的な研修を行うことにより、里親制度の周知啓発、新規里親の獲得や虐待を受けた経験や障害のある児童など養育が難しい児童等に対応する里親の養育技術の向上を図る。

長崎県が長崎県里親育成センター「すくすく」へ委託

<事業内容>

里親制度出前講座などの広報啓発活動、研修会の実施、登録里親や関係機関との連絡調整等

義務的研修

養育里親研修の講師として、両センターから参加

<養育里親基礎研修>

年2回（令和3年7月3日、令和3年11月13日）

<養育里親認定前研修（講義）>

年2回（令和3年7月3～4日、令和3年11月13～14日）

<養育里親認定前研修（実習）>

年2回（令和3年12月4～5日 1・2回目同時開催）

<養育里親更新研修>

年2回（令和3年9月12日、令和4年1月29日）

<専門里親更新研修>

年1回（令和3年8月28～29日）

独自研修

<里親研修会>

・令和3年10月23日

<里親勉強会>

・令和3年7月16日

・令和3年11月27日

・令和4年2月19日

<未委託里親プログラム>

・令和3年8月1日

・令和4年2月6日

(5) その他

・長崎県里親会総会への参加

・里親委託等推進委員会

里親制度の社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援を総合的に推進する目的で設置

里親支援運営会議（調整機関：県こども家庭課）への参加 0回

里親支援実務者会議（調整機関：両センター）の開催 7回

里親支援個別会議 長崎センター 24回 佐世保センター 4回

10 一時保護

児童の相談に対し、適切な援助を行うために、必要に応じて一時保護を行う。その目的は大きく次の三つに分けられる。

(1) 緊急保護

棄児、迷子、家出した子ども等、現に適当な保護者や宿所がないために保護を必要とする場合、虐待、放任等の理由により、その子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合、子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしたりそのおそれがある場合、一定の重大事件に係る触法少年と考えられること等のため警察から通告があった場合、または少年法第6条の6第1項に基づき送致があった場合等に行う。

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、その子どもの日常生活における対人関係、学習態度、作業態度、健康状態、生活習慣等について、十分な行動観察や生活指導を行う必要がある場合等に行う。

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると診断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格・環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不相当であると判断される場合に行う。

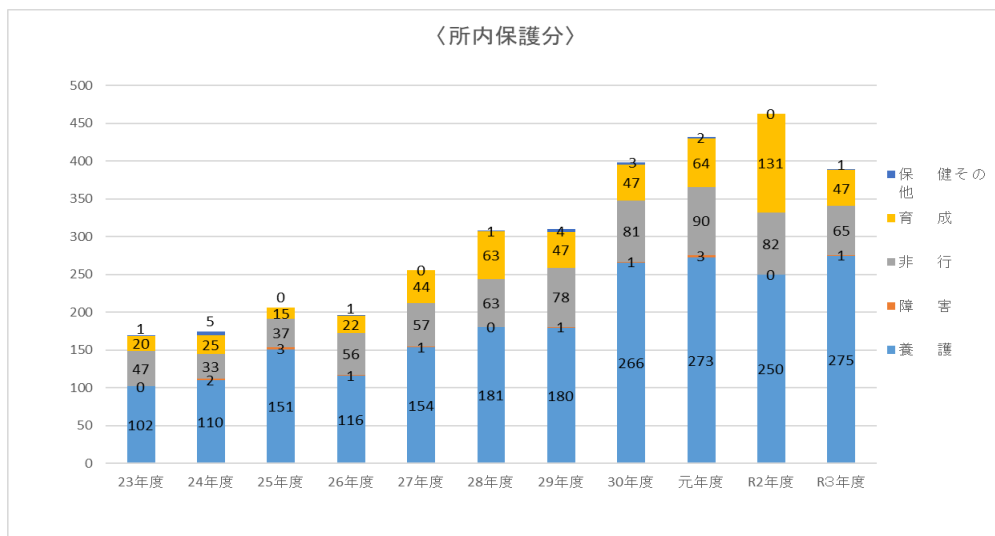
一時保護は、原則として児童相談所に附設されている「一時保護所」において行うが、緊急保護の場合は、児童福祉施設や警察などの関係機関に委託することもある。

一時保護所は、子どもが安定した生活をする場でもあり、生活指導、学習指導、集団指導等については、児童福祉施設に準じた運営がなされている（日課表を長崎・佐世保各々作成している）。

令和3年度に一時保護を行った総人員は1,015人で、このうち一時保護所において保護した児童は431人となっている（前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く）。

一日平均保護人員は18人、一人平均保護日数は15.8日である。

委託保護した児童は584人、児童福祉施設の18ヶ所へ362人、医療機関等へ25人、里親等へ48人、警察署へ136人、その他13人となっており、全委託日数10,820日であった。



1.1 テレフォン相談

テレフォン相談は、来所することなく相談したいというニーズに応えるための電話による相談である。令和3年度の受付総件数は348件である。

令和3年度 テレフォン相談受付件数(件)

相談種別		長崎	佐世保	計
養護	児童虐待	7	0	7
	その他	21	0	21
保健		2	0	2
障害		4	0	4
非行	く犯行為	1	0	1
	触法行為	0	0	0
育成相談	性格行動	37	0	37
	適性	4	0	4
	育児・しつけ	180	0	180
	不登校	7	0	7
その他		85	0	85
計		348	0	348

「子ども・家庭110番」業務実績

「子ども・家庭110番」事業は、平成3年10月から中央児童相談所において開始された。

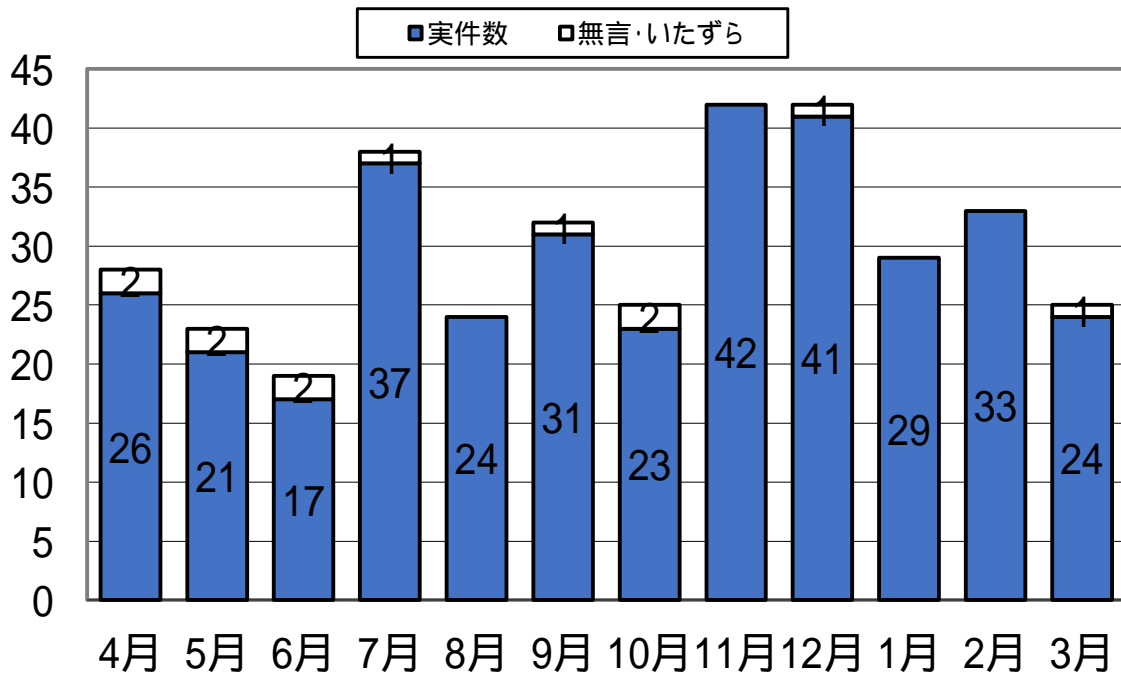
「子どもを育てる家庭の悩み」などに専用電話を通じて、3人の相談員が交替で相談に応じていたが、令和3年度をもって業務を終了した。

令和3年度の実相談件数は、348件(「無言・いたずら」12件を除く)であった。

相談種別		件数	男	女
養護	児童虐待	7	4	3
	その他	21	9	12
保健		2	1	1
障害		4	3	1
非行	く犯行為	1	0	1
	性格行動	37	19	18
育成相談	適性	4	3	1
	育児・しつけ	180	104	76
	不登校	7	2	5
	その他	85	24	61
計(実件数)		348	169	179
(無言・いたずら)		12		
総件数		360		

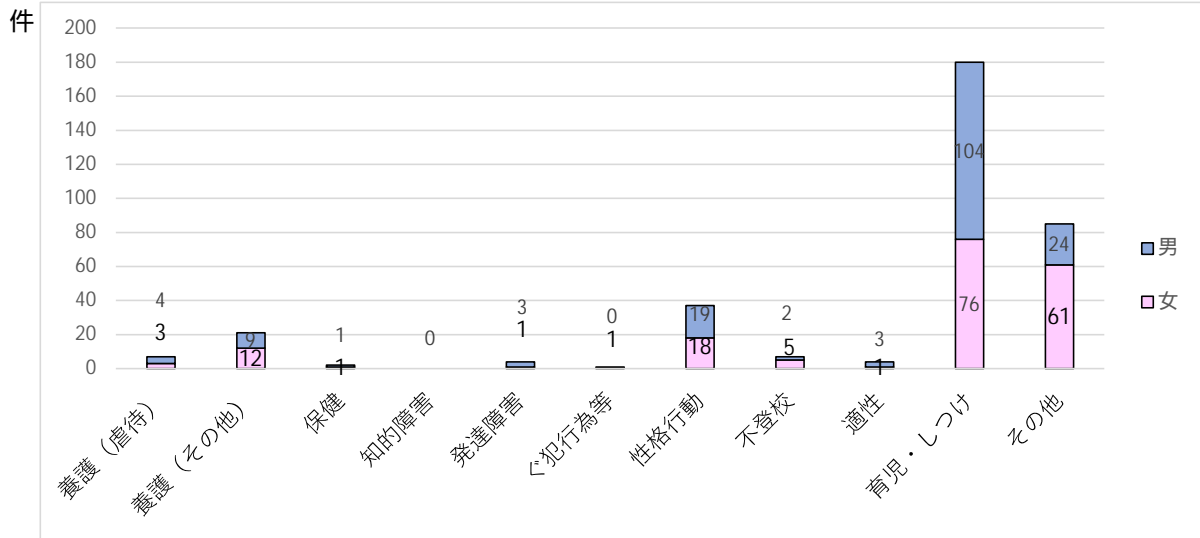
(1) 月別相談件数

- ・4月～5月...新学期の緊張や新しい環境になじめない等の相談が多い。
- ・9月～10月...夏休み後の生活リズムの立て直し等に関する相談が多い。
- ・1月～3月...受験・就職等進路の悩みや進路についての不安による相談が多い。

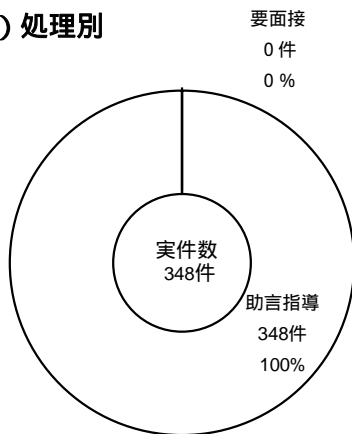


(2) 相談種類別

- ・ 養護相談 28 件中 7 件は虐待相談で、身体的虐待1件、性的虐待0件、心理的虐待4件、ネグレクトが2件であった。
- ・ 今年度は「性格行動」がトップ。(文章はデータ参照によりご確認ください)
- ・ 「しつけ相談」は乳幼児期の子どもを養育中の母親から継続して相談のあるケースが多い。
- ・ 「その他」の相談は、18歳以上の青年及び成人の相談が大半を占める。男女交際、夫婦関係、障害相談等の問題を持つ頻回通話者の心理的不安や辛さの訴え等が主な内容である。母を含む女性からの相談が多い。

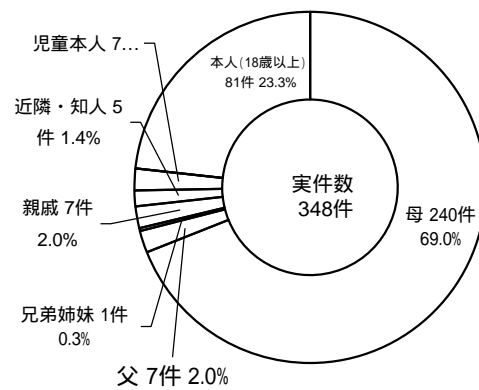


(3) 処理別



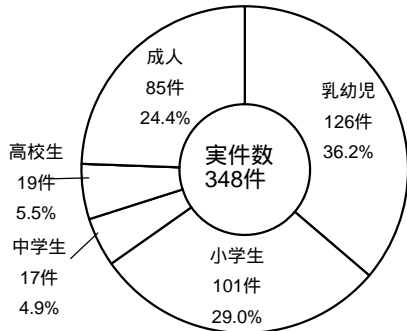
- ・ すべて助言指導で終了した。

(4) 経路別



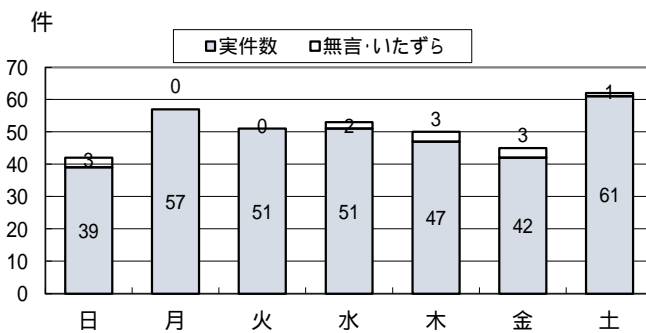
- ・ 本人(18歳以上)の相談は主に頻回通話者によるものである。

(5) 年齢別



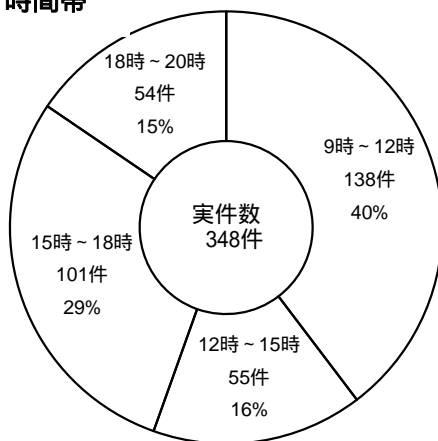
- ・ “乳幼児” の相談は、育児不安を抱える母親の辛さの訴えが目立つ。
- ・ “中高生” に関する相談は、不登校相談を含め思春期の子どもへの関わりの難しさに悩む家族からのものが多い。
- ・ 成人が最も多いのは、頻回通話者によるものである。

(6) 曜日別



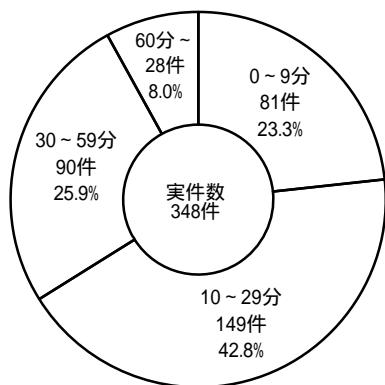
- ・ 曜日ごとに件数に一定の差はあるが、平日、休日を問わず相談を受けていることがわかる。

(7) 時間帯



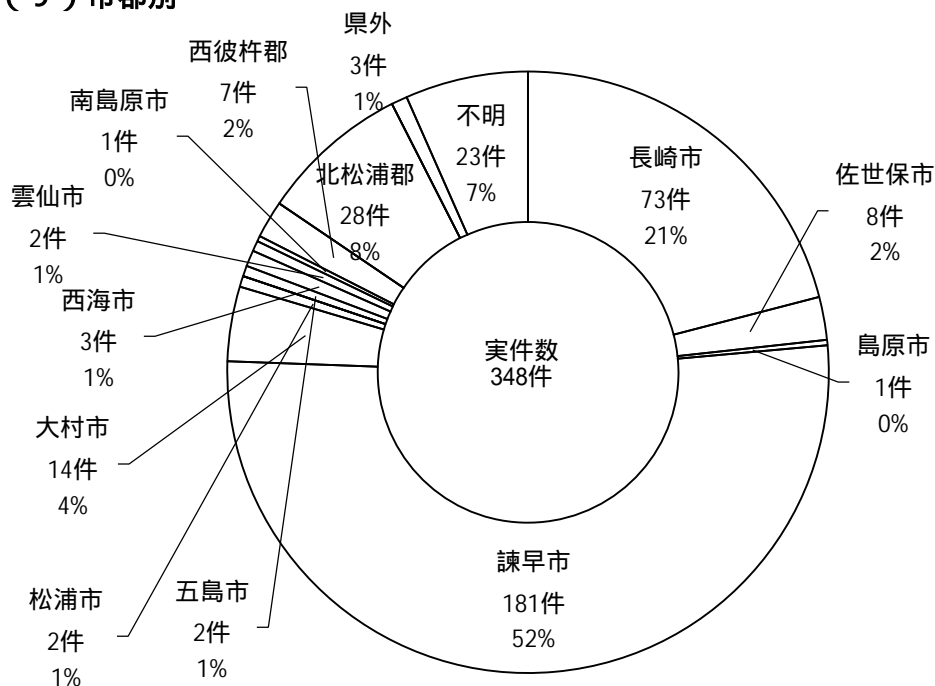
- ・ 日中は、件数の大きな差は見られない。
- ・ 夜間は、日中と比較すると件数は少ない。

(8) 所要時間別

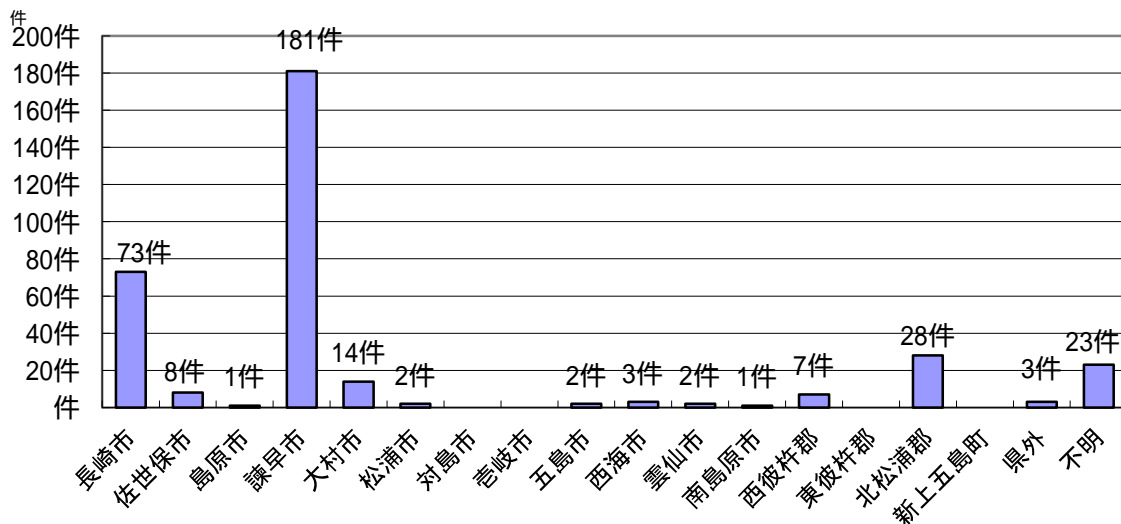


- ・約7割の相談が30分以内であるが、1時間以上の相談も28件で8.2%に及ぶ。
- ・相談者自身の人間関係（夫婦・友人関係等）の問題や、心理的不安の訴え等の内容になると、長時間となることもある。

(9) 市郡別



- ・県下全域から相談があるが、長崎市及び、近郊地域からの相談が多い。
- ・諫早市、北松浦郡からの相談は、殆ど頻回通話者によるものである。



() 統計資料

表 1	相談別受付件数の年度推移	41
表 2	経路別受付件数の年度推移	42
表 3	相談別・経路別受付件数	43
表 4 - 1	相談別・年齢別受付件数 (県計)	44
表 4 - 2	相談別・年齢別受付件数 (長崎)	45
表 4 - 3	相談別・年齢別受付件数 (佐世保)	46
表 5	処理件数の年度推移	47
表 6 - 1	相談別・処理件数 (県計)	48
表 6 - 2	相談別・処理件数 (長崎)	49
表 6 - 3	相談別・処理件数 (佐世保)	50
表 7	調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数	51
表 8	措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数	51
表 9	児童福祉施設種別措置入所児の年度推移	52
表 10	テレフォン児童相談受付件数	53
表 11	一時保護児童の年度推移 (所内保護分)	54
表 12	相談別・処理別一時保護児童数 (所内保護分)	55
表 13	年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数 (所内保護分)	56
表 14	一日平均保護人員及び一人平均保護日数 (所内保護分)	56
表 15	保護期間別一時保護児童数 (所内保護分)	57
表 16	委託先別一時保護児童数 (委託保護分)	57

表1 相談別受付件数の年度推移

年度	見相	相談種別		保	障 害							非 行		育 成				そ の 他	計
		養 護 児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け			
26	長 崎	204	445	10	4		2	159	1,312	5	110	33	249	79	22	75	784	3,493	
	佐 世 保	188	376	3	4		2	159	1,312	5	92	33	80	34	14	65	73	2,440	
	計	103	296	4			1	15	467	1	61	28	77	37	29	40	33	1,192	
		98	235	1				15	464	0	45	28	65	22	26	32	13	1,044	
	計	307	741	14	4	0	3	174	1,779	6	171	61	326	116	51	115	817	4,685	
		286	611	4	4	0	2	174	1,776	5	137	61	145	56	40	97	86	3,484	
27	長 崎	308	462	9	1		11	76	1,482	12	112	45	344	65	54	184	692	3,857	
	佐 世 保	298	410	1	1		11	76	1,481	8	99	45	153	40	43	159	193	3,018	
	計	186	346	6	2			25	429		57	16	78	47	20	60	61	1,333	
		149	251	1	1			23	425		44	15	47	24	20	37	23	1,060	
	計	494	808	15	3	0	11	101	1,911	12	169	61	422	112	74	244	753	5,190	
		447	661	2	2	0	11	99	1,906	8	143	60	200	64	63	196	216	4,078	
28	長 崎	339	829	26	3		11	72	1,329	9	134	20	309	49	76	141	1,035	4,382	
	佐 世 保	338	661	13	3		11	72	1,329	9	127	20	155	43	73	108	184	3,146	
	計	305	349	7	3			21	525	6	93	9	119	63	34	55	100	1,689	
		298	332	5	3			21	522	5	87	9	105	50	31	50	57	1,575	
	計	644	1,178	33	6	0	11	93	1,854	15	227	29	428	112	110	196	1,135	6,071	
		636	993	18	6	0	11	93	1,851	14	214	29	260	93	104	158	241	4,721	
29	長 崎	383	841	14	4	1	5	65	1,347	20	115	25	270	61	26	142	550	3,869	
	佐 世 保	382	658	6	4	1	5	65	1,346	8	112	25	147	51	22	112	249	3,193	
	計	305	312	2	2			17	516	5	79	9	66	42	32	15	93	1,495	
		300	289	1				17	516	2	75	8	59	33	32	13	56	1,401	
	計	688	1,153	16	6	1	5	82	1,863	25	194	34	336	103	58	157	643	5,364	
		682	947	7	4	1	5	82	1,862	10	187	33	206	84	54	125	305	4,594	
30	長 崎	527	867	4	5	1	2	44	1,368	28	122	21	280	66	46	192	460	4,033	
	佐 世 保	521	734	2	5	1	2	44	1,368	20	113	21	178	37	39	150	289	3,524	
	計	365	342	0	4	0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	102	1,741	
		365	342	0	4	0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	98	1,737	
	計	892	1,209	4	9	1	2	59	1,954	35	207	42	387	97	82	232	562	5,774	
		886	1,076	2	9	1	2	59	1,954	27	198	42	285	68	75	190	387	5,261	
31	長 崎	616	772	13	4	3	4	72	1,416	33	116	11	237	54	95	220	479	4,145	
	佐 世 保	609	731	5	4	3	4	72	1,415	28	112	11	177	49	94	202	390	3,906	
	計	412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972	
		412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972	
	計	1,028	1,179	15	5	3	4	83	2,061	43	199	20	370	78	160	286	583	6,117	
		1,021	1,138	7	5	3	4	83	2,060	38	195	20	310	73	159	268	494	5,878	
2	長 崎	684	782	7	1	1	4	56	1,337	27	88	24	385	51	96	251	418	4,212	
	佐 世 保	639	650	3	2	0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968	
	計	306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790	
		306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790	
	計	990	1,086	7	1	1	4	72	1,913	57	196	35	517	80	149	318	576	6,002	
		945	954	3	2	0	1	66	2,214	39	180	22	495	63	107	212	455	5,758	
3	長 崎	646	671	5	2	0	1	50	1,638	13	73	11	400	41	58	325	382	4,316	
	佐 世 保	639	650	3	2	0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968	
	計	355	353	3	0	0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816	
		355	353	3	0	0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816	
	計	1,001	1,024	8	2	0	2	61	2,232	18	144	25	518	71	108	377	541	6,132	
		994	1,003	6	2	0	2	61	2,232	14	143	25	481	64	104	197	456	5,784	

下段は、テレフォン相談を除く件数

表2 経路別受付件数の年度推移

年度	経路 児相	児童相談所	都道府県	市町	指定児童医療施設 児童福祉施設 児童家庭支援センター	警察等	認定こども園	家庭裁判所	保健所及び医療機関	学校等	里親	(児童の 通告の 仲介員)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
		26	長崎	48	9	757	250	3	140	4	32	47	15	919	110	39	1,112
	佐世保	48	9	755	250	3	138	4	31	46	14	612	84	20	418	2,432	
	計	25	9	353	135	1	60	2	5	51	7	331	45	11	157	1,192	
		23	8	347	133	1	56	2	3	43	7	223	37	6	155	1,044	
		71	17	1,102	383	4	194	0	6	89	21	835	121	26	573	3,476	
27	長崎	62	24	1,034	209		161	10	14	98	27	1,228	144	67	791	3,869	
	佐世保	62	23	1,033	209		161	10	12	98	27	929	133	35	298	3,030	
	計	26	24	432	118	1	52	3	12	64	11	383	82	20	104	1,333	
		23	18	374	115		42	3	7	34	11	252	61	18	101	1,060	
		85	41	1,407	324	0	203	0	13	19	38	1,181	194	53	399	4,090	
28	長崎	74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	1,265	129	47	1,163	4,374	
	佐世保	74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	895	118	36	319	3,138	
	計	46	20	482	129		147	4	18	107	17	409	112	39	159	1,689	
		45	20	481	129		142	4	18	106	17	338	96	22	157	1,575	
		119	50	1,492	350	1	407	1	11	54	197	1,233	214	58	476	4,713	
29	長崎	84	17	1,053	218	3	344	6	26	104	27	1,198	142	47	591	3,860	
	佐世保	84	17	1,053	218	3	344	0	6	103	27	842	138	33	290	3,184	
	計	38	11	419	96		211		4	77	20	347	77	16	178	1,495	
		38	10	417	96		208		4	75	20	286	69	2	175	1,401	
		122	28	1,472	314	3	555	0	6	30	181	1,545	219	63	769	5,355	
		122	27	1,470	314	3	552	0	6	30	178	1,128	207	35	465	4,585	
30	長崎	85	24	1,035	243	3	472	1	7	34	116	1,260	162	48	482	4,000	
	佐世保	85	24	1,035	243	3	472	1	7	34	115	904	158	34	181	3,323	
	計	68	20	460	107		313	1	5	73	23	421	63	23	164	1,741	
		68	20	460	107		313	1	5	73	23	421	62	20	164	1,737	
		153	44	1,495	350	3	785	1	8	39	189	1,681	225	71	646	5,741	
		153	44	1,495	350	3	785	0	8	39	188	1,325	220	54	345	5,060	
31	長崎	124	95	1,139	191	1	569	3	8	47	109	1,096	227	58	401	4,123	
	佐世保	124	95	1,139	191	1	567	3	8	46	109	977	216	36	317	3,884	
	計	66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	420	70	25	215	1,972	
		66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	420	70	25	215	1,972	
		190	123	1,698	319	1	936	3	11	72	161	1,516	297	83	616	6,095	
		190	123	1,698	319	1	934	3	11	71	161	1,397	286	61	532	5,856	
2	長崎	130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	1,045	185	95	535	4,209	
	佐世保	130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	876	178	39	427	3,869	
	計	77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	380	91	31	167	1,790	
		77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	380	91	31	167	1,790	
		207	52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	1,425	276	126	702	5,999	
		207	52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	1,256	269	70	594	5,659	
3	長崎	72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	1,252	162	31	569	4,324	
	佐世保	72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	997	157	24	488	3,976	
	計	74	16	491	101	0	340	0	7	86	5	395	94	18	189	1,816	
		74	16	491	101	0	340	0	7	86	5	395	94	18	189	1,816	
		146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	1,647	256	49	758	6,140	
		146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	1,392	251	42	677	5,792	

下段は、テレフォン相談を除く件数

表3 相談別・経路別受付件数

	相談種別	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
		児童虐待	その他		不 肢 自 由 体	障 視 障 害	障 視 聴 覚 障 害 等	言 語 発 達 障 害	心 身 重 症 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	行 為 等 犯	行 為 触 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性		
児童相談所	長佐計	31	9						8		2	4			1	17	72	
	計	23	16						17		1	3			11	74		
		54	25						25		3	7		3	1	28	146	
都道府県	長佐計	2	1		1			1	18			3				1	27	
	計	4	3					2	2		1	3			1	14		
	保健センター	6	4		1			1	20			4	3		2	41		
	その他	8	1					1	1			2			1	13		
		8	1					1	2			2			2	15		
市町	長佐計	70	105		1			13	749		2	38	8	13	11	35	1,045	
	計	30	34				1	3	263		3	20	5	21	3	7	390	
	児童委員	100	139		1		1	16	1,012		5	58	13	34	14	42	1,435	
	保健センター		8													1	9	
			2												1	2		
			10												1	11		
		5	26						56		1	6	1	1	3	4	103	
		14	18					1	47		1	6	2	4	6	99		
		19	44					1	103		1	12	3	5	3	10	202	
保 育 所	長佐計	3	1												3	2	8	
	計	3	1												1	2	2	
			10												4	10		
児童福祉施設	長佐計	5	162						52		3	16		12	10	260		
	計	1	69					1	17		1	7		2	1	99		
		6	231					1	69		4	23		14	11	359		
指定発達支援医療センター	長佐計		1												1	2		
			1												1	2		
認定子ども園	長佐計														1	1		
															1	1		
児童家庭支援センター	長佐計											1				1		
	計											1				1		
医療機関	保健所		2														2	
	医療機関	12	11					1	1			6			7	4	42	
		4								3						7	7	
		16	11					1	1		3	6			7	4	49	
学 校	幼稚園		1												1	2		
	小学校		1												1	2		
		52	15						2		2	30	7		10	118		
		27	17								6	14	6	1	4	75		
		79	32						2		8	44	13	1	14	193		
等 教育委員会	長佐計	8	8								1	8			4	29		
	計	1	3								2	1			4	11		
		9	11								3	9			8	40		
里 親	長佐計		25									4				29		
	計		3								1	1			5	5		
			28								1	5			34			
児童委員(通告の仲介含む)	長佐計																	
家 族・親 戚	長佐計	29	211	3			1	26	487	13	22	165	23	29	214	42	1,265	
	計	8	103	2				3	130	5	17	45	14	15	37	395		
		37	314	5			1	29	617	18	39	210	37	44	229	79	1,660	
近 隣・知 人	長佐計	10	18									49	1		62	29	169	
	計	18	19								2	3		31	21	94		
		28	37								2	52	1	93	50	263		
児 童 本 人	長佐計	4	11	1				1	1		1	10			2	31		
	計	3	10	1							2	2			2	18		
		7	21	2				1	1		1	12			4	49		
そ の 他	長佐計	109	42	1				7	259		4	26	3	3	17	105	577	
	計	20	30					3	115		1	7		4	2	7	189	
		129	72	1				10	374		5	33	3	7	19	112	766	
計	長佐計	646	691	5	2		1	50	1,638	13	73	400	43	58	325	410	4,366	
	計	355	353	3	2		1	11	594	5	71	118	30	50	52	159	1,816	
		1,001	1,044	8	2		2	61	2,232	18	144	25	518	73	108	377	6,182	

表4-1 相談別・年齢別受付件数(累計)

令和3年度

相談種別 年齢	養護		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	育 成				そ の 他	計		
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害		発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け	
0歳	66	58	3				2	2						16	18	165	
1歳	55	45					1	6						28	25	160	
2歳	75	45				1	3	17			1		2	41	28	213	
3歳	61	58					2	43	1		1		4	46	17	233	
4歳	54	51					2	63	1		3		2	115	27	318	
5歳	62	34	1				5	128	1		5		6	22	17	281	
6歳	54	37					6	116	1	1	22	5	5	22	29	298	
7歳	63	45					4	103			2	36	7	5	73	29	367
8歳	47	43				1	3	68	2		5	41	2	2	7	17	238
9歳	55	47					1	150	1	6	1	34	5	9	5	31	345
10歳	66	56					7	133	1	3	2	32	4	6	2	20	332
11歳	57	70					2	121	5	13	5	59	9	4		27	372
12歳	62	51					3	181	1	10	2	49	14	9		17	399
13歳	67	73					4	173	2	25	6	71	12	13		23	469
14歳	43	68	1				4	183		26	1	57	3	26		26	438
15歳	50	61					2	140		28		42	6	6		28	363
16歳	36	52						65		20	1	33	1	2		19	229
17歳	28	104	2	2			4	203	1	12		30	3	3		24	416
18歳 以上		26	1				6	337	1			2		4		119	496
不明		20											2			28	50
合計	1,001 994	1,044 1,023	8 6	2 2		2 2	61 61	2,232 2,232	18 14	144 143	25 25	518 481	73 66	108 104	377 197	569 484	6,182 5,834

下段は、テレフォン相談を除く件数

表4-2 相談別・年齢別受付件数(長崎)

令和3年度

相談種別 年齢	養護		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 育 成				そ の 他	計		
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害		発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け	
0歳	46	42	1				2	2						12	14	119	
1歳	30	29					1	3						20	14	97	
2歳	47	24				1	3	14					1	29	25	144	
3歳	37	39					2	32	1			1		2	39	11	164
4歳	33	31					2	53	1			1			113	18	252
5歳	45	25	1				3	104	1			2		3	19	12	215
6歳	40	27					6	92	1			14	2	3	17	20	222
7歳	41	27					2	73				33	4	4	68	22	274
8歳	29	31					3	56	2		3	34	1	1	5	11	176
9歳	42	35						108	1	1	1	28	2	5	2	19	244
10歳	34	35					6	112		1		23	1	4	1	13	230
11歳	42	49					2	89	2	5	3	47	8	3		15	265
12歳	39	35					3	130	1	5		40	8	8		9	278
13歳	49	47					2	124	2	16	2	53	7	5		18	325
14歳	24	51	1				4	127		13	1	41	1	11		15	289
15歳	32	36					2	92		15		32	5	3		20	237
16歳	24	28						48		13	1	25	1	1		10	151
17歳	12	61	1	2			3	149	1	4		25	1	3		16	278
18歳 以上		19	1				4	230				1		1		100	356
不明		20											2			28	50
合計	646 639	691 670	5 3	2 2		1 1	50 50	1,638 1,638	13 9	73 72	11 11	400 363	43 36	58 54	325 145	410 325	4,366 4,018

下段は、テレフォン相談を除く件数

表4-3 相談別・年齢別受付件数(佐世保)

令和3年度

相談種別 年齢	養護		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 育 成				そ の 他	計	
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害		発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 し つ け
0歳	20	16	2											4	4	46
1歳	25	16						3						8	11	63
2歳	28	21						3			1		1	12	3	69
3歳	24	19						11					2	7	6	69
4歳	21	20						10			2		2	2	9	66
5歳	17	9					2	24			3		3	3	5	66
6歳	14	10						24		1		8	3	2	5	76
7歳	22	18					2	30			2	3	3	1	5	93
8歳	18	12				1		12			2	7	1	1	2	62
9歳	13	12					1	42		5		6	3	4	3	101
10歳	32	21					1	21	1	2	2	9	3	2	1	102
11歳	15	21						32	3	8	2	12	1	1		107
12歳	23	16						51		5	2	9	6	1		121
13歳	18	26					2	49		9	4	18	5	8		144
14歳	19	17						56		13		16	2	15		149
15歳	18	25						48		13		10	1	3		126
16歳	12	24						17		7		8		1		78
17歳	16	43	1				1	54		8		5	2			138
18歳 以上		7					2	107	1			1		3		140
不明																
合計	355	353	3			1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	1,816
	355	353	3			1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	1,816

下段は、テレフォン相談を除く件数

表5 処理件数の年度推移

年度	処理 児相	面接指導			児童 福祉 委員 指導	児童 福祉 センター 指導委託	福 祉 事 務 所 送 致 等	訓 戒 誓 約	児童福祉施設 入所			指定医療機関委託	里 親 委 託	家庭裁判所送致 (第27条第1項第4号)	障害児施設等への利用契約	そ の 他	計
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機関 あ っ せ ん					入 所	法 第 2 7 条 の 3 に よ る	家 庭 裁 判 所 送 致 (再 掲)						
26	長崎	2,021	300	363	21			17	82		3		24	2	81	534	3,450
	佐世保	968	300	21	21		2	17	82		3		24	2	81	534	2,034
	計	2,989	600	384	42		2	34	164		6		48	4	162	1,068	5,484
27	長崎	2,379	304	279	12			21	13				18	6	51	763	3,924
	佐世保	1,540	304	82	17		3	13	96				18	6	51	763	2,806
	計	3,919	608	361	29		3	34	192				36	12	102	1,526	6,730
28	長崎	2,848	467	248	14			21	7				13	1	57	646	4,402
	佐世保	1,612	467	119	14		2	7	92				13	1	57	646	2,918
	計	4,460	934	367	28		2	28	184				26	2	114	1,292	7,320
29	長崎	2,184	545	245	11			8	31				16		51	661	3,870
	佐世保	1,508	545	1	3		8	16	99				16		51	661	2,939
	計	3,692	1,090	246	14		16	31	130				32		102	1,322	6,809
30	長崎	2,026	786	256	8			6	30				12		59	745	4,047
	佐世保	1,517	786	256	8		6	30	95				12		59	745	3,538
	計	3,543	1,572	512	16		12	60	190				24		118	1,490	7,585
31	長崎	1,716	920	266	21			19	36				19	5	50	1,071	4,244
	佐世保	1,368	920	266	21		19	36	112				19	5	50	1,071	3,896
	計	3,084	1,840	532	42		38	72	224				38	10	100	2,142	8,140
2	長崎	1,836	892	264	14			13	57				9	4	53	944	4,204
	佐世保	1,496	892	264	14		13	57	98				9	4	53	944	3,864
	計	3,332	1,784	528	28		26	114	156				18	8	106	1,888	8,068
3	長崎	1,805	777	262	10			29	52				16		54	1,160	4,301
	佐世保	1,457	777	262	10		29	52	104				16		54	1,160	3,953
	計	3,262	1,554	524	20		58	104	208				32		108	2,320	8,254

下段は、テレフォン相談を除く件数

表6-1 相談別・処理件数(県計)

令和3年度

相談種別	処理件数(年度中)																			
	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	法第27条第1項第4号による	障害児施設等への利用契約	その他	計
	助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による							
	養護	保健	障害	害	非行	育成	その他	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
児童虐待	190	589	35	12	7	35		27	33		1		3					36	968	
その他	567	292	24		19	2		19	42				20					83	1068	
保健	6	1	1																8	
障害	肢体不自由							1										1	2	
障害	視聴覚障害																			
障害	言語発達障害等	2																	2	
障害	重症心身障害	16	1	6													26	14	63	
障害	知的障害	793	11	320													37	1,001	2,162	
障害	発達障害	14		2													1		17	
非行	く犯行為	36	75	1		1		2	9	11							1	11	147	
非行	触法行為等	2	19					4	2									1	28	
育成	性格行動	287	178	3		3	2	1	6	15		3		1			1	16	516	
育成	不登校	60	8	1						2								4	75	
育成	適性	55	3	3						1								54	116	
育成	育児・しつけ	321	38	1									1					4	365	
その他		257	8	7					1				1					293	567	
計		2,606	1,223	404	12	30	39	8	64	104		4	26				66	1,518	6,104	
		2,266	1,223	404	12	30	58	8	64	104		4	26				66	1,518	5,783	

下段は、テレフォン相談を除く件数

表6-2 相談別・処理件数(長崎)

令和3年度

相談種別	処理件数(年度中)																			
	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	法第27条第1項第4号による	障害児施設等への利用契約	その他	計
	助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による							
	養護	保健	障害	害	非行	育成	その他	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
児童虐待	146	337	11	10	7	35		15	33		1							24	619	
その他	339	213	17		18	2		7	42				14					67	719	
保健	4		1																5	
障害	肢体不自由							1										1	2	
障害	視聴覚障害																			
障害	言語発達障害等	1																	1	
障害	重症心身障害	11	1	4													23	13	52	
障害	知的障害	551	11	220													29	755	1,566	
障害	発達障害	11		2															13	
非行	く犯行為	12	39	1		1			2	11							1	7	74	
非行	触法行為等	1	10						2										13	
育成	性格行動	217	136			3	2	1	3	15		2		1			1	13	394	
育成	不登校	30	7	1						2								4	44	
育成	適性	26								1								37	64	
育成	育児・しつけ	292	19	1			9							1				2	324	
その他	その他	164	4	4			2											237	411	
計	1,805	777	262	10	29	50	2	29	104		3		16				54	1,160	4,301	
	1,465	777	262	10	29	50	2	29	104		3		16				54	1,160	3,961	

下段は、テレフォン相談を除く件数

表6-3 相談別・処理件数(佐世保)

令和3年度

相談種別	処理	処理															計				
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導			知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託		家庭裁判所送致	法第27条第1項第4号による	障害児施設等への利用契約	その他
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による							
養護	児童虐待	44	252	24	2			6		12					3				12	355	
	その他	228	79	7			1			12					6				16	349	
保	健康	2	1																	3	
障害	肢体不自由																				
	視聴覚障害																				
	言語発達障害等	1																		1	
	重症心身障害	5		2														3	1	11	
	知的障害	242		100														8	246	596	
非行	発達障害	3																1		4	
	ぐ犯行為等	24	36						2	7									4	73	
育成	触法行為等	1	9						4										1	15	
	性格行動	70	42	3						3			1						3	122	
	不登校	30	1																	31	
	適性	29	3	3															17	52	
その他	育児・しつけ	29	19					2											2	52	
計	その他	93	4	3						1				1					56	158	
	計	801	446	142	2	1	8	6	35			1		10			12	358	1,822		
		801	446	142	2	1	8	6	35			1		10		12	358	1,822			

下段は、テレフォン相談を除く件数

表7 調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数

令和3年度

対象	区分	調査・社会診断指導	医学診断書指導			心理診断指導						その他の診断指導	心理療法・カウンセリング			
			診察・指導	医学的検査	その他の	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	医師		児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
																計
児童	長崎	4,676	346	6	22	649	180	265	873	2,614	30		17	3		
	(再掲) 児童虐待	1,644	124	2	10	57	8	81	77	825	2		4			
	(再掲) 非行	525	40			23		50	41	358	22		9			
	佐世保	2,295	154	1	3	322	84	192	696	1,362	2	9	701	729		
	(再掲) 児童虐待	908	69			51	17	70	168	492		1	242	265		
	(再掲) 非行	364	31		1	17		50	118	254		4	195	121		
	計	6,971	500	7	25	971	264	457	1,569	3,976	32	9	718	732		
児童	(再掲) 児童虐待	2,552	193	2	10	108	25	151	245	1,317	2	1	246	265		
	(再掲) 非行	889	71		1	40		100	159	612	22	4	204	121		
保護者	長崎	11,640	65		2	5	3	1	18	1,041		30	23	4	68	
	(再掲) 児童虐待	4,818	12						1	113		21	23		35	
	(再掲) 非行	969	7			1	1		4	69					9	
	佐世保	7,182	4						15	433			147	2,128		
	(再掲) 児童虐待	3,134							1	36			45	928		
	(再掲) 非行	940							2	37			64	281		
	計	18,822	69		2	5	3	1	33	1,474		30	170	2,132	68	
保護者	(再掲) 児童虐待	7,952	12						2	149		21	68	928	35	
	(再掲) 非行	1,909	7			1	1		6	106			64	281	9	
その他	長崎	18,738	15		3	3	5		43	411			2	5	2	
	(再掲) 児童虐待	8,394	1					3	4	105			1		1	
	(再掲) 非行	981				1			4	82						
	佐世保	10,474	5					4	29	110		2	123	2,079		
	(再掲) 児童虐待	4,578	1						6	18			43	845		
	(再掲) 非行	1,032								38			38	252		
	計	29,212	20		3	3	9		72	521		2	125	2,084	2	
その他	(再掲) 児童虐待	12,972	2					3	10	123			44	845	1	
	(再掲) 非行	2,013	1						4	120			38	252		
合計	長崎	35,054	426	6	27	657	188	266	934	4,066	30	30	42	12	70	
	(再掲) 児童虐待	14,856	137	2	10	57	13	81	82	1,043	2	21	28		36	
	(再掲) 非行	2,475	47			25	1	50	49	509	22		9		9	
	佐世保	19,951	163	1	3	322	88	192	740	1,905	2	11	971	4,936		
	(再掲) 児童虐待	8,620	70			51	17	70	175	546		1	330	2,038		
	(再掲) 非行	2,336	31		1	17		50	120	329		4	297	654		
	計	55,005	589	7	30	979	276	458	1,674	5,971	32	41	1,013	4,948	70	
合計	(再掲) 児童虐待	23,476	207	2	10	108	30	151	257	1,589	2	22	358	2,038	36	
	(再掲) 非行	4,811	78		1	42	1	100	169	838	22	4	306	654	9	

表8 措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数

令和3年度

措置	区分	児童福祉施設	指定医療機関 障害者支援施設	里親	計
措置停止	長崎	3			3
	佐世保				
	計	3			3
調査・診断・指導	長崎	3,356		2,510	5,866
	佐世保	2,780		714	3,494
	計	6,136		3,224	9,360

表9 児童福祉施設種別措置入所児の年度推移

施設種別		児相	年度								
			26	27	28	29	30	31	2	3	
児童自立支援施設	県立	長崎 佐世保 計	6 5 11	14 8 22	6 6 12	10 4 14	11 9 20	8 5 13	11 3 14	11 5 16	
	国立	長崎 佐世保 計		1 1	1 1				1 1		
	その他	長崎 佐世保 計									
乳児院	長崎 佐世保 計	10 6 16	12 3 15	7 2 9	8 5 13	10 6 16	10 10 20	8 4 12	11 5 16		
児童養護施設	長崎 佐世保 計	53 30 83	63 35 98	62 32 94	70 36 106	66 34 100	80 29 109	64 38 102	68 24 92		
児童心理治療施設	入所	長崎 佐世保 計	5 5	4 4	4 8	5 5	4 6	8 11	4 7	9 10	
	通所	長崎 佐世保 計	3 3		7 13	3 3	5 7	3 5		3 4	
福祉型障害児入所施設 (旧:知的障害児施設)	入所	長崎 佐世保 計	8 8	2 2 4	12 1 13	5 4 9	3 1 4	5 3 8	9 5 14	8 8	
福祉型障害児入所施設 (旧:盲ろうあ児施設)	長崎 佐世保 計										
福祉型障害児入所施設 (旧:肢体不自由児療護施設)	長崎 佐世保 計					1 1					
医療型障害児入所施設 (旧:重症心身障害児施設)	長崎 佐世保 計	2 2				1 1	1 2	1 1	1 1	1 1	
指定医療機関委託	長崎 佐世保 計										
計	長崎 佐世保 計	85 43 128	96 48 144	99 51 150	102 50 152	100 55 155	115 52 167	98 55 153	111 36 147		

表10 テレホン児童相談受付件数

子ども・家庭110番
受付件数

相談種別	内 訳	件 数	令和2年度	年 齢					処 理					令和2年度計
				乳幼児	小学生	中学生	中卒以上	不明	助言	要面接	紹介	専門家	連絡	
養護	棄児・置去	0	28						0					50
	家出・失踪	0							0					
	死亡	0							0					
	離婚・離別	0							0					
	傷病	0							0					
	虐待	7		3	2	1	1		7					
	家族環境	16		7	4	2	3		16					
	その他	5		3		1	1		5					
保健	虚弱	0	2						0					5
	疾病	0							0					
	先天性異常	0							0					
	予防接種	0							0					
	その他	1		1					1					
	性	1		1					1					
障害	肢体不自由	0	4						0					21
	視聴覚障害	0							0					
	言語機能	0							0					
	重症心身障害	0							0					
	知的障害	0							0					
	発達障害	4			3		1		4					
非行	不良交友	0	1						0					2
	性的逸脱	0							0					
	性的いたずら	0							0					
	外泊・家出	0							0					
	浪費・金品持出	1					1		1					
	飲酒・喫煙	0							0					
	薬物使用	0							0					
	怠学	0							0					
	校則違反	0							0					
	校内暴力	0							0					
	家庭内暴力	0							0					
	浮浪・徘徊	0							0					
	触法行為	0							0					
	その他	0							0					
性格行動	わがまま	3	37	1	2				3					65
	落着なし	0							0					
	乱暴・反抗	7			3	3	1		7					
	臆病	0							0					
	内気	1		1					1					
	孤立	0							0					
	依存・甘え	0							0					
	緘黙	1					1		1					
	劣等感	0							0					
	交友関係	8			4	2	2		8					
	性的興味	4				1	3		4					
	男女交際	0							0					
	習癖	0							0					
	いじめ	7			1	4	2		7					
	その他	6			3	2	1		6					
	近親姦	0							0					
	適性	不登校		7	7	6	1			7				
しつけ	学習上	1	4		1				1					2
	体育上	0							0					
	進学	2			1		1		2					
	就職	0							0					
	その他	1					1		1					
しつけ	知能	0	180						0					78
	ことば	1		1					1					
	身体	0							0					
	運動	0							0					
	食事	2		2					2					
	排泄	1		1					1					
	睡眠	0							0					
	遊び	0							0					
	家庭教育	23		15	8				23					
	その他	153		90	63				153					
里親	0	0					0							
照会	0	0					0							
法律	0	0					0							
その他	85	85					85					110		
合計	348	348	126	101	17	19	85	348	0	0	0	0	340	
無言・いたずら	12	12					12						45	

表11 一時保護児童の年度推移
(所内保護分)

年度	区分 児相	相談種別					
		養護	障害	非行	育成	保健 その他	計
19	長崎	50	1	20	37	0	108
	佐世保	51	2	7	18	0	78
	計	101	3	27	55	0	186
20	長崎	61	4	36	39	0	140
	佐世保	41	1	6	27	0	75
	計	102	5	42	66	0	215
21	長崎	58	1	31	21	0	111
	佐世保	23	1	5	22	0	51
	計	81	2	36	43	0	162
22	長崎	74	0	26	15	1	116
	佐世保	30	0	15	7	0	52
	計	104	0	41	22	1	168
23	長崎	73	0	24	10	1	108
	佐世保	29	0	23	10	0	62
	計	102	0	47	20	1	170
24	長崎	77	2	25	17	2	123
	佐世保	33	0	8	8	3	52
	計	110	2	33	25	5	175
25	長崎	97	1	26	13	0	137
	佐世保	54	2	11	2	0	69
	計	151	3	37	15	0	206
26	長崎	70	1	45	13	1	130
	佐世保	46	0	11	9	0	66
	計	116	1	56	22	1	196
27	長崎	96	1	41	32	0	170
	佐世保	58	0	16	12	0	86
	計	154	1	57	44	0	256
28	長崎	117	0	41	35	1	194
	佐世保	64	0	22	28	0	114
	計	181	0	63	63	1	308
29	長崎	113	1	42	31	3	190
	佐世保	67	0	36	16	1	120
	計	180	1	78	47	4	310
30	長崎	182	1	35	24	3	245
	佐世保	84	0	46	24	0	154
	計	266	1	81	47	3	399
31	長崎	175	2	46	35	0	258
	佐世保	98	1	44	29	2	174
	計	273	3	90	47	2	432
R2	長崎	179	0	39	85	0	303
	佐世保	71	0	43	46	0	160
	計	250	0	82	47	0	463
R3	長崎	182	1	45	69	0	297
	佐世保	93	0	20	20	1	134
	計	275	1	65	47	1	431

注) 年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み, 当年度の未処理分を除く)

表12 相談別・処理別一時保護児童数
(所内保護分)

令和3年度

受付・処理		受 付			処 理								未 処 理
		前 年 度 か ら 継 続	新 規	計	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	他 児 相 ・ 機 関 に 移 送	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他	計	延 日 数	
養 護	長 崎	6	179	185	5	1	1	0	73	102	182	2,475	3
	佐世保	1	93	94	0	0	0	0	49	44	93	1,579	1
	計	7	272	279	5	1	1	0	122	146	275	4,054	4
障 害	長 崎	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	18	0
	佐世保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	18	0
非 行	長 崎	1	50	51	6	0	0	0	24	15	45	708	6
	佐世保	3	17	20	4	0	0	0	14	2	20	446	0
	計	4	67	71	10	0	0	0	38	17	65	1,154	6
育 成	長 崎	3	68	71	7	0	0	0	38	24	69	1,121	2
	佐世保	2	18	20	1	0	0	0	7	12	20	248	0
	計	5	86	91	8	0	0	0	45	36	89	1,369	2
保 健 そ の 他	長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐世保	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0
	計	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0
計	長 崎	10	298	308	18	1	1	0	135	142	297	4,322	11
	佐世保	6	129	135	5	0	0	0	70	59	134	2,275	1
	計	16	427	443	23	1	1	0	205	201	431	6,597	12
延日数 (延人数)	長 崎				614	6	1	0	1,552	2,149	4,322		
	佐世保				115	0	0	0	1,392	768	2,275		
	計				729	6	1	0	2,944	2,917	6,597		

注) 延日数とは、年度中に退所した児童について、児童が一時保護所に入所した日から
処理が決定し対処するまでに要した日数をいう。

表13 年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数
(所内保護分)

R3年度

相談	児相	年齢区分				計
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
養 護	長 崎	21	59	52	47	179
	佐世保	16	30	30	17	93
	計	37	89	82	64	272
障 害	長 崎	0	1	0	0	1
	佐世保	0	0	0	0	0
	計	0	1	0	0	1
非 行	長 崎	0	6	22	22	50
	佐世保	0	2	8	7	17
	計	0	8	30	29	67
育 成	長 崎	0	18	37	13	68
	佐世保	1	3	6	8	18
	計	1	21	43	21	86
保 健 そ の 他	長 崎	0	0	0	0	0
	佐世保	0	0	0	1	1
	計	0	0	0	1	1
計	長 崎	21	84	111	82	298
	佐世保	17	35	44	33	129
	計	38	119	155	115	427

表14 一日平均保護人員及び一人平均保護日数
(所内保護分)

R3年度

支援センター	区分	一日平均保護人員(注1)	一人平均保護日数(注2)
	長 崎	11.8	14.6
	佐 世 保	6.2	17.0
	計	18.0	15.8

注1) 処理・延人員 ÷ 365日

注2) 処理・延日数 ÷ 処理人員

表15 保護期間別一時保護児童数
(所内保護分)

R3年度

期間 支援センター	1日	2日	3～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～30日	1か月以上	2か月以上	計
長崎	42	32	50	51	37	14	26	37	8	297
佐世保	3	13	13	30	21	12	20	17	5	134
計	45	45	63	81	58	26	46	54	13	431

注)年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

表16 委託先別一時保護児童数
(委託保護分)

R3年度

委託先 支援センター	児童福祉施設																			医療機関等					
	あすなろ園	みりの家	あゆみの学	開成学	大村榎の森学	穂波学	光と緑の園乳児院	マリア	明星	浦上養育院	清風	大村子供の家	光と緑の園向陽寮	聖母の騎士園	希望の灯学	奥浦慈恵院	太陽寮	若竹の家	福岡子供の家	諫早療育センター	医療機関	警察署	里親等	その他	合計
実人員	12	6	3	3	0	0	43	28	34	25	0	14	33	16	3	12	58	1	0	2	18	86	33	11	441
佐世保	3	0	0	0	0	0	14	0	0	14	0	2	2	1	1	0	31	1	0	7	50	15	2	143	
計	15	6	3	3	0	0	57	28	34	25	14	14	35	18	4	13	58	32	1	2	25	136	48	13	584
延日数	197	141	31	15	0	0	1,123	1,032	562	528	0	429	1,066	264	73	179	621	37	0	27	1,366	90	411	352	8,544
佐世保	119	0	0	0	0	0	233	0	0	0	395	0	36	14	19	35	0	622	13	0	572	54	158	6	2,276
計	316	141	31	15	0	0	1,356	1,032	562	528	395	429	1,102	278	92	214	621	659	13	27	1,938	144	569	358	10,820

注)年度中に保護委託をした実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

延べ日数とは、年度中に委託保護を解除した児童について、児童を委託した日から委託を解除するまでに要した日数

Ⅲ 女 性 支 援

〔婦人相談所〕

〔配偶者暴力相談支援センター〕

(I)女性相談について

1 女性相談（婦人保護事業）とは

(1) 根拠法等

- ①売春防止法（昭和 31 年制定）
 - ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年制定）
 - ③人身取引対策行動計画（平成 16 年 12 月）→人身取引対策行動計画（2009・2014）
 - ④ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年制定）
 - ⑤いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策（平成 29 年 5 月 19 日）
- （参考）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（R4. 5. 19 成立／R6. 4. 1 施行）

(2) 婦人保護事業の対象者の範囲

- ①売春経歴を有するもので、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ②売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行なうおそれがあると認められる者
- ③DV被害者（配偶者からの暴力を受けた者）
 - * 配偶者とは）事実婚や、生活の本拠を共にする交際相手も含む。
 - 関係解消後も、引き続き暴力を受ける場合も含む。
 - * 暴力とは）身体的暴力に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。
- ④家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤人身取引被害者
- ⑥ストーカー被害者
- ⑦AV出演強要・JKビジネス被害者

2 女性相談の実施機関

(1) 婦人相談所（長崎こども・女性・障害者支援センター）

都道府県における婦人保護事業の中核機関として、保護を必要とする女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び啓発活動を行なう。

長崎県では、平成 19 年度に長崎こども・女性・障害者支援センターに統合された。

なお、五島、壱岐、対馬の各保健所には、婦人相談所の兼務職員が配置され、婦人相談所長の判断により現地での女性相談に対応できるような体制となっている。

地域での施策では対応困難な相談や一時保護を必要とする相談については、関係機関と連携しながら問題解決に当たっている。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

(長崎／佐世保こども・女性・障害者支援センター)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談対応、相談機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴家族等の一時保護、各種制度の利用や保護命令、施設利用等に関する情報提供等の業務を行なう。

長崎県では平成14年度から婦人相談所(現長崎こども・女性・障害者支援センター)に、平成19年度から佐世保こども・女性・障害者支援センターに配偶者暴力相談支援センターとしての機能が指定された。

平成23年4月からは、長崎市と南島原市に配偶者暴力相談支援センターが設置されたため、県内の配偶者暴力相談支援センター設置数は4か所となった。

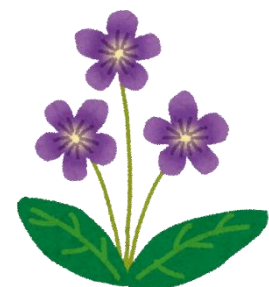
3 相談業務の内容

(1) 電話相談

誰でも気軽に相談できるよう匿名性を尊重し、女性に関するあらゆる相談について、助言・指導、情報提供、他機関紹介等を行う。

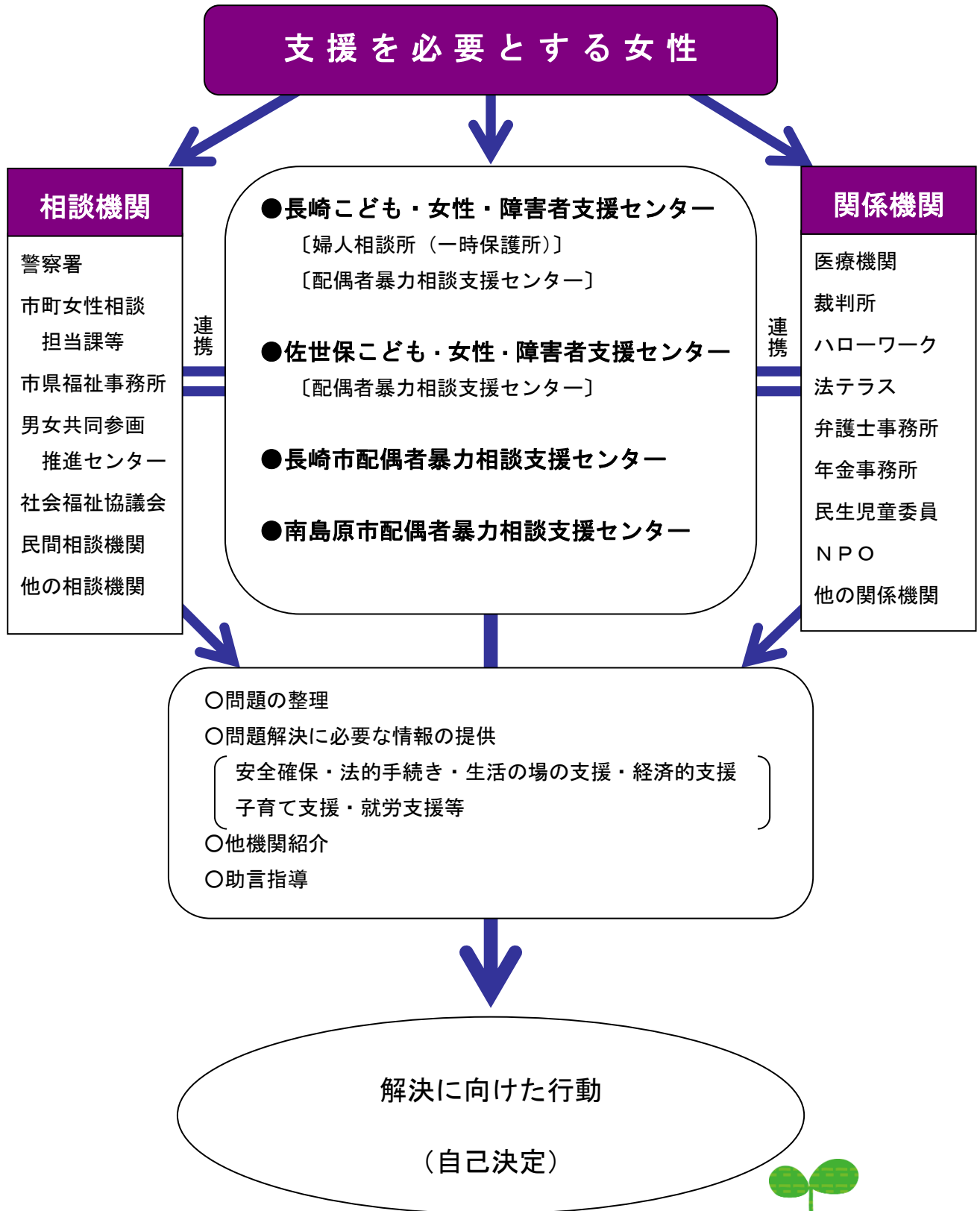
(2) 来所相談

電話相談だけでは容易に解決できない複雑な相談や、一時保護を必要とする相談等、より専門的な支援を必要とする相談に対応している。その他、必要性に応じ、出張相談等に応じることもある。



4 相談支援の流れ

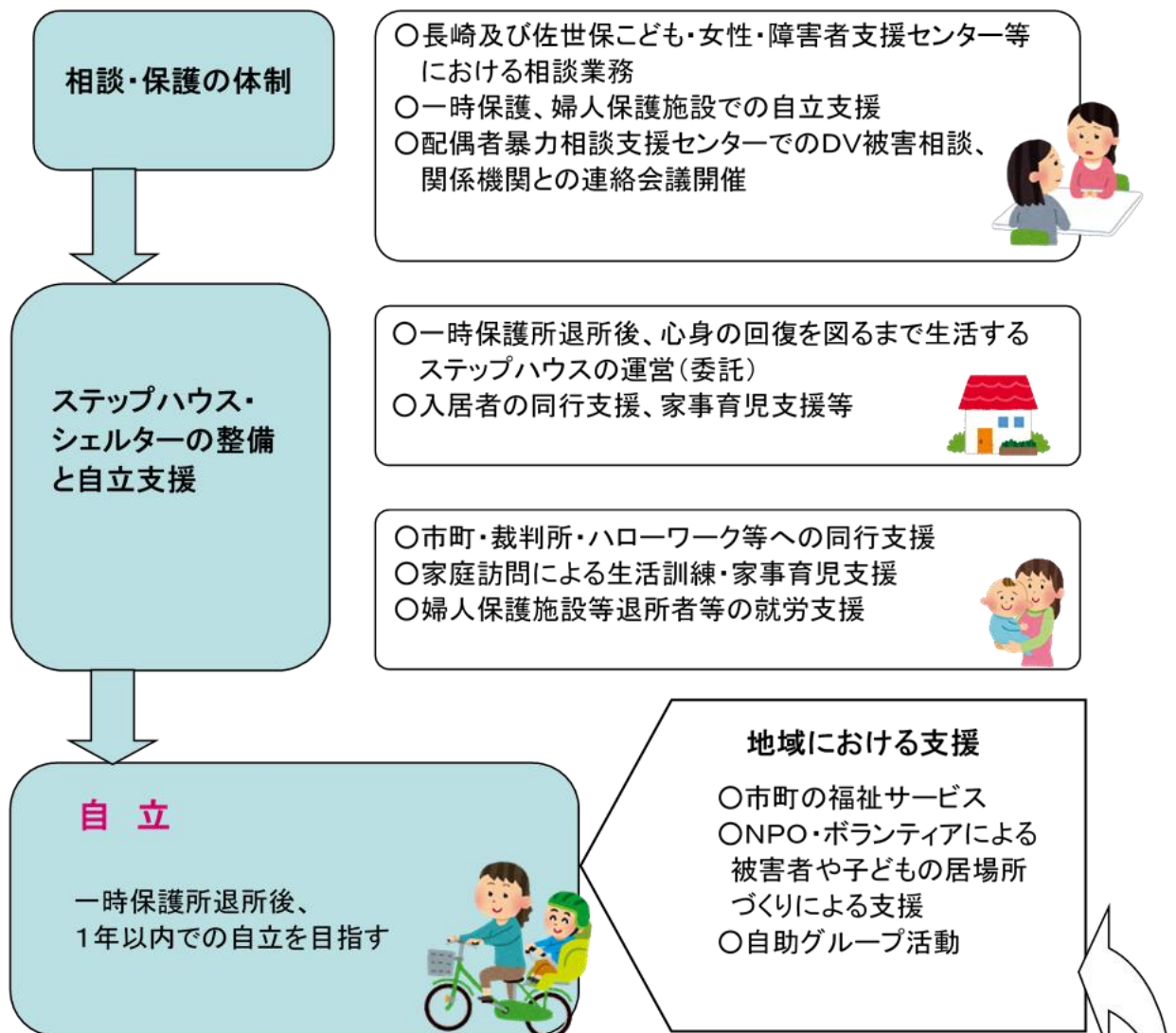
次のとおり、各関係機関と連携をとりながら、相談者を支援している。



(1) 長崎モデル

「長崎モデル」とはDV被害者支援の充実のために、総合相談機関であるこども・女性・障害者支援センターの専門的相談支援と、DV被害者の同伴児童の学習面や情緒等への配慮、NPOとの協働事業等による本県独自の被害者の立場にたったきめ細かな支援対策をいう。
(H17～訪問教育、H18～保育士配置、H21～退所者等就労支援、H22 屋内体育館整備、H22～24 光交付金活用による支援拡充)

1. 相談から自立までの切れ目のない支援



2. DVを未然に防ぐための啓発と心理ケア

- 中学生、高校生や社会人を対象に親密な間柄の対等な人間関係の構築について理解を深めてもらうため、DV予防教育を実施
- DV家庭で育った子どもへの心理ケア

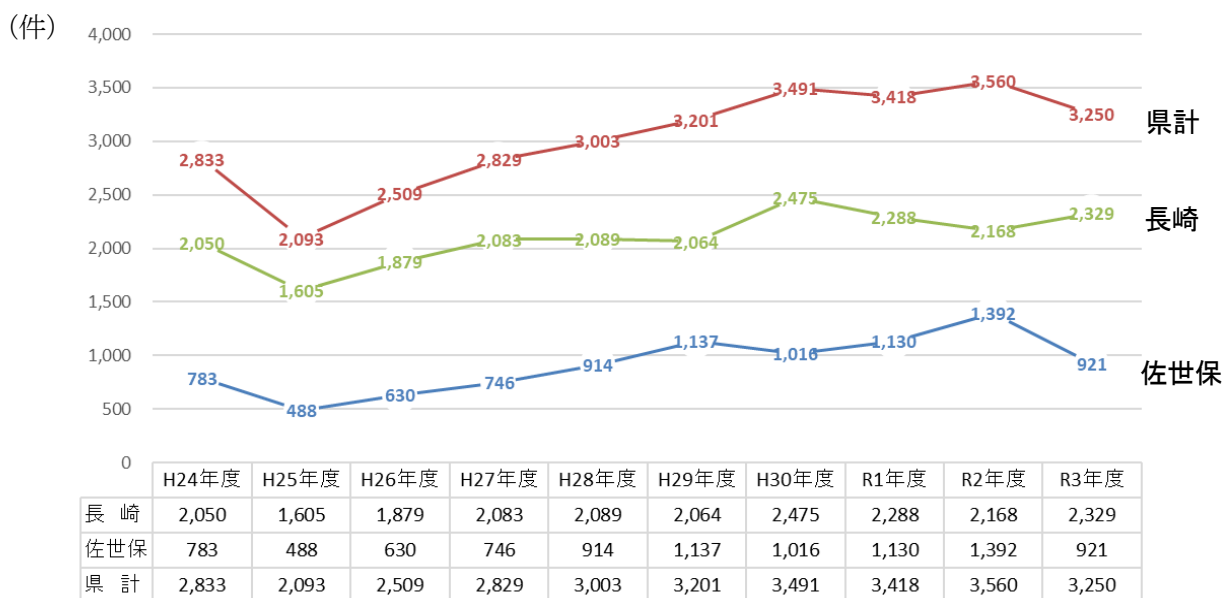


(Ⅱ)相談事業の概要

1 相談件数等の推移

(1) 相談件数の推移

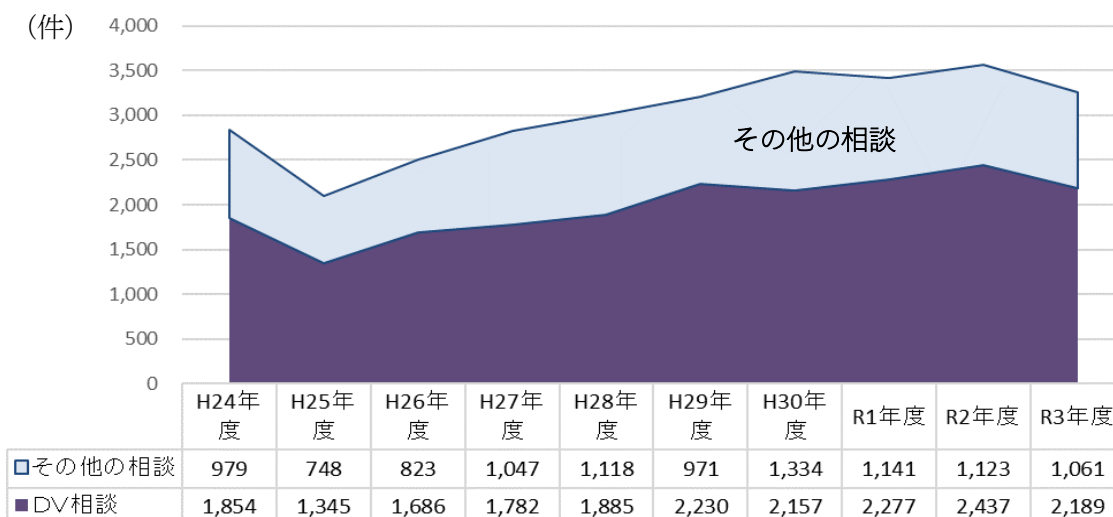
平成25年度にいったん減少した相談件数はその後再び上昇し、平成30年以降は地域差はあるものの全体としてはほぼ横ばいとなっている。相談件数はこの10年で約1.2倍となっている。



(2) DV相談の推移

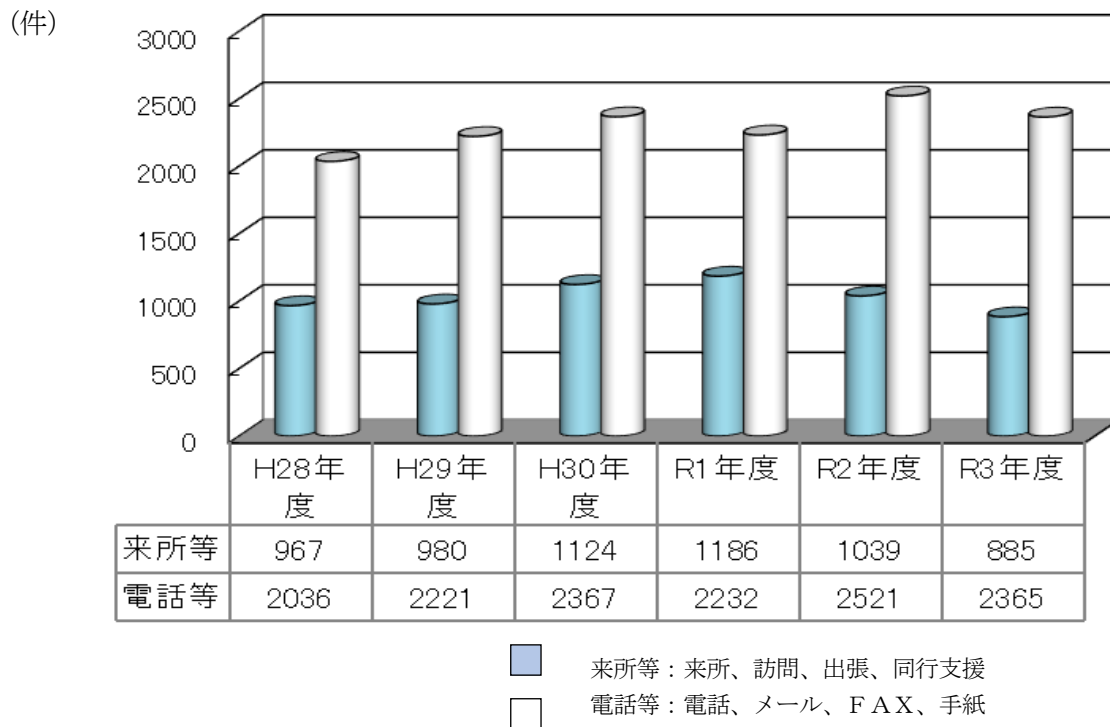
令和3年度はDV相談はやや減少しているが、全体の相談件数の67.4%にあたる2,189件がDVに関する相談となっており、割合的には前年度と変わらない。

*DV防止法上では、DVとは、パートナー（配偶者、内縁関係、同居している交際相手）や元パートナーから受ける暴力（身体的、精神的、性的、経済的暴力を含む）のこと。



(3) 相談形態毎の推移

深刻な相談や複雑な相談についてはできるだけ来所相談を勧め、継続した支援に繋げることを心がけている。毎年、相談件数の3割が来所等での相談となっているが、令和3年度は新型コロナウイルスの影響もあってか、来所等での相談が885件と減少し、全体の27.2%であった。

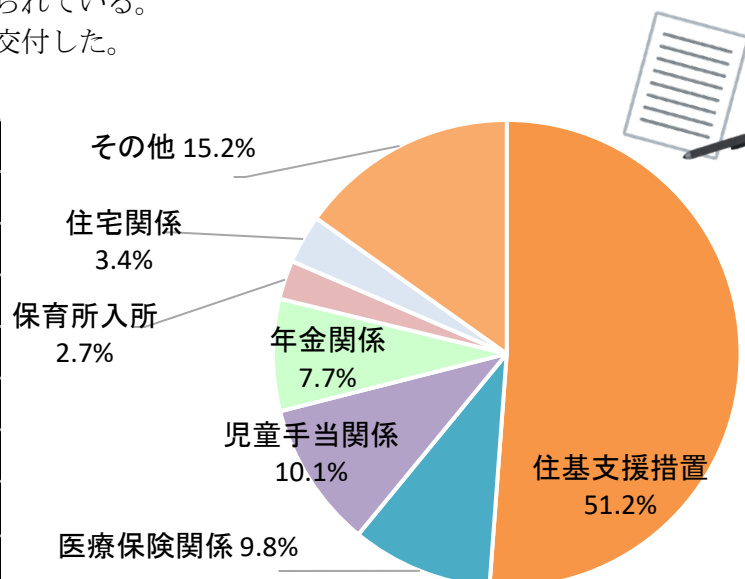


(4) 証明書交付

DV被害者から来所相談があった場合、各機関で被害者に係る情報を保護してもらうため、または自立支援に向けた手続きをするために、相談があった事実を証明する証明書を交付している。証明書は住民基本台帳の閲覧制限や、加害者の医療保険の扶養から外れるための手続き等、多くの被害者支援の根拠に用いられている。

令和3年度は297件の証明書を交付した。

発行目的	累計
住基支援措置	152
医療保険関係	29
児童手当関係	30
年金関係	23
保育所入所	8
住宅関係	10
その他	45
計	297



2 相談の内訳

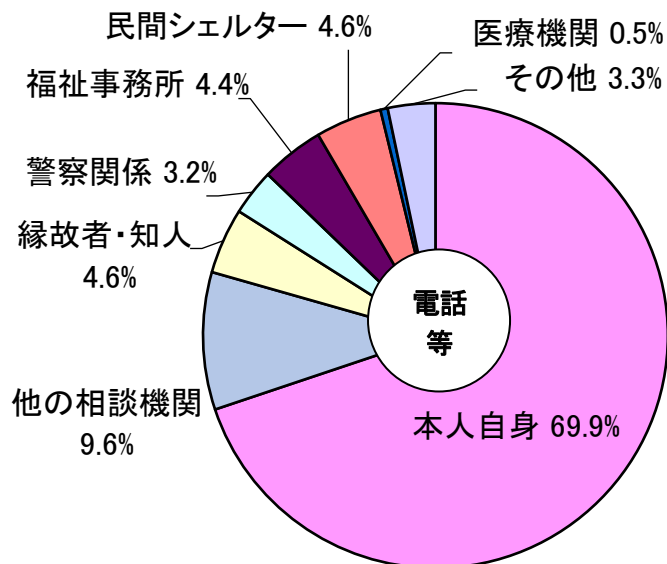
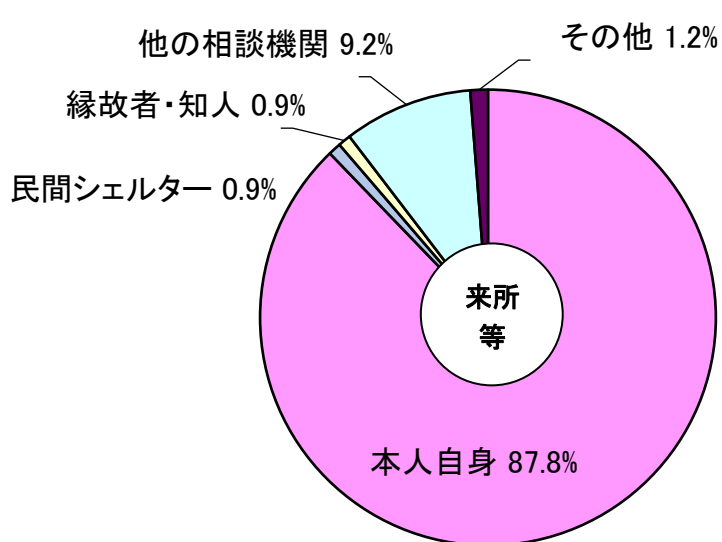
(1) 相談経路（相談者）

家族、関係者から電話相談があった場合でも各種支援をつなげるため、できるだけ本人自身からも電話や来所で相談してもらうよう勧めている。そのため、来所相談、電話相談ともに本人自身からの相談が大多数を占めている。

	相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	民間シェルター	縁故者・知人	DVセンター	その他	計
来所等 相談	長崎	610	0	0	0	0	0	0	6	44	0	0	1	7	0	0	668
	佐世保	167	0	0	2	0	0	0	2	37	0	0	7	1	1	0	217
	県計	777	0	0	2	0	0	0	8	81	0	0	8	8	1	0	885
電話等 相談	長崎	1,132	63	6	5	1	1	2	56	208	3	11	70	79	20	4	1,661
	佐世保	520	13	4	8	0	7	10	48	18	1	1	39	29	2	4	704
	県計	1,652	76	10	13	1	8	12	104	226	4	12	109	108	22	8	2,365

* 来所等相談には、訪問、出張、同行支援を含む

* 電話等相談には、メール、FAX、手紙を含む

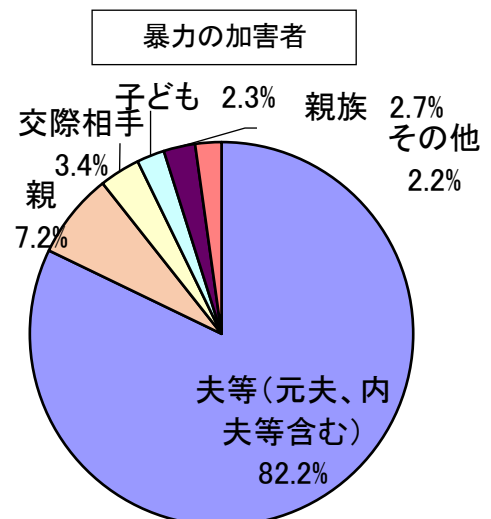
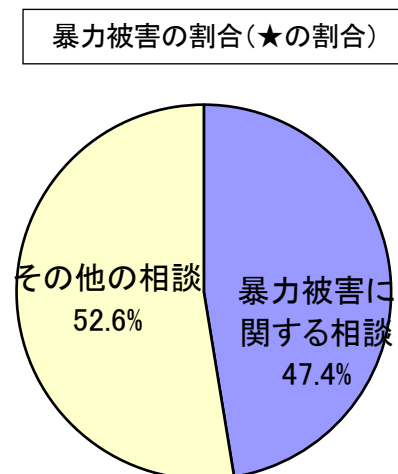
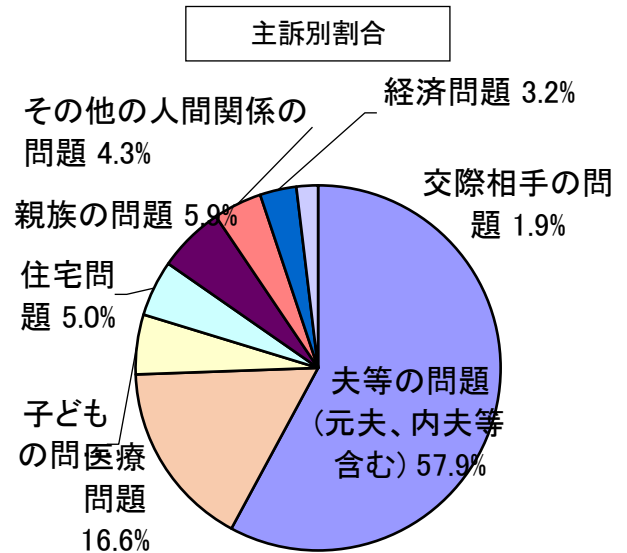


(2) 主訴

主訴の57.9%が夫等との各種問題（元夫、内夫等含む）、47.4%が様々な相手からの暴力被害に関する相談であった。暴力は、82.2%が夫等からのパートナー間の暴力であり、暴力被害のため離婚相談に繋がることも多い。

「夫等からの暴力」に、妻からの暴力被害者からの来所相談10件、電話2件を含む。

主 訴		内 訳		合 計
		来所等	電話等	
夫等	夫等からの暴力 ★	424	842	1,266
	酒乱・薬物中毒	0	3	3
	離婚問題	160	285	445
	その他	46	121	167
夫等の問題		630	1,251	1,881
子ども	子どもからの暴力 ★	8	28	36
	養育困難	13	7	20
	その他	47	69	116
子どもの問題		68	104	172
親族	親からの暴力 ★	35	76	111
	親族からの暴力 ★	14	27	41
	その他	3	36	39
親族の問題		52	139	191
人間関係	交際相手からの暴力★	9	35	44
	同性の交際相手からの暴力★	4	5	9
	その他	4	5	9
	交際相手の問題		17	45
その他の者からの暴力 ★		7	27	34
男女問題		1	8	9
不純異性交遊		0	0	0
ストーカー被害		7	10	17
家庭不和		3	13	16
ヒモ・暴力団関係		0	0	0
その他		5	59	64
その他の人間関係の問題		23	117	140
住宅関係	住宅問題	28	107	135
	婦住先なし	6	20	26
住宅問題		34	127	161
経済関係	生活困窮	2	33	35
	借金・サラ金	9	18	27
	求職	6	15	21
	その他	5	17	22
経済問題		22	83	105
医療関係	病気	5	27	32
	精神的問題	31	453	484
	妊娠・出産	3	9	12
	その他	0	10	10
医療問題		39	499	538
売春・人身取引	売春防止法第5条違反	0	0	0
	売春強要	0	0	0
	人身取引	0	0	0
	売春・人身取引問題		0	0
計		885	2,365	3,250



(3) 相談者の居所別

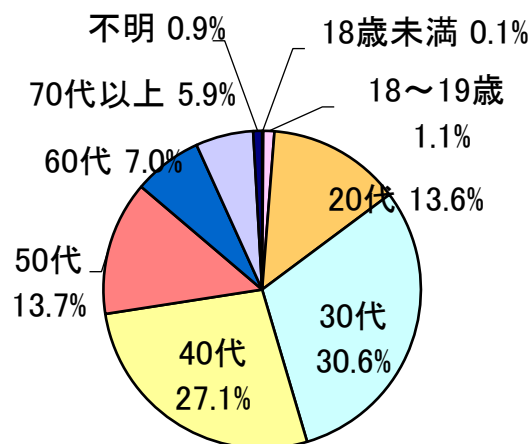
	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	老岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	県外	不明	計
長崎	1,448	48	62	127	81	6	2	9	9	12	21	26	23	137	84	6	5	2	0	2	27	83	109	2,329
佐世保	5	555	1	0	2	41	11	0	5	0	4	1	75	0	0	3	12	38	0	57	0	87	24	921
県計	1,453	603	63	127	83	47	13	9	14	12	25	27	98	137	84	9	17	40	0	59	27	170	133	3,250

(4) 来所等相談者の詳細

①年齢層

幅広い年代から相談を受けているが、20代、30代、40代からの子育て世代の相談数が71.3%を占めている。長年、深刻なDV被害を受け続けてきた60代、70代からの相談もある。

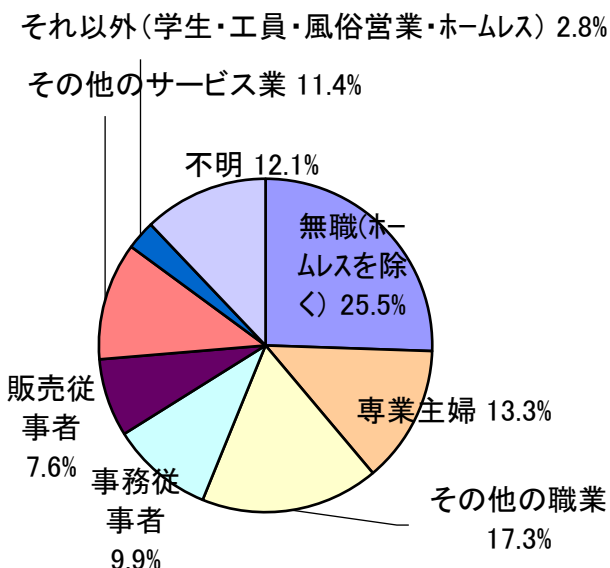
	10代 (内18 未満)	20 代	30 代	40 代	50 代	60代(内 65以上)	70 代	80 代	不明	計
長崎	8(1)	63	193	192	104	57(23)	44	1	6	668
佐世保	3(0)	57	78	48	17	5(3)	7	0	2	217
県計	11(1)	120	271	240	121	62(25)	51	1	8	885



②職業

無職（ホームレスを除く）と専業主婦で38.8%を占めている。職業に就いていてもパートタイム労働であることが多く、自立を考えるにあたり経済的問題が障害であると考えている方が多い。

	事務従事者	販売従事者	工員	サービス業		その他の職業	専業主婦	無職		学生	不明	計
				風俗営業関係	その他			ホームレス	その他			
長崎	64	50	7	1	68	122	59	2	206	8	81	668
佐世保	24	17	0	5	33	31	59	0	20	2	26	217
県計	88	67	7	6	101	153	118	2	226	10	107	885

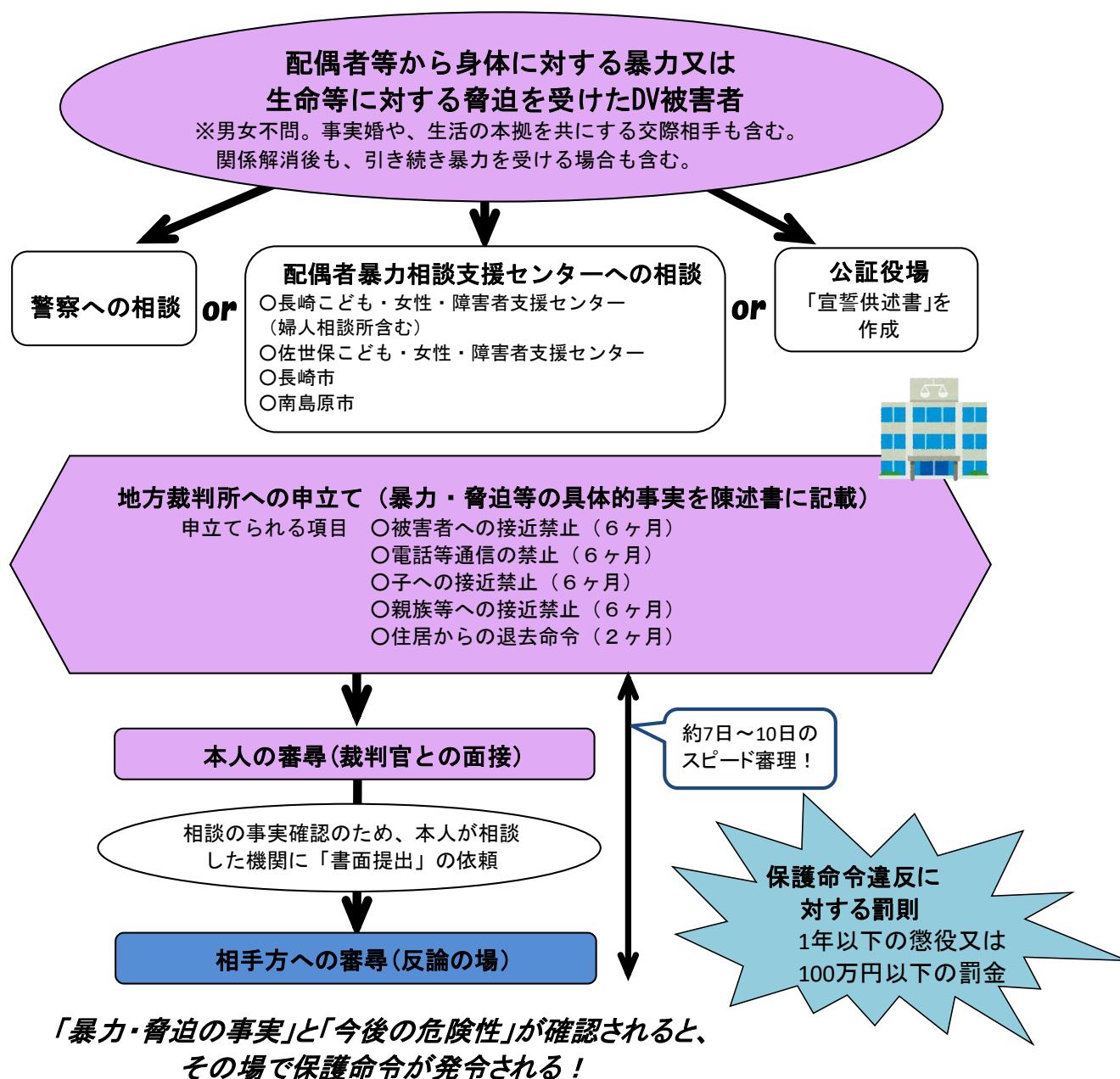


3 保護命令取扱い件数の推移

DV防止法第10条で規定されている、身体的暴力や生命等に対する脅迫等を受けた被害者を保護するための「保護命令」の対象になりうる方に、申立書の作成支援と地方裁判所への書面提出を行っている。

内容	申立書作成支援					地方裁判所への書面提出				
	H29	H30	H31	R2	R3	H29	H30	H31	R2	R3
長崎	45	28	26	38	16	2	4	2	2	1
佐世保	8	5	5	5	9	1	0	1	0	0
県計	53	33	31	43	25	3	4	3	2	1

◆保護命令の手続きの流れ



4 事業

(1) 弁護士相談事業

後述「Ⅲ一時保護 5 法律相談」に計上

(2) 民間支援団体との協働事業

平成 21 年度から民間支援団体（NPO 法人）と協働することで、DV 被害者の自立へ向けきめ細かな支援を行うとともに、被害者の心身の回復への支援を行っている。令和 3 年度は NPO 法人との連携会議を長崎地区 20 回（56 ケース）、佐世保地区 10 回（35 ケース）行った。



5 研修会の開催・講師派遣等

(1) 研修会（主催）

※例年開催している婦人相談員等（女性相談担当職員）研修会は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止。

(2) 連携会議（主催）

名 称	月 日	参加機関
第 1 回配偶者暴力相談支援センターネットワーク会議	(書面開催)	配偶者暴力相談支援センター 4 機関 男女共同参画推進担当 4 機関 長崎県
県北地区女性相談関係機関意見交換会	(書面開催)	警察・市町・民間団体・民間シェルター・県関係機関・両センター・長崎県

(3) 講師等派遣

名 称	月 日	主 催	派遣職員
「被害者支援員養成講座(第 19 期)」	10 月 23 日	長崎県警察本部 生活安全部 人身安全対策課	長崎センター 課長
「人身安全関連事案対策専科」研修	10 月 28 日	公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター	長崎センター 課長



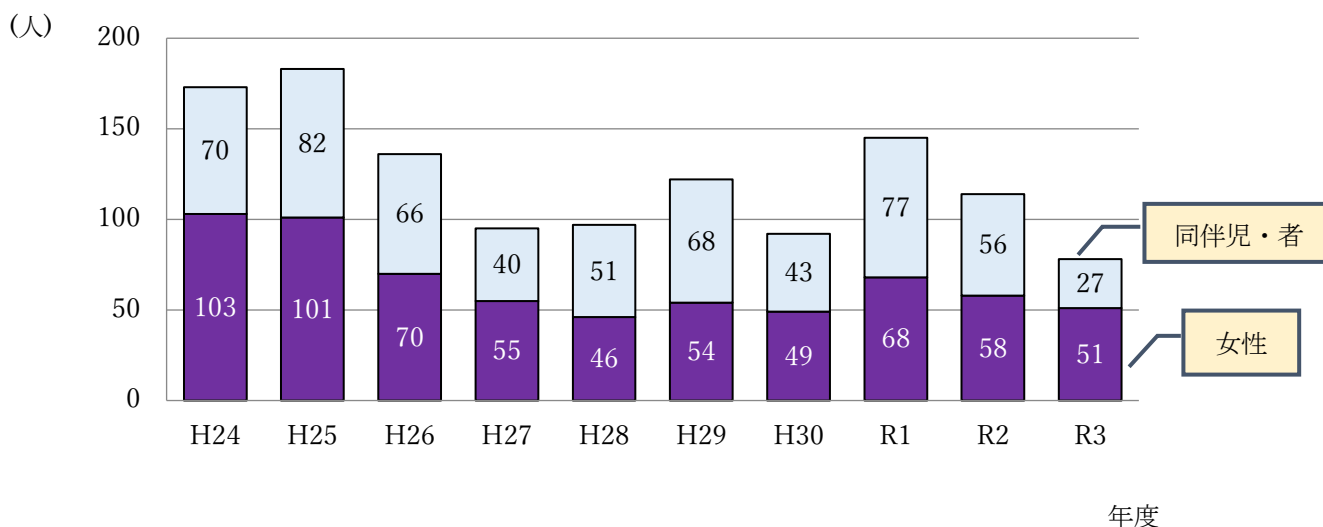
（Ⅲ）一時保護

「暴力から逃れる必要がある」「帰住先がない」など、電話や来所による助言指導だけでは解決が困難な問題で、緊急に保護することが必要と認められた場合、本人の意向に基づき、援助の施策が決定するまでの間、一時保護を行っている。

1 一時保護の推移

（1）入所者数

平成24年度には103名の女性を一時保護したが、それをピークに近年は5、60名前後の保護となっている。令和3年度は、女性51名、同伴児・者（女性が同伴した家族）27名と合わせて78名の保護を行った。



（2）一時保護の詳細

令和3年度は、平均保護期間が10日、保護期間最長が39日と例年よりも短期間で次の生活に繋げることができた。

*（ ）はDV被害者数を再掲

		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
女性	実人員	54(42)	49(22)	68(44)	58(37)	51(26)
	延べ日数	729	616	1033	760	511
同伴児・者	実人員	68(54)	43(28)	77(67)	56(48)	27(15)
	延べ日数	879	419	1448	767	330
合計	実人員	122(96)	92(50)	145(111)	114(85)	78(41)
	延べ日数	1,608	1,035	2,481	1,527	841
平均保護期間	女性	13.5	12.6	15.2	13.1	10.0
	同伴児・者	12.9	9.7	18.8	13.7	12.2
1日平均保護者数	女性	2	1.7	2.8	2.1	1.4
	同伴児・者	2.4	1.1	4	2.1	0.9
保護期間最長	女性	65	53	63	44	39
	同伴児・者	41	53	62	44	39
次年度へ継続	女性	2	3	1	4	1
	同伴児・者	1	1	4	7	0

2 昨年度の状況

(1) 相談経路・主訴

一時保護となった51名の内、警察を通じて入所するケースが29件と半数以上を占めた。
 また、52%にあたる26名がパートナー（夫や交際相手）からの暴力であるDVを受けており、それ以外の者からの暴力被害も含めると、40名78%が暴力から身を守るための一時保護だった。さらに、73%にあたる37件が、夜間・閉庁日の時間外入所となる緊急対応となっている。

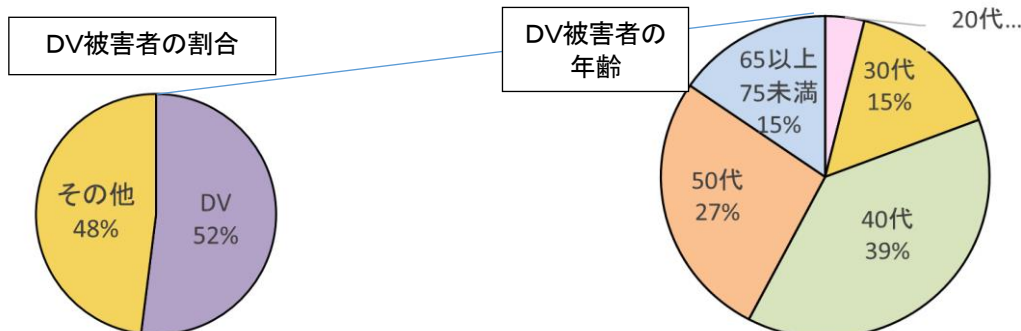
相談経路	DV	その他	総計	主 訴		件数
警察関係	13	16	29	暴力被害	夫等の暴力(虐待含む)	25
福祉事務所	2	5	7		交際相手からの暴力	4
他の相談機関	2	3	5		親からの暴力	4
他の婦人相談員	3		3		親族からの暴力	3
本人自身	1	1	2		子どもからの暴力	2
DVセンター	1		1		同性の交際相手からの暴力	1
教育関係	1		1		その他の者からの暴力	1
法務関係	1		1		帰宅先なし	4
縁故関係・知人	1		1	家庭不和	3	
その他	1		1	男女問題	2	
総 計	26	25	51	ストーカー被害	2	
				総 計	51	

* DVは「夫、元夫、内夫、元内夫、同居の交際相手、元同居の交際相手から暴力を受けた者」を挙げている。

(2) 年齢別

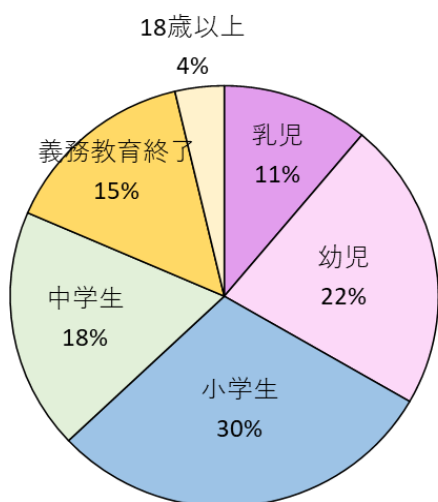
30代～50代が38名と75%を占めている。その中でも、DVを主訴に避難した女性については、30代～50代が81%を占めている。暴力被害を受けている高齢の方の相談も多くなっている。

主となる主訴	総計	18～19歳	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～74歳	75歳以上
夫等の暴力	25		1	5	9	6		4	
交際相手からの暴力	4			1	1	1	1		
親からの暴力	4		2	2					
親族からの暴力	3		1		1	1			
子どもからの暴力	2					2			
同性の交際相手からの暴力	1				1				
その他の者からの暴力	1					1			
帰宅先なし	4			2	2				
家庭不和	3		1			1		1	
男女問題	2		1	1					
ストーカー被害	2				1			1	
総 計	51	0	6	11	15	12	1	6	0



(3) 同伴児・者

一時保護した女性の53%に同伴児・者がおり、その内、DV被害者については56%と家族を同伴する割合が高かった。一時保護した同伴児・者数は27名で、その内、22%が幼児、小中学生は38%を占めていた。1月以上の長期の保護になったケースが4名だった。



同伴児・者詳細	人数	入所期間(日)					
		1~5	6~10	11~15	16~20	21-30	31以上
DV被害者	乳児	2	1	1			
	幼児	4	1	2			1
	小学生	5	1	2			2
	中学生	2				1	1
	義務教育終了	2	1			1	
	18歳以上	0					
	小計	15	4	5	0	2	0
その他	乳児	1					1
	幼児	2	1				1
	小学生	3	2			1	
	中学生	3	3				
	義務教育終了	2	2				
	18歳以上	1	1				
	小計	12	9	0	0	1	2
総計	27	13	5	0	3	2	4

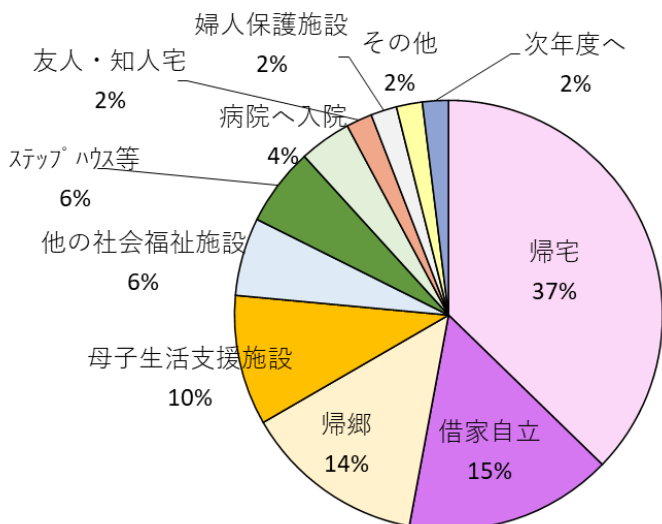
(4) 処理別 (退所理由)

処理別 (退所理由)	DV	その他	総計
帰宅(直近の住居へ)	8	11	19
自立(アパート等への入居)	5	3	8
帰郷(実家、生家、親族宅等へ)	7		7
母子生活支援施設入所	3	2	5
他の社会福祉施設へ入所		3	3
自費で利用できるステップハウス等(ホテル等)		3	3
病院へ入院		2	2
友人宅・知人宅	1		1
婦人保護施設へ入所	1		1
その他	1		1
次年度へ		1	1
総計	26	25	51

(5) 出身地

出身地	人数
長崎市	16
大村市	6
佐世保市	7
諫早市	5
新上五島町	5
その他県内市町	9
県外	3
総計	51

長崎市出身者が31%を占めている。また、県外出身者が長崎に来てから保護を求めたケースが3件あった。



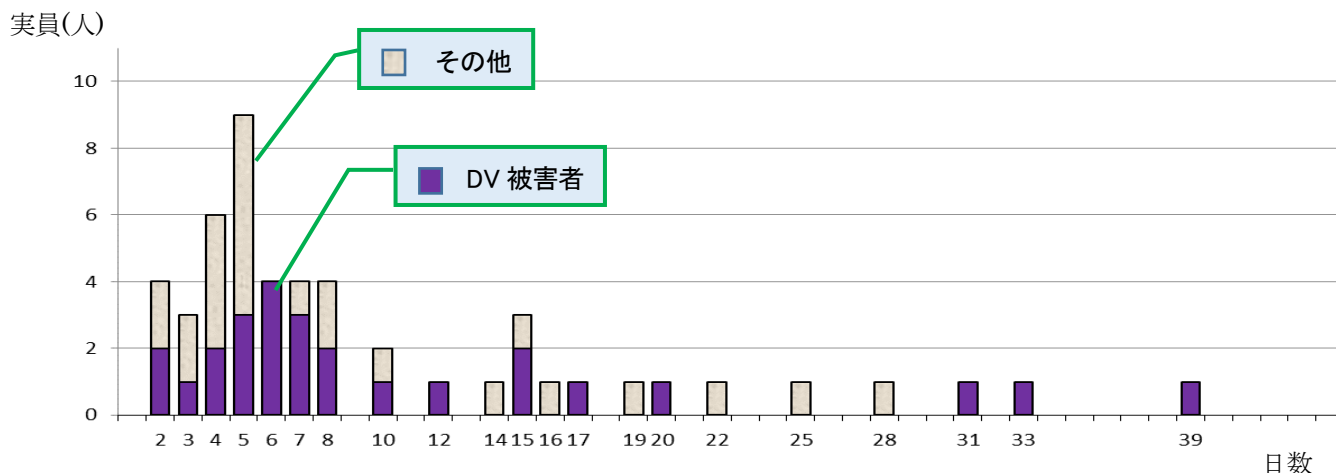
状況が落ち着いた時点で「直近の住居へ戻る者」が37%、「アパート等を借りて自立する者」が15%、「実家や親族を頼って退所となる者」が14%だった。母子生活支援施設へ移った方は10%いた。

また、新生活を始めるために資金がなく、入所中に生活保護の申請をしたケースが7件だった。

（6）滞在日数

令和3年度の平均保護期間は10日だった。5日で退所したケースが9名と多く、実家等への退所が5名、社会福祉施設等へ移った者2名、借家自立2名となっている。

長期間の入所となったケースは、「障害福祉サービスを利用するために、一から相談を始めて入所施設を確保したケース」「遠方の住宅を探すために時間を要したケース」等、各関係機関との連携の下、様々な施策を活用することで新生活への道を切り開いていったケースが多かった。



3 入所中の対応

入所期間中は、安全を確保し、心身の休養と安定を図るとともに、さまざまな社会資源に関する情報を提供するなど、入所者の自立更生に向けた支援、行動観察、生活指導及び、入所者の生活向上のための講習会開催等を行っている。

（1）心理判定

暴力被害を受け続けることで、心身に対して大きなダメージを受けている入所者が多い。

そのため、必要に応じ福祉施策や治療に繋げることを目的に、心理判定員により各種検査、心理面接を実施している。令和3年度は性格検査・知能検査等の心理検査を11件、心理面接を延べ122回実施した。

内容	対象	延べ数	計
性格検査・知能検査	女性	9	11
	同伴児	2	
心理面接	女性	102	122
	同伴児	20	



(2) 精神科相談（外来相談も含む）

入所期間中にも心理的・医学的なケアを要するケースが多いため、精神科医の嘱託医による相談を月2回行っている。入所期間には不眠を訴えるケースが多い。受診の結果「要受診」となった者が13名だった。

対象	診察の結果等	実人数
女性本人	要受診(内、診断書作成2)	13
	要経過観察	15
	医学的不介入	13
ケース相談		2
計		43



(3) 服薬管理

安全に生活してもらうため、安定剤等の服薬が必要な場合は、確実に服薬できるよう職員が服薬管理を行っている。

令和3年度は12名、24%の入所者について服薬管理を行った。



(4) 法律相談（外来相談も含む）

今後のことを考えるためには、正確な情報を得る必要がある。そのため、弁護士による法律相談を行っている。相談は月に1回の直接相談とともに、FAXで回答を求めるFAX相談を行っている。相談者の52%が離婚に関する問題を相談している。

なお、佐世保センターでも法律相談を実施しており、令和3年度は17件の相談を受けている。

	一時保護者	来所者	職員	計
直接相談	6	35	2	43
FAX相談	8	9	6	23
計	14	44	8	66



(5) ハローワークとの一体事業

避難したことで退職を余儀なくされたり、新生活のために就職を急ぐケースが多い。そのため、平成24年度からハローワークとの一体事業で個別相談や講座を開催してもらい、雇用保険や求人情報等、幅広く情報を提供してもらっている。

	開催回数	延べ人員
個別相談	12	21
講座	11	14

(6) 同伴児への対応

①青いノート

DVに巻き込まれ、気持ちの整理もつかないまま避難を強いられた同伴児童への支援として、一時保護所の目的の説明や暴力についての心理教育を行うために作成された「青いノート」を活用している。5歳以上を対象とし、令和3年度は、対象12名中、11名に実施した。




②訪問教育

一時保護している同伴児童の教育を保障するため、県教委・市教委との連携により、平成 17 年度から専任の教諭が派遣されている。平成 20 年度からは専用の学習室、平成 22 年 11 月には屋内運動施設も完成し体育の授業も可能になった。

令和 3 年度は平日 3 時限の授業を 32 日実施し、延べ 47 名の児童が参加した。

子ども自身の学校復帰への不安感の軽減が得られるとともに、保護者も、子どもを巻き添えにしたことの罪悪感から解放されるなど、訪問教育の果たす役割は大きい。



	学年	実人員	5	授業日数 32日
小学	1年	2		
	2年	0		
	3年	1		
	4年	1		
	5年	1		
	6年	0		
中学	1年	0	1	
	2年	1		
	3年	0		

③あれこれ会

(DV被害を受けた母子への同時並行心理教育プログラム『コンカレント・プログラム』の活用)

児童の自尊心の低下、感情表出の不得手、暴力的傾向の改善が目的に、平成26年度より、『あれこれ会』と称し『コンカレント・プログラム』の一部を心理判定員が行っている。

令和3年度は、3名の同伴児に述べ9回のプログラムを実施した。

家庭内での暴力について安心して話せる場をもうけることで、暴力についての誤った認識を変えるとともに、感情を吐露できる場となっていた。特に、個別では語れなかった子どもが、本プログラムの中では安心して発言できるようになっていった。

また、暴力被害を受けていた成人女性3名に対しても述べ9回のプログラムを実施したところ、自責の感情を持たないでいいことに気づくことができた等の感想が聞かれた。

(7) 所内研修

一時保護入所者の心理的安定や生活力向上を図るため、入所者の状況に応じて研修を実施。令和年度は、新型コロナ感染防止のために感染症対策講座を中心に開催した。

名 称	参加者
感染症対策講座	19 名

(8) 長崎県DV被害者等自立支援事業

一時保護所退所後も、心身を癒すとともに、新生活の手続き等の同行等で自立への支援を図るため、各種手続きの同行支援等を民間団体に業務委託している。

令和 3 年度は 2 名が退所後継続して支援を受けた。

4 婦人保護施設への措置業務

長期にわたる更生指導・支援が必要な女性を、自力で社会生活が営めるまでの間、婦人保護施設に措置している。令和 3 年度は女性 1 名の措置を行った。経済的な問題を解決した後に、借家を確保することができ、退所となった。